

資 料

データベースに関する法的諸問題

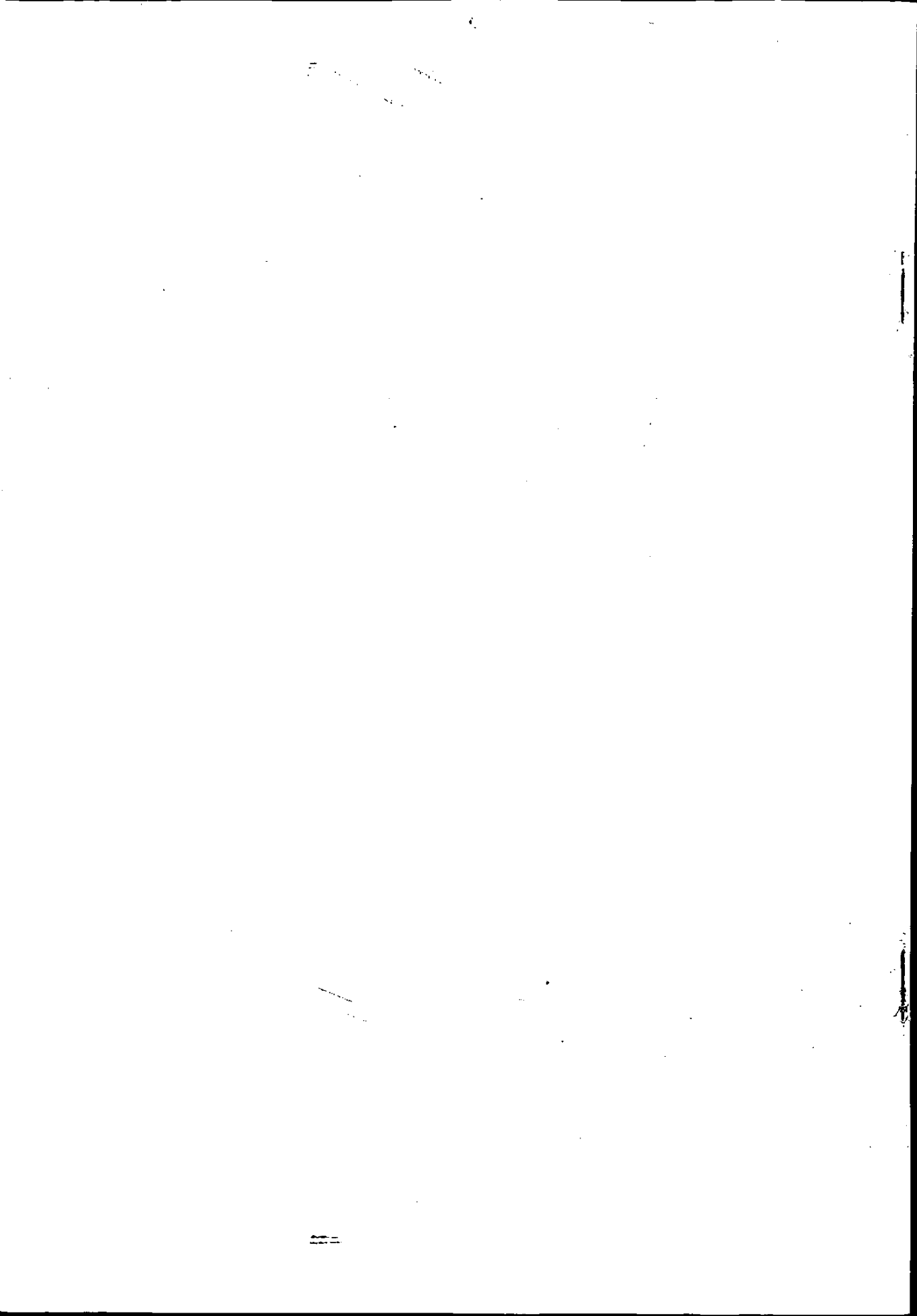
昭和 56 年 3 月

JIPDEC

財団法人 日本情報処理開発協会



本書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である
機械工業振興資金の補助を受けて作成したものです。



目 次

調査の概要	1
第1部 法的問題調査	
1. データベースに関する法的諸問題	1
1.1 ま え が き	1
1.2 前提条件に関する諸問題	2
1.3 データベースの法的特色	4
1.4 データベース作成、流通上の法律問題	5
1.5 あ と が き	7
2. データベース取引の契約法上の問題点	9
2.1 取引の当事者	9
2.2 データベースの供給態様	9
2.3 各段階の取引契約の性質	10
2.4 情報の「所有権」	14
2.5 データの瑕疵に対する責任	16
2.6 データベースの盗用及び契約違反の利用	18
2.7 独占禁止法上の問題点	20
3. データベースに関する著作権	23
3.1 序	23
3.2 データベースの作成段階	23
3.3 データベースの加工段階	24
3.4 データベースの流通段階	24
3.5 条約および諸国の対応	26
3.6 ま と め	28
4. 行政情報の公開と非公開	31
4.1 行政情報の公開に関する現行法の例	31
4.2 国立公文書館の公文書等の公開	31
4.3 統計法に基づく公表とその問題点	33
4.4 各省庁の情報取扱い	36
4.5 情報公開法制定にむけて	40
4.6 ま と め	46

第2部 データベース流通の現状

1. データベース・サービスの現状	49
1.1 データベースに関係する業者	50
1.2 データベースの利用者	56
1.3 データベースの市場	56
2. データベース・サービスの特長と内容	61
2.1 原資料とデータベース	61
2.2 データベースと検索出力	67
2.3 データベースの信頼性	70
2.4 データベース・サービスの必要資源	70
2.5 データベース・サービスへの要求	71
2.6 サービス契約	72
2.7 サービス料金	73
2.8 データベース利用の制限	76
3. 公共的データベースの現状	83
3.1 数値データベース	83
3.2 文献データベース	90
3.3 海外の公的機関のもつデータベース	96
4. データベース・サービスへの意見集成	99
5. データベース・サービスに関するヒアリング結果	105
5.1 日本のばあい（公共的情報を主に）	105
5.2 米国のばあい（著作権を主に）	107

調 査 の 概 要

目 次

調 査 の 概 要

- (1) 目的と経緯 I
- (2) 検討方法と範囲 I
- (3) 本書の構成 II

調 査 の 概 要

(1) 目的と経緯

本調査は昭和54年度に(財)日本情報処理開発協会が、(株)旭リサーチセンターに依頼して行ったものである。

(財)日本情報処理開発協会は昭和53年度より3カ年計画で「産業別情報拠点育成に関する調査研究」を実施中である。本調査研究は4つのサブテーマから構成されている。それは、

- ① 産業別情報ニーズ調査
- ② 産業別情報拠点パイロット・システムの開発
- ③ 産業別の海外情報に関する基礎調査
- ④ 情報ネットワーク形成に関する制度的諸問題の検討

となっている。本調査は上記の第4のサブテーマの検討資料として、

- ・ 統 計 法
- ・ データの作成権及び購入者の第三者への再提供の問題
- ・ そ の 他

についてまとめたものである。

本調査を具体化するに当たり、調査目的に対し、若干の変更が行われた。すなわち、対象をデータベースに限り、これに対する法的規制を調査することとした。そのために、次の手順にしたがって調査を進めた。

- ① データベースの作成から消費にいたる全過程について、現実に存在する流通経路を列挙する。
- ② それぞれについて現行法規との対応を検討する。
- ③ 諸外国(とくに米国)のこの分野における法制を調査する。

ここに示す法制としては、著作権法、統計法、情報公開法(構想)などが対象となった。

(2) 検討方法と範囲

(株)旭リサーチセンタは、本調査を実施するために、北川善太郎教授を座長とする研究会を組織し調査を行った。研究会の委員名とその担当を示したものを次表に示す。

委 員	所 属	分 担
北 川 善太郎	京都大学法学部教授	総 括
斉 藤 博	新潟大学法学部教授	著 作 権 関 連
阪 本 昌 成	広島大学法学部助教授	情 報 公 開 関 連
松 本 恒 雄	広島大学法学部助教授	情 報 契 約 関 連

委 員	所 属	分 担
名 和 小太郎	情報リサーチセンター 主席企画員	} 事務局 現状調査
福 島 嗣 郎	“ 主任研究員	
増 沢 昭 三	“ 研 究 員	
長 田 洋	“ “	

検討方法としては、法的調査は委員が主体となって行い、データベースの現状調査は事務局が主として行った。

検討対象としては、前項に示したものを編成しなおして、

- ・ 情 報 公 開（統計法を含む）
- ・ 著 作 権
- ・ 情 報 契 約

の3点とした。

（3） 本 書 の 構 成

本書は2部に分かれ、第1部はデータベースに関する法的検討の結果、第2部は、データベースの形成及び流通に関する現状調査の構成となっている。

第 1 部
法的問題調查

1. データベースに関する法的諸問題

北 川 善 太 郎

目 次

1. データベースに関する法的諸問題	1
1.1 まえがき	1
1.2 前提条件に関する諸問題	2
1.2.1 問題の存在	2
1.2.2 ハード面に関する前提条件	2
1.2.3 ソフト面に関する前提条件	2
1.3 データベースの法的特色	4
1.3.1 無体物としてのデータベース	4
1.3.2 データベースの法的保護	4
1.4 データベース作成、流通上の法律問題	5
1.4.1 作 成	5
1.4.2 流 通	5
1.4.3 民事責任その他	6
1.5 あとがき	7

1. データベースに関する法的諸問題

1. 1 ま え が き

およそ法律制度ないし法律問題は、少くとも二面から考える必要がある。これは新しいものを立案する場合にも、現存のものを分析しあるいは改善しようとするさいにもあてはまる。ここで二面とは法律の構造面からのアプローチと法律の機能面からのアプローチである。わかり易く言えば、法律の法文がどうなっているか、どのように表現すべきかを検討するのが前者であり、法律が現実にとどのように動いているか、どのように動くべきかを解明するのが後者である。本論文では、便宜上、前者を法の構造的アプローチ、後者を法の機能的アプローチと称する。このうち法の構造的アプローチは法学では伝統的なものであって比較的なじみやすいのに対して、後者、法の機能的アプローチは個々の判決や個別法規についてはある程度解明できても、一般的にいったんかなり困難な作業である。とくに学問的な研究課題としては、まだ未開拓である。俗に、立法は闇夜に鉄砲を打つのに似ているといわれるが、これは立法政策における法の機能的アプローチの困難さを物語っている。

本研究が対象にしているデータベースないしその流通の問題もその例外ではない。法の機能的アプローチからこの対象を研究するには、まだまだ準備不足である。「情報公開」「著作権」「契約」の3点を柱とする以下の諸報告も、ようやく法の構造的アプローチの一端に辿りついた程度であると云わざるを得ない。この点でも諸外国の発展がわれわれにとって参考になる。とくに、構造面での新しい動向（たとえばアメリカ合衆国における情報公開制度やデータベース・ビジネスの展開）は、わが国の制度のあり方を考えるさいに多くの示唆を与える。しかし問題は、それらをそのままわが国に導入すればよいことになるのかである。これは明らかにノーであろう。導入の可否、導入の条件、方法はまさに法の機能的アプローチの研究課題である。

わが国の「近代化」の過程では欧米モデルの導入に熱心であるあまり、法の構造的アプローチに加えて法の機能的アプローチにあまり思いをいたすことなく外国の法制度なり、法律問題を眺めて来たといえるコンピュータ・システムというきわめてホットな対象にかかわる本研究でも、この点に留意する必要がある。やや具体的にいえば、データベースが完備し、それを流通させるビジネスが盛んになることは、わが国でも必要である。だが、このことと、どのような法制度のもとで、その実現をわが国で目指すべきかは別なのである。というのは、わが国において、たとえば、アメリカどまったく同じ法制度を確立しえたと仮定しても、その制度の役割は自ら両国では異ならざるをえないからである。わが国における最適条件を採るのが法の機能的アプローチの課題である。本研究はこのような問題意識を背景にしながら、まず第一歩として法の構造的アプローチを試みたものである。

本報告は以上のような立場から、データベースの法的諸問題について序論的な検討を試みるものである。

1. 2 前提条件に関する諸問題

1. 2. 1 問題の存在

現在のところ、わが国でデータベース・ビジネスが高度に発展し、それに関する多くの法律問題が法律家の解答を待っているという状況からはほど遠い。そのような状況にいたるにはなおいくたの前提条件が充たされねばならない。そのような前提条件として何が問題になるであろうか。これは、一見したところ法律論とかかわりのない技術的、経済的問題のように思われるかもしれない。もし、法的分析をもって、前述した構造的アプローチが必要かつ十分であるとするならばその通りであろう。しかし法の機能的アプローチが法律論にとり必要で不可欠であるとするならば — そして、これが今日の法学の趨勢である — 前提条件をぬきにした検討は、われわれにとり一面的といわざるをえない。

以下の考察では前提条件を技術面を中心とするハード面と、その技術を動かす人的・物的機構に関するソフト面に分けてみる。

1. 2. 2 ハード面に関する前提条件

コンピュータを中心とする文字通りハードウェアの発達日は進月歩であって、データベースの流通問題の前提条件に関してとくに問題とする必要はないであろう。むしろ、このような前提条件が具備したからこそデータベース・ビジネスの振興が関心をよぶにいたったわけである。ハード面で残された前提条件はデータ通信回線の利用規制にからむ問題であろう。ただ、この点についてはすでに論議が重ねられ、実際上も種々の動きがあるので本研究ではとくに取り上げていない。

コンピュータその他の情報機器は日進月歩とどまるところを知らないで、ここでいう前提条件の整備（たとえば品質規格統一）は法的規制によるよりも技術面の進歩により実現されることが多く（規格が異なっても、互換性ある機器の開発が条件を整備することになる）、結局、データベース流通の前提条件に関する法律問題の重点は、技術的にほぼ問題がないことから、その技術を動かす・物的機構のソフト面にあるといえよう。

1. 2. 3 ソフト面に関する前提条件

これには種々のものがある。そのうち2、3をあげる。

① 法に対する考え方（法意識）との関係

ある問題に出会った場合、それに関する情報を収集し、そこで確認した事実を尊重し、その上に自らの政策判断を形成するというプロセスは、わが国では必ずしも定着しているとはいえない。問題を対象化し、自分の手よりつきはなして冷静にとらえることよりも、むしろわが国では自分を問題のなかに放り込み、自分がたえず中にいながら問題の解答を探っていくことが好まれる。このような思考パターンは自己とは別の法規範という客観的な基準にてらして自分が判定され裁かれることを出来る限り回避しようとする。法による解決がわが国ではなかなか浸透しがたい所以である。さらに、徹底的に事実・状況をつきとめることよりも、適当なところで妥当な途を探ろうとする「低い」権利意識

を生み出す。このような傾向にはそれなりに大きなメリットがある。しかし、このような傾向が事実として現にわが国に存在している限り、それはデータベース・ビジネスの振興にとって阻害要因となりかねないのである。それをどのように受けとめるか。

この点に対して明快な答は見出しにくいのであるが、他の法分野での動向などを参考にすると、ここで指摘しうることは、そのような「あいまいさ」こそデータベースを最大限利用することで是正すべきであり、また、ある程度、是正を期待しうるという点である。これからは、事実を事実としてまず尊重する姿勢が根付くべきであり、その上で、わが国で特徴的な柔軟な問題解決方式が働くようにもっていくのが今後の歩むべき方向ではなからうか。この意味で一見データベース流通には親しみやすいようなわが国の「体質」も必ずしもそれと矛盾するものではないし、逆に、かかる体質改善がデータベース流通により期待できるのである。

② 情報に対する低い評価

わが国では情報、無形物、知識に対して正当な評価が与えられないところが多い。これもその実態が何かが究明された上のこととはいえないが、このような意識の存在は認められそうである。たとえば、著作権に対する意識の低さ。これが情報産業の発展とどう関連するのか。

この点は、①で述べたのと同様にデータベース流通を阻害する要因となりかねない（対価を払ってまで情報を手に入れようとしない傾向）。しかしこれも結局はデータベースないしその流通のもたらす効用によって決まってくるであろう。より有用なデータが相当な対価で入手しうることになれば、①よりもより容易にデータベース・ビジネスがわが国で受け入れられるであろう。この関連で、法律的にはデータベースの権利処理システムを確立しデータベースへの容易なアクセスを確保することが望まれる（注1.）。

③ 行政とデータベース流通

データベース流通システムの確立に行政が重要な役割を果たすべきことはいうまでもあるまい。しかし、もし、そのシステムが官庁主導型で官製のシステムであるとすれば、これは望ましいとは限らない。このあたり微妙な問題がからむが、たとえば、「情報サービス公社」が企業なり消費者に情報を提供するといった方向は多数の支持をえられないであろう。他方、行政の積極的な協力がなければ、データベース・ビジネスは跛行的なものになってしまうであろう。統一的な情報公開制度の確立が、この点についての前提条件である（注2.）。現在でも公共的データベースの提供はある程度行われているが、その提供方式にはバラつきが目立つし、また、なによりもデータベース流通がわれわれの社会にもたらしうる利益、価値について十分な認識をもった上で採用されていない。この意味でデータベース流通のもつ意味価値について根底から再検討しておくべき時期がきている。これは、ビジネスとしての将来性にとどまるものではない。データベースの流通がビジネスとして確立し発展すると、その社会生活、教育制度、研究体制、国際関係その他もろもろのセクターに対する波及効果が大きいからである。

（注1.）第1部3章参照

（注2.）第1部4章参照

④ プライバシー

データベースの増加、データベース・ビジネスの発達に比例して、個人のプライバシーがおびやかされ、侵害される。目に見えないところでこうした事態が進行することはさげがたい。法人のプライバシーを認めるならば（この点はまだ決着がついていない）、より一層プライバシー問題は複雑な様相を呈している。企業機密がからまってくるためである。これは、情報公開に踏みきっているアメリカの現状からも明らかである。わが国におけるプライバシー論議も情報公開と関連づけて行われている。プライバシーそのものについては、今回は本研究の対象からははずしているので、ここではその問題の指摘にとどめてこれ以上立ち入らないことにする。ただデータベース・ビジネスとの関連で一言ふれるならば、データベースの作成段階、流通段階、最終利用段階のそれぞれにおいて、プライバシー保護（自己の情報へのアクセス権を含めた）は、法律的に種々の性質の異なった問題に出会うことになるので、これを区分けして検討を進める必要があると思われる。

1. 3 データベースの法的特色

1. 3. 1 無体物としてのデータベース

ひろく情報は独自の価値をもっている。これは今日では誰も疑わないであろう。情報産業という表現も定着している。この情報は法的には無体物といわれている。土地、建物などの不動産や自動車、各種の情報機器などの動産のような有形の有体物に対し、目に見えない情報は無体物と称されている。法律的には、特許・商標・著作権などがその代表例であるが、ソフトウェアもこれに入る。情報の一種であるデータベースもしたがって無体物である。データベースが磁気テープのような有形物に収録されていてもデータベースそのものまでも有形化し有体物となるわけではない。丁度特許製品と特許発明との関係のように。

データベースが無体物といえども、それは法律的に保護に値する値打ちをもっているか。それが経済的、社会的に十分価値のあるものであっても、それが直ちに法律上も価値があり、データベース上の権利、たとえば、「データベース権」といったものが、あたかも家についての所有権が認められるのと同じように認められることにはならない。この点はソフトウェアと類似している。将来の発展はさておき、さしあたり「データベース権」は著作権によりながらその保護をはかるのが妥当であろう（注3.）。ただし、著作権と「データベース権」とがまったく同一視しうるかは問題として残るかもしれない（注4.）。

1. 3. 2 データベースの法的保護

データベースを法的にみると、一応、上述のように解しうるが、その法的保護となるとつぎの点に留意すべきである。

（注3.）第1部第3章でこの問題を扱う。

（注4.）この点は一応区別して考えうる。後述1. 3. 2；1. 4. 1および2. 4 参照

まず、著作物として著作権法によって種々の救済が与えられる。そのほかに、「データベース権」として法的保護が当然に与えられるわけではない。また著作権による保護だけで十分であるともいえないし、なかに著作権による保護の対象にならないデータベースもある。データベースにあっては、既成の物権や債権が侵害された場合と異なり法的保護の範囲・程度ないし種類はそれ程はっきりしているとはいえない。かりに所有権を類推して「情報所有権」の如きものを考えても、無体物としてデータベースには有体物と異質な性質が内在している。たとえば、有体物と異なり、同一データベースの重複生産、流通が可能であるために、データベースの流通にさいしては、MT毎の譲渡方式よりもライセンス方式がとられたり、MTを提供してもその転譲渡を禁止したり、あるいは一定期間後にはMTの返却を義務づける等、無体物の特徴がそうした点に反映している。

以上のように見えてくると、データベースの法的保護は契約を通して行うのが適切であることになる。もっとも契約による場合には、その効果は、契約当事者間に原則として限定されるので、必要に応じて同じ効果を契約相手方以上に及ぼすために、相手方が第三者と締結するさいに、相手方にその効果を盛り込むように義務づけるといった契約条項上の配慮が必要である。

1. 4 データベース作成、流通上の法律問題

1. 4. 1 作 成

データベースはその作成者に属するのが原則といえようが、これには種々の例外がある。まず、契約によって権利・利益帰属が決められている場合にはそれによる。つぎに、データベース作成者に多額の資金や設備を提供した者は加工の法理の類推によって（民法246条）、作成者でない提供者がデータベースを自己の物となしうる。あるいは両者の「共有」関係になることも考えられる。前述したように、データベース「所有権」は確立しているとはいえないのであるが、データベースが取引の客体として流通するので、法的に保護すべき利益がそこに存在している。この価値利益の帰属者が誰であるかは法律上考えておくべき問題である。

つぎに、公共的データベースについて、行政の手になる報告書、調査データ、記録その他の情報が政府刊行物として一般に公開される場合にはとくに問題はないが、そうでない場合に、データベース自体を法的に独自の価値をもつ無体物とみると、作成した行政官庁がその価値・利益主体となると考えうる。そこで公物の民間への払下げと類似の問題が公共的データベースの流通に関連して介在することにならないか検討すべきである。

1. 4. 2 流 通

データベース・ビジネスの流通機構がどのような形態をとるかは、現在のところ流動的である。基本的には中間の流通業者として卸機能をもつものと小売機能をもつものに分かれ、さらに、データベース・サービスを仲介する業者や、会員サービスとしてデータベース・サービスを行う業界団体もある。また、データベース・サービスの方法として、オンラインとオフラインの二種が重要で

あるし、データベースの流通にさいして有形物（MT、印刷物）のみを扱う場合もあれば、情報としてのデータベースを扱う場合もある。前者の場合はとくに一般の商品の取引と異ならないが、無体物であるデータベースが取引される場合には、それとして独自の問題が生ずる。たとえば、オンラインで提供された情報を、消費者が一般に購入した商品を消費し、処分するのと同様に考えてよいかは問題である。この点に関して、契約条項で、消費者に販売した「情報」をさらに第三者に流さないように義務づけている例を見るが、有形物の取引と必ずしも同列に論じえないことを物語っている（注5.）。

いずれにしても、データベースの流通に関して契約による取決めが法律上主要な役割を果たすことになるが、そのさいわが国の流通機構の構造と特質を十分把握した上でその法律的構成に努めるべきである。あまり実務に密着しすぎると既存の法律制度とのつながりがぼけるし、他方、既存の法律制度にこだわりすぎると、現実ばなれのした法律論になりかねない。

1. 4. 3 民事責任その他

① 民事責任

データベース・ビジネスが発達するとデータベースと従来の法律問題とがからまって種々の問題が続出しよう。たとえば、データベースに依存していたところ、その中に虚偽のデータが含まれていたため、あるいはプログラム・ミスで誤った情報が打ち出されたために、ユーザの事業上大きな損失を受けた場合、データベース作成者や流通業者は、そうしたデータの提供に対して民事責任を問われることがある。直接の契約当事者間では、データベースの内容、品質について免責条項や責任制限条項である程度リスクを回避しうるが、第三者との関係では、そうした条項は効力を生じない。逆に、提供したデータベースなりデータが契約条項に反して悪用された場合に生ずる責任問題も、情報の特質とからんで、有形物を対象にした契約責任法で十分扱いうるか、特許の冒用と似たような事情が見られる（注6.）。

取引が介在してもしなくても、データベースの保存の問題がある。データベースの倉庫業も考えられているようであるが、火災、震災、盗難その他の不慮の事態に備えて、あるいは、企業情報の漏洩防止のためにも、データセキュリティの確保が重要な課題である（注7.）。これは法律的には、コンピュータ保険契約による損害、填補措置、加害者に対する民事責任の追及に関連してくる。

② 民事紛争

データベース業者が倒産したときに、その保有するデータベースの差押え、競売の問題が生ずるしあるいは破産、会社更生手続でデータベースはどのような取扱いをうけるのか、も今後のテーマである。また、データベースに財産価値があるので、それを担保にとることが考えられる。そのさいの担保権設定方法や担保権の実行方法はどうなるかも、法律的には興味ある問題である。さらに、MTが文書か証拠物かという議論が法廷で争われているように（注8.）、民事訴訟手続でもデータベースは

（注5.）これらの点については、第1部2章で詳しく検討されている。

（注6.）次章2.5および2.6を参照

（注7.）上國忠弘「コンピュータ情報の保護」ジュリスト658号（1918）38頁以下を参照

多くの問題を投げかけている。

1. 5 あ と が き

以上、データベースないしデータベース流通に関連して生じうる法律上の問題を概説した。もとよりきわめて粗雑な概説であって多くの問題点を残しているし、とりあげた論点も十分分析しつくしたわけではない。これは、問題が新しいことにもよるが、その足りない点は今後の研究によって補足拡充して行きたい。本研究で終始念頭にあったのは、無体物に対する法システムをどう考えるべきかであった。有体物を中心とする法システムをデータベースのような無体物に適用するには限界がある。その分析は法律学にとっての大きな研究課題である。

（注 8.）大阪高決 昭 5 3. 3. 6 判時 8 8 3 号 9 頁（電力会社の測定記録等を入力は M T を準文書として文書提出命令により提出を命じた事例）。

2. データベース取引の契約法上の問題点

松 本 恒 雄

目 次

2. データベース取引の契約法上の問題点	9
2. 1 取引の当事者	9
2. 2 データベースの供給態様	9
2. 3 各段階の取引契約の性質	10
2. 3. 1 ソースデータ所持者 — プロデューサ	10
2. 3. 2 プロデューサ — オンライン・ディストリビュータ	11
2. 3. 3 オンライン・ディストリビュータ — ユーザ	12
2. 3. 4 プロデューサ — ユーザ	12
(1) オンライン	12
(2) 磁気テープ	13
(3) 印刷物	13
2. 3. 5 プロデューサ — オフライン・ディストリビュータ	13
2. 3. 6 オフライン・ディストリビュータ — ユーザ	13
2. 3. 7 ブローカーの法的地位	13
2. 3. 8 ユーザとしての団体 — 構成員	14
2. 3. 9 会員制のデータベース	14
2. 4 情報の「所有権」	14
2. 4. 1 オフライン	14
2. 4. 2 オンライン	15
2. 5 データの瑕疵に対する責任	16
2. 5. 1 データの瑕疵	16
2. 5. 2 瑕疵担保責任	16
2. 5. 3 不完全履行責任	17
2. 5. 4 危険負担	17
2. 5. 5 免責条項の効力	18

2. 6	データベースの盗用及び契約違反の利用	18
2. 6. 1	日経マクロウヒル事件	18
2. 6. 2	不法行為	18
2. 6. 3	不当利得	19
2. 6. 4	準事務管理	19
2. 6. 5	契約違反	19
2. 6. 6	返還請求、消去請求	19
2. 6. 7	差止請求	20
2. 7	独占禁止法上の問題点	20
2. 7. 1	情報独占	20
2. 7. 2	再販売価格維持行為	20
2. 7. 3	事業者団体	21

2. データベース取引の契約法上の問題点

2.1 取引の当事者

ここではデータベースの流通過程における法律問題のうちで、取引契約にかかわる問題点を取りあげて検討することにする。まず、あらかじめ取引の各段階において登場することの予想される当事者を列挙すると次のようになる。

- A ソースデータ所持者
- B プロデューサー
- C 流通業者
 - C-1 オンライン・ディストリビュータ
 - C-2 オフライン・ディストリビュータ
 - C-3 ブローカー（検索代行業者）
- D ユーザ
 - D-1 団体
 - D-2 構成員

現実のデータベース取引に登場する公共機関、団体、企業は上記のような単一の性格を有している場合もあれば、プロデューサーとディストリビュータを兼業している場合（いわゆるインテグレートド・サービス・ベンダー）や、エンド・ユーザとしての性格と流通業者としての性格を合わせ持っている場合のように複合的な場合もある。

2.2 データベースの供給態様

上記の流通段階の各当事者間でデータベース取引としていかなる物又はサービスが供給されるかが次の問題である。次の4態様が考えられる。

- ① オンライン
- ② 磁気テープ
- ③ 印刷物
- ④ サービス

磁気テープや印刷物で供給される場合は、データベース取引の本来の目的たる情報が磁気テープや印刷物という有体物の形をとっているので、物の売買もしくは賃貸借という物に関する契約との構成をとりやすい。これに対して、オンラインによる場合はライセンス契約とも、無体物たる情報の必要部分の売買とも、あるいはサービスの供給とも構成しうる。データ通信ネットワークを自ら所有し、オンラインで情報を伝達するディストリビュータの場合、プロデューサーの作成したデータベースの卸売業者としての性格づけとデータ通信ネットワークを利用させるサービス業者としての性格づけが可能であろう。データベース取引の分析にあたっては、物の取引かサービスの取引かに単純に二分できない要素を含んでいる点に注意する必要がある。

データベースの取引形態は当事者と供給態様との組み合わせの数だけ考えることができるが、そこ

には現実にはない組み合わせも入ってくる。すべての可能な流通経路と供給態様の組み合わせを列挙して、それぞれの取引契約の性質を明らかにすることが必要であろうが、紙数の関係もあるので、重要と思われる取引段階のみに限って検討する(1)。すなわち、次の各段階である。

- ① ソースデータ所持者 — プロデューサー
- ② プロデューサー — オンライン・ディストリビュータ
- ③ オンライン・ディストリビュータ — ユーザ
- ④ プロデューサー — ユーザ
 - ・ オンライン
 - ・ 磁気テープ
 - ・ 印刷物
- ⑤ プロデューサー — オフライン・ディストリビュータ
- ⑥ オフライン・ディストリビュータ — ユーザ
- ⑦ ブローカーの法的地位
- ⑧ ユーザとしての団体 — 構成員
- ⑨ 会員制のデータベース

2. 3 各段階の取引契約の性質

2. 3. 1 ソースデータ所持者 — プロデューサー

厳密に言えば、この段階は流通過程と言うよりは、むしろデータベースの作成過程と言うべきかもしれない。ソースデータ保持者としては、国、自治体、特殊法人等の政府機関の場合、学会、大学等の非営利機関の場合、民間機関の場合がある。ソースデータ所持者が政府機関である場合には、情報公開等の公法上の問題があるが、契約法上は他の場合とあまり異なるところはない。この段階には、次の3つのタイプが考えられる。

① ソースデータ所持者が印刷物の形で公表したデータ、又は未公表のデータをプロデューサーが収集して磁気テープ化する場合

② ソースデータ所持者がプロデューサーに磁気テープによるデータベース化を委託する場合

③ ソースデータ所持者が自ら作成した磁気テープ（マスターテープ）をプロデューサーが購入ないしは使用権の設定を受け、それを再編成し、付加価値を付ける場合

第1のタイプの場合は、データソース所持者の有する著作権の処理を除けば、プロデューサーが独自で収集した個別データをデータベース化する場合と大差ない。

第2のタイプの場合は、情報処理委託契約であり、請負契約と考えることができるであろう(2)。プロデューサーの側からデータベース化についてのソフトウェア及びノウハウの供与があるわけであるが、データベース自体の主たる権利は注文主たるデータベース所持者に帰属すると考えるべきであろう。従って、ソースデータ所持者の許可なくして、プロデューサーは当該データベースを販売し、又

は他人の利用に供することは許されない。しかし、当該データベースが商品化される場合には、他の者に優先して、場合によっては排他的なライセンスを取得しうることをあらかじめデータベース所有者と約定しておくことはできる。

第3のタイプの場合、契約の性質を確定することはかなり困難である。政府機関で作成されたデータベースが民間に磁気テープの形で公表され、テープのコピーについての実費だけが徴収される場合には、データベースの本体たる情報については無償で譲渡（贈与）されたことになる。商品化についてのロイヤリティが徴収される場合には、出版契約もしくはレコードの原盤供給契約類似のものと考えることができよう。磁気テープの実質供与の場合にはプロデューサーに排他的な権利が設定されることはなからうが、有償供与の場合には排他的権利が設定される場合と非排他的権利が設定される場合がある。そして、いずれの場合にもソースデータ所持者自身のデータベース利用権は制限されることはない。特許権の譲渡や専用実施権の設定（特許法68条）のような物権的効力は現在のところ認められない。

2.3.2 プロデューサー — オンライン・ディストリビュータ

プロデューサーが自社コンピュータを利用して、自らオンライン・ディストリビュータとしての役割をも兼ねている場合も多いが、ここでは別々のものとして分析してみる。プロデューサーとオンライン・ディストリビュータの関係は、金銭の支払方式に応じて、次の4タイプに分類されている(4)。

- ① 購入方式
- ② ロイヤリティ方式
- ③ 基本料金及びロイヤリティ方式
- ④ 契約サービス方式

購入方式では、ディストリビュータにより磁気テープが一定の値段で購入される。売買契約と考えられ、磁気テープ及びテープに含まれた情報の所有権は一応ディストリビュータに帰属すると考えてよいであろう。

ロイヤリティ方式では、契約したデータベースへのアクセス1件あたりの一定額のロイヤリティの料金がディストリビュータから支払われる。プロデューサーの側から見れば、オンライン・ネットワークの利用契約とも考えられるが、ディストリビュータの側から見てのデータベースの利用契約と構成されることになる。但し、本来のデータベースの内容たる情報の使用料はユーザからプロデューサーに支払われるのであるから、ここで支払われるロイヤリティ料はユーザがディストリビュータのネットワーク使用料として支払った料金の一部に該当する。磁気テープ及び情報上の所有権はプロデューサーの下に留保され、ディストリビュータがデータ内容を変更することは許されないであろう。

基本料金及びロイヤリティ方式では、1年間あるいは過去数年間のバックファイルに対して一定料金が課され、さらに年間ライセンス料及び接続時間並びにオンラインのプリントアウトの件数に応じてロイヤリティ料金が課される。上記の二方式の中間形態にあたり、ライセンス契約の一種であろう。

契約の内容にもよるが、データベースの内容を独自のソフトウェア及びノウハウによって再編成し、付加価値を付けてユーザに供給することも許されよう。契約サービス方式は、プロデューサーがある特定範囲のユーザにデータベースをオンラインで提供したい場合に用いられ、ディストリビュータはプロデューサーのサービス・ビューローの役割を果たす。プロデューサーがディストリビュータの有する諸設備を利用する契約であり、使用料はプロデューサーからディストリビュータに支払われる。

以上いずれの方式をとった場合でも、プロデューサーとディストリビュータとの契約によって、他のディストリビュータとデータベース・サービス契約を結ばないとか、直接ユーザに磁気テープを供与しないといった内容の独占的排他的権利をディストリビュータに与えることは可能である。しかしかかる内容の権利が第三者をも拘束するほどの物権的性質をもつか、すなわち、そのような特約に反して、データベース・サービス契約が締結された場合のディストリビュータや磁気テープの供与をうけたユーザに対して、当初のディストリビュータが特約を根拠に特約違反の取引の効力を争いうるかどうかは疑問である。

2. 3. 3 オンライン・ディストリビュータ — ユーザ

ユーザが自ら端末機を操作してデータベースにアクセスする場合は、ユーザによるディストリビュータ所有のデータ通信ネットワークの利用契約である。これは、コンピュータ・ハードウェアの賃貸借契約を中心に諸々のサービス契約を組み合わせた内容をもっている。いわゆるタイム・シェアリング・サービス契約について、目的物たる中央の大型コンピュータの引渡しが行われていないのが問題であるが、コンピュータと端末機との接続によって、タイム・シェアリング・サービス中はユーザにコンピュータの直接占有が移転しているとも言えることができると解されている(5)。

オンラインであれば中間に人手は介在しないから、準委任や請負と構成する余地はなからう。

2. 3. 4 プロデューサー — ユーザ

(1) オンライン

ユーザがオンラインによって直接データベースにアクセスする場合のプロデューサーとユーザとの間の契約の性質は、無体物たる情報の売買とも考えることもできるし、プロデューサー所有のデータベース及びソフトウェアの利用契約（賃貸借類似）とも考えることができる。料金の支払方式としては次の3タイプがある(6)。

- ① 定額制 — 月間ないし年間の使用料が一定額に定められている場合
- ② 従量制 — 供与されたデータの個数又は端末接続時間の割合に応じて料金が定められている場合
- ③ 定額制と従量制の併用

情報の売買契約と考える場合、従量制は供与された個々の情報ごとの売買と考えることができるが定額制の場合は当該データベースに含まれている情報が全体として一定額で売却され、ユーザの利用に委ねられたことになる。しかし、全くアウトプットされなかった情報部分については、契約期間終

了後はアクセス権はなくなるわけであるから、売買と構成するには難点がある。非典型的の利用サービス契約と考えるのが妥当であろう。但し、少なくとも、アウトプットされた情報の所有権はユーザに確定的に帰属することになる。

(2) 磁気テープ

プロデューサーからユーザに直接磁気テープが供与され、ユーザ設置のコンピュータを利用してデータベースにアクセスする場合、磁気テープ及びその中に含まれている情報の売買であると考えるのが容易であるが、前述の定額制のオンライン・サービスの場合と同様の問題がある。一定ないし契約終了時に磁気テープの返還が義務づけられている場合には、磁気テープ自体は賃貸借又は使用貸借ということになる。ちょうどLPガスの売買をボンベ単位でおこなっている場合と類似している(7)。売買とは言っても、通常テープのコピーや第三者への譲渡、転貸は特別のライセンス契約が結ばれている場合を除いて禁止されているから自由な処分、収益の権利の取得を意味するわけではない。

(3) 印刷物

定期的に印刷物の形でユーザに情報が提供される場合には、通常の雑誌の定期購読と同様に考えることができる。ユーザからの依頼に応じてパッチ処理の形でハードコピーのサービスがなされる場合には、請負ないし準委任とも考えられるし、ハードコピーの売買とも考えられよう。

2.3.5 プロデューサー — オフライン・ディストリビュータ

これは、通常、海外のデータベース・プロデューサーから国内の業者がデータベースを磁気テープの形で輸入し、自らのデータ通信ネットワークを利用して直接ユーザに、又は他のオンライン・ディストリビュータを介してユーザに情報を伝達する場合に見られるが、国内業者相互間でもありうる。この場合の取引契約の性質決定にもかなり困難な問題がある。磁気テープの物理的移動がともなうから、売買又は賃貸借との構成も可能であるが、2.3.1のソースデータ所持者が自ら作成したマスターテープがプロデューサーに譲渡される場合と同様に、出版契約又はレコードの原盤供給契約類似の一種のライセンス契約と考えることができよう。

代表的なデータベースの取引契約では輸入業たるオフライン・ディストリビュータは定額制のライセンス料及び従量制のロイヤリティ料をプロデューサーに支払うものがある。

2.3.6 オフライン・ディストリビュータ — ユーザ

オフライン・ディストリビュータとユーザとの関係はプロデューサーとユーザとの関係とはほぼ同様である。

2.3.7 ブローカーの法的地位

ユーザが端末機を備えていない場合又は端末機を利用して検索を行う能力を有していない場合に、検索代行業務を行うブローカーが介在する。ブローカーの法的地位としては、情報の小売業者としてプロデューサーとの関係では自ら買主たるユーザの位置、ユーザとの関係は売主としての位置を占め

る場合と、プロデューサーとユーザとの契約を仲介するにすぎない場合とが考えられるが、ブローカーの事務所に設置された端末機においてデータがアウトプットされるわけであるから、商法上の問屋（商法551条）としての性格をもっていると考えられることもできよう。

2. 3. 8 ユーザとしての団体 — 構成員

ユーザが団体である場合、団体としてのデータベースの利用と団体の個々の構成員による利用との関係が重要な問題である。通常、ユーザに提供された磁気テープや印刷物を第三者に譲渡、転貸することは契約によって禁止されており、オンラインの場合には第三者に端末機からアクセスさせることやアウトプット又はそのコピーを利用させることも禁止されている。団体そのものと団体の構成員とは法的には別主体と考えられるから、個々の構成員にデータベースへのアクセス権はないものと考えざるをえない。団体の事務局でアウトプットされた情報を構成員に配布する場合には、その団体は一種のブローカー的役割をになっていることになる。いずれにせよ、プロデューサーとユーザとの契約によってユーザのデータベース利用目的が明確に定められ、目的外の利用はできなくなるであろうから、構成員にも利用させる意図の場合は、契約にその旨を明らかにしておく方が賢明であろう。

企業や官庁の一部局がユーザとして契約した場合に、他の部局が利用しうるかという問題も検討すべき問題を含んでいる。

2. 3. 9 会員制のデータベース

データベース取引には通常の1対1の契約型のほかに、プロデューサーとユーザとが団体を結成して、その団体の業務としてデータベース・サービスがなされる場合もある(8)。団体の定款がデータベース取引の取引条件となっているのであるから、契約法と団体法との両分野からのアプローチが必要である(9)。

2. 4 情報の「所有権」

データベース取引契約に登場する各当事者がデータベースに対して有している権利について、著作権関係は第3章に譲るとして、オフラインの場合とオンラインの場合とに分けて考えてみよう。

2. 4. 1 オフライン

オフラインで磁気テープが授受される場合、磁気テープを所持しているユーザに磁気テープ及びそれに含まれている情報についてその所有権があると言いうるであろうか。情報の媒体としての磁気テープについては、返還義務がある場合には賃貸借として所有権はプロデューサーに、ない場合には売買となって所有権はユーザにあると考えてよい。中味の情報についてもユーザに支配権が移っている（消費によって消耗するものではないが、自由に消費することができる）のであるから、所有権がユーザに移転したと言ってもよさそうである。しかし、データをアップ・ツー・デートなものにするため

に一定期間ごとの磁気テープの交換が約束されていたり、あるいは契約違反による解除や契約期間満了の場合には磁気テープの返還義務やテープ内容の消去義務がユーザに課せられていることが普通であるから、この場合には情報所有権と言っても時間的に限られたものである。その限定された時間内で、さらに、第三者への譲渡、転貸やコピーが禁止されているのであるから、通常の所有権に認められる自由な使用、収益、処分権（民法206条）を有しているわけではない。処分や利用の制限は譲渡の当事者間での債権契約によって、通常の有体物の売買の場合でも可能であるが、一定時間で限界づけられた支配という点では特異であり、賃貸借契約上の利用権に近いといえる。しいて売買構成をとるならば、磁気テープの返還時点で情報所有権もプロデューサーに再譲渡され、消去時点でユーザの所有権が放棄されるとでも構成することになるのか。

有体物の売買のように1回的な給付のみの関係ではなくて、プロデューサーとユーザとの継続的關係がつくられているという点にデータベース取引契約の特徴がある。前述のように、情報の提供後も提供者たるプロデューサーの側でユーザによるその情報の処分、収益、使用についてのコントロールがなされるのは、無体物としての情報の性質に内在した理由による。すなわち、有体物と異なり、同一情報の重複流通が可能であり、プロデュースされ拡散していくと、情報の価値が減少するという危険があるからである。情報上に所有権類似の権利を認めるにしても、このような情報の特性にみあった法的構成を考える必要がある。

情報所有権を認めることは、物権的請求権の類似や不法行為による侵害からの保護などを考えるための前提問題としても重要であるが、これらの点については2.6で少しふれる。

データベース上の権利はノウハウ情報についての権利と一定の類似性をもっていると思われる。しかし、ノウハウは一度開示してしまえば、返還にはあまり意味がない⁽¹¹⁾のにひきかえ、データベースの場合はデータ編成及び検索のソフトウェアと一体化されているのであり、磁気テープ全体のコピーでもしない限り、磁気テープの返還がデータベース上の権利の消滅をも意味するという点で異なる。

2.4.2 オンライン

プロデューサーからユーザにオンラインで情報が提供される場合、情報上の権利の帰属関係の確定はオフラインの場合に比べて一層困難である。磁気テープはプロデューサーないしはディストリビュータ保有の中央コンピュータにセットされているのであり、ユーザには何らの権利もない。次に、情報上の権利については、磁気テープにファイルされた情報全体に対する権利とアウトプットされた個別情報についての権利を分けて考える必要があるのではなからうか。このことはオフラインの場合でも同様であるが、オンラインの場合には一層問題性が明白になっている。

アウトプットされた個別情報についての所有権はユーザにあると考えてよいであろう。但し、それを第三者に譲渡したり、利用させたりすることは契約によって禁止されていることが多いであろうが磁気テープがユーザに供与される場合と比べて、プロデューサーからのコントロールの度合はかなり低くなる。この場合でも、契約終了によって、アウトプットの破棄が義務づけられている場合もある。

磁気テープに含まれる情報全体についての権利は、ユーザによる自由なアクセスという点では、オ

フラインの場合と変わらない。磁気テープが物理的にユーザの支配下にあるか否かの違いはあるが、中味の情報について端末機とコンピュータとの距離は問題ではなからう。しかし、オフラインの場合とは異なり、1つのデータベースが多数のユーザのために同時に開放されているわけであるから、同一情報全体の上に複数の支配権が及んでいることになる。また、第三者への譲渡、転貸は、中央コンピュータへアクセスするにあたってのコード照会等の関門をくぐらねばならないのであるから、オフラインの場合に比べて困難であろう。以上の点から、情報全体についての所有権は、どちらかと言うとプロデューサー側にあると思われる。従って、オンラインの場合はコンピュータのタイム・シェアリング・サービス契約と同じようなデータベースの時間貸し契約と考えるのが、とりわけ従量制で代価が定められている場合にはわかり易いではなからうか。

2. 5 データの瑕疵に対する責任

2. 5. 1 データの瑕疵

データベース取引契約にはほとんどすべての場合に、データの瑕疵や誤りについてのデータベース供給者の責任を免除する条項が含まれている。1例を挙げると次の様である。

- 「1. 乙（プロデューサー）は甲（ユーザ）に提供するデータが正確であるよう最善の努力をするがデータの何らかの欠陥や誤りにより（それが乙に依る依らないにかかわらず）生ずるかもしれない損害について、乙に責任はないものとする。
2. 乙はネットワーク・サービスのディストリビュータがその情報を伝達する際に生じた誤謬、または欠陥に関し責任を負わないと同時に、それらの情報を伝達する際の遅延および支障に関し、何らの責任も負わない。」

本免責条項で問題にされているデータの瑕疵、欠陥には、有体的たる磁気テープの管理上のミスが³磁気に影響を及ぼすなどしてテープの内容上の瑕疵をひきおこす場合と、磁気テープにインプットされる段階でミスが発生した場合、さらに収集及び編集の段階で誤りがあった場合とに分けられる。

瑕疵から生ずる責任としては瑕疵担保責任（民法570条）、不完全履行責任（民法415条）及び危険負担（民法534条以下）が問題となる。

2. 5. 2 瑕疵担保責任

物に関する有償取引の場合のその物の瑕疵から生じた損害については、瑕疵担保責任の規定の適用ないしは準用の有無がまず問題とされる。オフラインの場合とオンラインの場合とに分けて考えてみる。

オフラインで磁気テープそのものがユーザに供与される場合に、磁気テープに有体的瑕疵があれば売買構成をとる以上これは通常の瑕疵担保責任（民法570条）の問題である。賃貸借構成をとっても、民法606条や民法559条によって、有償契約に民法570条が準備されるから同じ結果となる。磁気テープの有体的瑕疵が情報の瑕疵をひきおこしている場合には、情報の瑕疵は損害賠償法的

に見て有体物の瑕疵に含んで考えることができるから、損害額の立証の困難さを除けばそれほど問題はなからう。情報内容にのみ瑕疵がある場合にも瑕疵担保責任の問題として考えることができるか否かは難しい問題である。ノウハウの取引契約における瑕疵担保責任の問題などと関連させて考察する必要がある(12)。

オンラインの場合には、すべて情報内容の瑕疵に一元化される。この場合の当事者間での情報に対する権利関係の複雑さについては前述のとおりであるが、少なくともアウトプットされた個々の情報については瑕疵担保責任の問題を考えることができるであろう。サービスの給付契約と考える場合は瑕疵担保責任の規定は準用しえないから、不完全履行責任(民法415条)で考えることになる。

2.5.3 不完全履行責任

瑕疵担保責任は無過失責任であると解され、プロデューサーの故意・過失は要件とはされないからユーザがプロデューサーの責任を追及する場合には有利である。ところが現在の通説では、物の瑕疵から派生的に生じた他の財物への損害(いわゆる拡大損害)は瑕疵担保責任の規定ではカバーされないことになっている。データの瑕疵によって生ずる損害はほとんどすべてこの拡大損害の範ちゅうに入るであろうから、実際にはあまり活用できないであろう。

拡大損害については、ユーザの側としてはプロデューサーの故意・過失を要件とする一般債務不履行責任の一態様たる不完全履行責任を追及することになる。この場合の故意・過失の立証責任の所在については論争がある。

損害賠償責任を追及する場合の困難な点は、損害の立証及び瑕疵とその損害との因果関係の立証である。アウトプットされた1つのデータのみに基づいてユーザが何らかの行動の決定を下すことはほとんど考えられず、他の様々な判断材料を総合的に判断して初めて行動するのが普通であろう。従って、かかる場合の損害発生との因果関係はあいまいなものにならざるをえない。1つのデータのみに従って行動したような場合には、ユーザの過失が問題とされ、過失相殺(民法418条)の対象とならう。

2.5.4 危険負担

危険負担の問題は瑕疵に対する責任の問題そのものではないが、それと隣接した問題である。オフラインで磁気テープが供与される場合、瑕疵の発生が後発的なものであれば危険負担の規定の適用関係が問題となる。すなわち、売買構成をとり「特定部=関スル物権ノ設定又ハ移転」を目的とする契約であるとする、債務者(プロデューサー)の責に帰すべからざる事由による毀損の負担は債権者(ユーザ)が負うことになるが、種類物の売買であるとか、売買以外の構成をとる場合には、双方の責に帰すべからざる事由による毀損は債務者の負担となり、ユーザは代価支払義務を免れる(民法531条)。

ここでも、オンラインの場合はいささか複雑な問題を生ずる。情報の引渡の有無などが問題とならう。

2. 5. 5 免責条項の効力

最初にあげた契約条項によれば、瑕疵担保責任にせよ、不完全履行責任にせよプロデューサーの責任はすべて免除されている。現在の通説によればプロデューサーの側に瑕疵発生についての故意又は重過失ある場合にはかかる免責条項の効力は否定されるが、軽過失にとどまる場合には免責は有効であると解されている。データベースの瑕疵についてプロデューサーの過失を立証することは、製造物責任においてそうであるようにすこぶる困難であろう。「完全なデータを提供することは神わざに近い、大量のデータの処理が前提となっている電算機処理において、一定の確率で生ずるデータ・エラーは不可避(13)」であるとの主張からすると、プロデューサーの側としては過失の存在を否定したいところであろう。言わば、アウトライサー(それ玉)の問題と同じであるが、データベースの瑕疵の問題に製造物責任の法理がどの程度適用可能であるか検討を要する。

2. 6 データベースの盗用及び契約違反の利用

2. 6. 1 日経マグローヒル事件

プロデューサーの作成した磁気テープがそのまま盗まれたか、あるいは別の磁気テープにデータがコピーされ、第三者がそれを利用しているという場合、原権者たるプロデューサーにはいかなる救済手段が与えられているであろうか。この問題を考えるにあたって、データベース取引そのものが問題となっているものではないが、日経マグローヒル事件(14)が参考となろう。

日経マグローヒル事件の概要は次のとおりである。X(アテナ)はN(日経マグローヒル)から同社発行の雑誌(日経ビジネス)の発送業務を請負い、8万名にのぼる同誌購読者の住所氏名を記録したコンピュータ用磁気テープを預っていた。Xはこれをコンピュータにかけてカナ文字化し、紙に印刷する作業をY(長野県計算センター)に下請させた。ところが、当該磁気テープはYの保管下にある間に何物かによってコピーされ、コピーを入手したR(リーダーズ・ダイジェスト)によってR発行のカセットテープの宣伝パンフレットの郵送に用いられた。そこでXはYを相手に、磁気テープについての契約上の善管注意義務違反を理由として、Nとの契約を解除されたことによってこうむる得べかりし利益等の損害賠償を請求し、請求額の約半額が認められた。

2. 6. 2 不法行為

日経マグローヒル事件では、磁気テープの所有者ではなく、その保管者に生じた損害が問題とされたが、ここで所有者たるN自身が原告となってYもしくはRを訴える場合にはどのような法律構成が可能であろうか。まず不法行為による損害賠償請求(民法709条)が問題である。民法709条の保護の与えられる範囲については、絶対権侵害を要件とした時期から、現在では権利侵害を違法性に置き換え、その違法性を侵害行為の態様と被害利益の種類・性質との相関関係によって判断するという段階に到達している。磁気テープのコピーによって侵害された所有者の利益は絶対権と言いうるほどのものでなく、侵害行為の態様に悪質性が要求されよう(15)。加害者が悪意で加害行為をおこ

なっていること（Nの利益を害してやろうとの意図）が必要と考えられる。磁気テープ自体を盗取した場合はその所有権の侵害と考えればよい。コピーによる情報内容の盗取を「情報所有権」の侵害を考えることはできるが、そのみで違法性を満たすか否か疑問である。なお、XのNに対する債務不履行に加担し、秋密保持義務違反をそそのかしたような場合には、従来のデータベース取引による売上高からの減少分が損害と推定される。

2. 6. 3 不 当 利 得

データベースの原所有者としては、不当利得の返還請求権の行使によって自己の損失を補填することもできる（民法703条以下）。この場合も自己のこうむった損失と相手方の得た利得との因果関係の立証が必要である。

2. 6. 4 準 事 務 管 理

不法行為による損害賠償請求も不当利得返還請求も、原権利者のこうむった損害（損失）を限度としたものである。磁気テープの盗取者が得た収益のすべてを原権利者が回収するための法的構成として準事務管理が考えられる。すなわち、磁気テープの利用者を他人の事務の管理人と考え、故意に他人の事務を自己の利益のために利用した者は、本人がこうむった損害を越えて管理者が取得した全収益を本人に引渡させようとするものである。この理論については学説には賛否両論があるが、近時再評価する動きが見られる(16)。エンド・ユーザに対してこの理論を適用することはできないが、コピーしたテープを売買又は他人に使用させて収益をあげている者に対しては有効な手段であろう。

2. 6. 5 契 約 違 反

オフラインのディストリビュータやエンド・ユーザが契約の定めにした利用をおこなった場合や契約終了後も磁気テープを返還せず、又はテープ内容を消去せずに利用した場合は契約違反による解除や損害賠償が問題となるが、おおむね2.6.2～2.6.4でふれたと同様の問題がある。この場合は、契約当事者間で損害賠償額の予定（民法420条）をしておくことによって、損害額の立証の困難を免れることができるであろう。

2. 6. 6 返 還 請 求、消 去 請 求

磁気テープの所有者が盗取者に対して物権的請求権の行使としてテープ自体の返還を請求しうるのは当然である。この場合は、現在テープを所持している者がそれぞれが盗取品であることを知らなくても返還請求権を行使しうる（但し、民法193条の例外）。テープの内容がコピーされた場合に、コピー・テープ自体の引渡を求めることはできないであろうが、悪意でコピーした者に対しては原状回復措置として、コピー内容の消去を請求しうると考えられるのではなからうか。これはちょうどデータベースのライセンス契約が終了したときに、磁気テープの返還と並んでテープ内容の消去義務が課せられているのに対応している。コピー・テープの現在の所持者が無断コピーの事実について善意

である場合にも消去請求ができるか否かは難しい問題である。データベースの情報所有権にどの程度の排他性、物権性を与えるかが問題である。

2. 6. 7 差 止 請 求

盗取された、あるいはコピーされた磁気テープの使用の差止請求は、物権的請求権の一態様又は不法行為に基づく差止請求として考えることができる。差止請求が認められるとして、当該磁気テープに改ざんが加えられている場合などにおいては、判決主文においてどのようにして対象物を特定するかがやっかいな問題である(17)。なお、ノウハウが第三者に知られた場合に、このノウハウを用いてその第三者が製作することを差止めることはできないとした判例がある(18)。

2. 7 独占禁止法上の問題点

2. 7. 1 情 報 独 占

独占禁止法は私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止している。ある企業が独自にデータを収集し、作成したデータベースを所有し、利用しているからといって独占禁止法で禁止された私的独占にあたるわけではない。ちょうど特許権の行使として独占状態が生じても独占禁止法が適用されない(独禁法23条)のと同様である。しかし、特許独占の場合は、先に特許権を登録した者に排他的権利が与えられ、それを侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して侵害の差止を請求することができる(特許法100条)のにひきかえ、データベース独占については、他の企業が独自に同じ内容のデータベースを作成した場合に、その作成及び利用を差止めることはできない。

2. 7. 2 再販売価格維持行為

次に、データベース取引がデータベースの売買、再販売という形をとる場合(輸入業者やオフライン・ディストリビュータが関与する場合)、当初の売主たるプロデューサーが次段階の売主になるディストリビュータに売却する際に、そのデータベースの再販売価格を指示し、遵守させる内容の契約を結ぶと不公正な取引方法(独禁法19条)に該当し、独占禁止法違反となる。

オンライン・ディストリビュータが関与する場合にはデータベースの利用対価はプロデューサーとユーザとの間で授受されるのであるから、プロデューサーからディストリビュータへの再販売価格維持の指示は問題にならない。プロデューサーが同一内容のデータベースを複数のオンライン・ディストリビュータを通じて流通させる場合に、ディストリビュータがユーザから受け取るコンピュータ・リソースの使用料金を指示した場合、再販売価格維持行為と類似の問題となろう。

プロデューサーとユーザの間に検索代行業務を営むブローカーが介在する場合、プロデューサーがブローカーに対して1件あたりの検索代行サービス価格を指示することも再販売価格維持行為となろう。

2. 7. 3 事業者団体

事業者団体（業界団体）がユーザとしてデータベースの購入ないしは利用契約を締結し、その団体がさらに構成員たる事業者に必要な情報を提供する場合、通常は、一定の取引分野における競争を実質的に制限したり（独禁法 8 条 1 項 1 号）、構成事業者の機能又は活動を不当に制限する（同条同項 4 号）ことにはならないであろうから、独占禁止法の問題とはならない。但し、特定の構成員のみを差別的に扱う場合には問題となろう。慎重な考慮を要するのは、当該事業者団体に属さないアウトサイダーとの関係である。アウトサイダーには当該データベースを売却し、又は利用させないとの内容の契約をプロデューサーと締結しており、そのことが一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限する（同条同項 3 号）ことになる場合に、独占禁止法違反となろう。また、アウトサイダーにデータベースへのアクセスの可能性は残されていても費用の点で単独の契約にはたえられない場合に、事業者団体への加入を制限することも同様に独占禁止法違反となろう。もっとも、以上の例は当該データベースが当該事業分野で事業を営むにとって死活的に重要な内容を含んでいる場合に限られる。

参 考 文 献

- (1) データベース取引をも含むコンピュータ関連の取引契約を分析した文献として、北川善太郎「取引の目的としての情報」NBL 24号27頁、同「情報契約」NBL 39号20頁、同「情報処理契約」NBL 41号24頁、同「情報提供契約(1)(2)」NBL 43号32頁、45号17頁、同「情報開発サービス契約(1)(2)」NBL 47号22頁、49号32頁、牧野英克「コンピュータ情報の取引」ジュリスト658号31頁、北川善太郎ほか座談会「コンピュータ取引の法律問題」ジュリスト707号187頁。
- (2) 情報処理契約について、北川、NBL 41号24頁参照。
- (3) 阿部浩二「出版契約」契約法大系6巻80頁。
- (4) 日本情報処理開発協会・公共的データベースの形成に関する調査研究報告書154頁以下。
- (5) 北川・NBL 41号31頁。
- (6) 日本情報処理開発協会・前掲書62頁。
- (7) 北川・NBL 43号37頁。
- (8) 日本情報処理開発協会・前掲書63頁。
- (9) 北川・NBL 45号22頁。
- (10) 北川・NBL 43号38頁。
- (11) ノウハウの実施契約においては、契約終了後の措置として、提供された資料の返還ライセンジャーの秘密保持義務及び競争禁止義務が課せられる。土井輝生・ノウハウ143頁参照。
- (12) この点について、シュトゥンプ・ノウハウ契約の法律実務(後藤・布井訳)40頁以下参照。
- (13) 竹内暢行「データバンク利用における諸問題 — 情報提供者の論理」Computer Report (昭48.2)33頁。
- (14) 東京地判昭和48年2月19日判例タイムズ289号155頁。解説として、土井輝生「購読者リスト盗写事件と営業秘密保護の問題点」商事法務研究551号208頁。
- (15) 営業秘密の不法行為による保護について同様の結論をとるものとして、小野昌延・営業秘密の保護568頁。
- (16) 好美清好「準事務管理の再評価」不当利得・事務管理の研究3巻371頁
- (17) 平井宣雄・栗田哲男「顧客の住所氏名を記録したコンピュータ用磁気テープ(アドレステープ)の無料複写による損害賠償責任」判断タイムズ295号99頁。
- (18) 東京高判昭和41年9月5日判例時報465号34頁。

3. データベースに関する著作権

斉 藤 博

目 次

3. データベースに関する著作権	23
3. 1 序	23
3. 2 データベースの作成段階	23
3. 3 データベースの加工段階	24
3. 4 データベースの流通段階	24
3. 5 条約および諸国の対応	26
3. 6 ま と め	28

3. データベースに関する著作権

3.1 序

データベースに関わる著作権には大別して次の2つのものが関わっていると思われる。すなわち、

- i) 個々の収録データの著作権
- ii) 編集データの著作権

である。前者 i) は、個々の著作物に関する著作権であり、後者 ii) は、編集著作物に関する著作権である。思想又は感情を創作的に表現したものが通常の著作物であるが、編集著作物のほうは、複数の著作物その他の資料から成る編集物で、その素材の選択又は配列によって創作性を有するものである。新聞、雑誌、辞典など印刷形成のものに多くの例を見ることができる。そして、今、機械可読形式の編集データも、それを構成する個々のデータの選択又は配列(注1)によって創作性を有するものについて、編集著作物として著作権の目的となる。

以上2種の著作権が、データベースの作成、加工、流通の過程においてどのように関わってくるかを探っていこうと思う。

3.2 データベースの作成段階

データベースは非著作物と著作物によって構成される。後者の著作物は、これを更に4つに類型化できる。すなわち、

- i) すでに保護期間の経過した著作物
- ii) 著作権の目的とならない著作物
- iii) 国又は地方公共団体の機関が、その著作名義の下に公表する広報資料等の著作物
- iv) 一般の著作物

これらの著作物のうち、前二者 i) ii) のデータベースの収録は自由に行いうる。iii) については国等が著作権を有することを明定しているわけであるから、説明の材料として利用するときとはともかく、説明文を伴わない利用にあっては、また、転載を禁止する旨の表示のある著作物については、たとえ説明文を伴っていても、著作権者の許諾が必要となる。iv) の中には、学術書、学術論文などでまた、国等の著作物であっても、一般に周知させることを目的として作成されたものでないものは、ここに含まれる。いずれにしても、iv) については、その利用に際して、著作権の許諾を必要とする。

以上のような、非著作物やさまざまな著作物から成るデータベースそのものは、それ全体が編集物ということができ、その際、素材の選択又は配列の点において創作性を有するものは、編集著作物として保護される。

以上のことは、データベースの作成と著作権の関わりを一般的に述べたものであるが、データベー

(注1) この種の編集データは、プログラムによる検索を前提とするとき、個々のデータの配列にはさ程大きな意義はない。もちろん、収録するデータの選択のほうは大きな意義を有する。

スの作成主体と国等の特定の機関に限定して考えると、著作権との関わりにはまた別の側面を見ることができる。すなわち、著作権法は、裁判手続や立法又は行政目的のための内部資料としての複製を、著作権者の利益を不当に害しない限り、認めている。司法、立法、行政目的のため必要と認められ、また、その限度において、著作物を複製することが認められるのである。すなわち、裁判手続のため必要と認められる場合と、立法又は行政目的のための内部資料として必要と認められる場合にはそれぞれ、その必要と認められる限度において、保護著作物の複製ができる。そこにあっては、未公表著作物の複製さえできるのである。したがって、データベースの収録も、許諾なく行うことができる。

このように、データベースの作成主体のいかんにより、権利処理に大きな差のあることは注意を要するところである。

3.3 データベースの加工段階

ひとたび作成されたデータベースに、利用者の便宜を考え、更に加工を施すときは、著作権はどのように関わってくるか。

その加工がすでに作成されたデータベースの修正、増減にとどまるときは、そこに新たな編集著作権が生ずることはない。その種のデータベースはすでに作成されたデータベースの複製物であるに過ぎない。

他方、データベースの加工が、創作物に別個独立のデータベースを作成するものであるときは、新たにこのデータベースについて編集著作権が発生する。その際、さきに眺めた3.2.のi)、ii)の著作物については問題はないが、3.2.のiii)、iv)の著作物については、その収録につき、あらためてその著作権者の許諾を要する。

3.4 データベースの流通段階

データベースの流通段階においては、データベースが流通業者に譲渡乃至は賃貸され、あるいは、利用者のニーズに応じて収録された資料の提供がなされる。とくに国や地方公共団体の機関の作成したデータベースが流通の対象となるときは、データベースを構成する個々の著作物の複製権を侵害しないよう配慮する必要がある。

i) データベース作成業者 → データベース流通業者

ii) データベース流通業者 → 利用者
└── 端末 → 利用者
 └── テレビの受像
 └── ファクシミリでの固定

まず、作成業者から流通業者への流れについては、著作物がmachine readable な状態のままで移

動するのみであるから、これを作成段階、加工段階における許諾の中に含め、権利についてはすでに処理済みとして扱うことができる。これは、データベースそのものの複製が容易にはできないことを前提とした考えであるが、もしその複製が容易にできるということになると、それらの複製について編集著作権者、データベースを構成する個々の著作物に関する著作権者の許諾が必要となる。今や、端末機に簡単な仕掛けをするのみで、データベースの内容をそっくりコピーできるようになったとも云われている。データベースの流通段階における著作権管理の重要性が痛感されるところである。

次に、データベース流通業者による利用者へのサービスであるが、ここにおいては、まず、流通業者が利用者の求めに応じ、自らプリント・アウトする方法がある。このプリント・アウトの段階において、そのページ数に応じ、権利者とくにデータベースを構成する個々の著作物に関する著作権者（著作者といってもさ程誤差はない）に報酬が支払われる必要がある。著作者は、インプットの段階においては、著作物の使用を許諾するのみで、報酬請求はなさないが、著作物の最終的な利用段階においては、著作者に利用の対価が支払われなければならないであろう。もう1つの方法、オンライン方式による流通にあっては、利用者がテレビ画面において検索している限りにおいては、著作者への報酬支払義務は生じないが、目指す情報を見出し、これをプリント・アウトするときは、流通業者によるコピーの提供と同じように、著作者に対して報酬の支払がなされなければならないであろう。

他方、著作権法には複製権を制限する規定がいくつかある。それらを機械的に適用するときには、データベースの作成ないしは加工業者、更には、流通業者の利益や個々の著作者の利益が不当に害されることも予想されるところから、権利関係をはっきりさせておくほうがよいように思う。複製権を制限する規定の中にあっても、次のものは注目しなければならない。

- i) 私的使用のための複製（30条）
- ii) 図書館等における複製（31条）
- iii) 学校その他教育機関における複製（35条）

まず、私的使用のための複製であるが、この点、著作権法は、著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製できる旨規定している。同条においては、複製物の使用目的と複製主体に限定がなされているが、もし端末機とそれに接続するファクシミリを同条の限定する範囲内で用いるとすれば、形式的には無断、無償の複製が可能となる。

第2の、図書館等における複製であるが、著作権法は、特定の施設による複製を認めている。著作物の複製を自由に行うことのできる特定の施設というのは、図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもののことで、次のものがある。

- 国立国会図書館
- 図書館法第2条第1項の図書館
- 大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
- 大学等における教育に類する教育を行う教育機関に設置された図書館
- 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に

供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの。日本科学技術情報センターなど。

- 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの。
- 国、地方公共団体又は公衆法人の設置する施設で、文化庁長官が指定するもの（日本医師会図書室、日本原子力産業会議資料室、経済団体連合会経団連図書館、日本生産性本部図書室、日本医薬情報センター附属図書館など28施設が指定を受けている。）

これらの施設は、「利用者の求めに応じその調査研究の用に供するために、著作物の一部分、乃至は、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部の複製物を1人につき1部提供することができることになっている。もっとも、利用者の求めがある前に著作物をデータベースに収録することには疑問もあるが、これらの施設がデータベースを買入れ、自ら保有することになれば、そこからのプリント・アウトは利用者の求めに応じて自由にできる。したがって、これらの施設と民間の流通業者が競合するときは、前者が優位に立つことになる。

第3の、学校その他教育機関における複製であるが、著作権法は、学校その他教育機関において教育を担当する者が、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、著作物の複製ができる旨規定する。データベースをこれら教育機関が買入れ、保有したときは、これまたデータベースからのプリント・アウトは自由になりうることになる。

以上のような複製権の大幅な制限は、データベース作成業者を含めた権利者側が相当な留意をしていかない限り、権利者がその作品から受けるべき経済的利益を失うことにもなる。この点、明文をもって注意しているのは35条のみで、その但書において、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、複製の自由は認められないとしている。この種の規定は、30、31条には見当たらないが、当然配慮されるべき性質のものである。すでにベルヌ条約においても、複製権を制限するに際して、複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害することがないように求めている（9条2項）。

3.5 条約及び諸国の対応

これまで、国際的には、コンピュータと著作権の問題は、どちらかといえば、プログラムの問題、ソフトウェアの問題として論じられてきた。そして、このソフトウェアに関しては、最近、ジュネーブの世界知的財産権機関（WIPO）を中心とする6年間の研究の結果、その保護に関しモデル規定が示されるに至った（注2）。

それならば、データベースと著作権との関わりは如何。著作権条約や諸国の著作権法の定める「複製」概念の広さに照らせば、保護著作物のデータベースへの収録は問題なく「複製」に該当すること

（注2）大山幸房：「コンピュータ・ソフトウェアの保護に関するモデルについて」コピーライト 229頁 6頁

もあってか、とくにそのことのみがクローズ・アップされることはなかった。データベースは、すでにその作成の段階において著作権に密接に関わっているのである。

著作権条約は「複製」の意味内容を広げるかたちで改正されてきた。まず、ベルヌ条約バリ改正条約は、「文学的及び美術的著作権の著作者であってこの条約により保護される者は、方法及び形式のいかなを問わず、それらの著作物を複製することを許諾する排他的権利を有する」と定める（9条1項）。複製、すなわち、著作物を他のメディアに固定することにつき、その方法及び形式のいかなを問わないということであるから、保護著作物を磁気テープやディスクに収録すること、ふつうの印刷物におけるように直接には知覚されるものではないにしても、「複製」に該することになる。

ベルヌ同盟国の諸立法も概ね広い「複製」概念を規定する。印刷等の方法に加えて、「機械的、映画的または磁氣的記録」によって実現されることができものを複製とするフランス法（28条2項）をはじめ、西ドイツ法も複製につきその方法を問わない（16条1項）。その他のベルヌ同盟諸国もその多くは広い複製概念を規定する。イギリスにおいては、1974年2月26日以来106回の会議を経て作成されたWhitford Report = 著作権意匠法検討委員会報告書が、1977年3月、議会に提出されているが、その報告書においても、万国著作権条約バリ改正条約のほうも、「いずれかの方法による複製」を許諾する排他的権利を定める（4条12、1項）。

「複製」をこのように広く解していく限り、コンピュータの利用を前提とするデータベースへの保護著作物の収録も何らの疑義もなく、「複製」ということになり、したがって、ヨーロッパ諸国はデータベースそのものへの関心はさ程強いとはいえない。

1976年のアメリカ新著作権法も広い「複製」を規定しているが、ヨーロッパの法状況とはやや違っている。アメリカには、複製に関し、1つには、ホワイト・スミス対アポロ原則があり、また、1つには、1976年法がとくにコンピュータによる著作物の利用に関し117条を設けているからである。1980年、アメリカ最高裁判所は、ホワイト・スミス対アポロ社事件（White-Smith vs Apollo Co.）に関し、自動ピアノ用の穴あきミュージック・ロールは、音を読むことができないところから、複製には該らないとした。「複製」概念を狭く解するこの種の古典的な考え方に立てば磁気テープのように、直接には知覚しえない機械可読のものに保護著作物を固定するだけでは複製に該らないことになる。加えて、1976年の法改正に際して、アメリカの立法者は、コンピュータによる著作物の利用に新法を適用することには慎重な姿勢を示した。その117条は、情報の記憶、処理、検索または伝達を可能にする自動システムと結合したまたは、類似の装置、機器または方法と結合して著作物を利用することに関しては従来の法の下で与えられたもの以外の権利を著作権者に与えるものではない旨定める。このように、とくに保護著作物のコンピュータによる利用に関しては現状維持を決める一方、新技術による保護著作物の利用に関する国家委員会（the National Commission on New Technological Uses of Copyrighted Works = CONTU）を設け、同委員会は、コンピュータとの関連において、また、さまざまな機械的複製によって、著作物がどのように複製され使用されるか、コンピュータや機械的複製から新たな著作物を創り出すことについて資料を研究、収集し、大統領と議会に対し、3年以内に、最終報告書を提出することになっていた。

そして、1978年7月、CONTUは最終報告書を提出した。そこにおいては、さきの117条の廃止が勧告されている。ここに、アメリカにおいても、保護著作物のデータベースへの収録につき1つの方向が示されるに至ったのである。

3.6 ま と め

公共的データベースの形成なり利用に関するこれまでの文献には、著作権に関する配慮が著しく欠如しているように思う。データベースと著作権の関わりを探ることは、決してデータベースの作成、加工、流通を阻害することではなく、データベース産業の安定した成長に不可欠のもののように思われる。もしデータベースを編集著作物として認識できるならば、データベース作成乃至加工業者は、そこに排他的な権利の保護を主張することができる。その種の排他性があるとすれば、巨額の資本を投下してでも、すぐれたデータベースを作成するなり、買入れるなり、また、加工することになる。データベース産業の健全な成長の中に、文化の花も大きく開くことになる。他面、データベースの作成、加工業者がその種の権利を主張しうるためには、その前段階にあって、データベースを構成する個々の保護著作物の著作者なり著作権者との間に権利処理を済ませていなければならない。また、データベースに最終利用者が接する段階において著作者に相当なる報酬の支払われる途が確立されなければならない。わが国のデータベース産業がその有意義な事業をいま1つ推し進められないでいる理由の1つは、権利関係の未処理の点にあるように思われる。

他面、データベースの作成、加工に際して、個々の著作者の許諾を得る作業は容易ではない。また最終利用者の支払い報酬を徴収する作業も容易ではあるまい。そこにおいて、権利の集中的処理機構の確立される必要が生じてくる。この処理機構については、今や、本格的な検討が行われているところである。

参 考 文 献

1. FINAL REPORT of the National Commission on New Technological Uses of Copyrighted works, Library of Congress, 1979
2. Melville B. Nimmer : Nimmer on Copyright
3. Copyright and Designs Law, Report of the Committee to consider the Law on Copyright and Designs Whitford Report
4. Gert Kolle: Der Rechtsschutz von Computerprogrammen aus nationaler und internationaler Sicht GRUR 1973, 611; 1974, 7
5. 著作権審議会第2小委員会(コンピュータ関係)報告書 昭和48年
6. 斉藤 博 新しい複製技術への欧米諸国への対応

4 . 行政情報の公開と非公開

阪 本 昌 成

目 次

4. 行政情報の公開と非公開	31
4. 1 行政情報の公開に関する現行法の例	31
4. 1. 1 一般行政関係	31
4. 1. 2 行政手続関係	31
4. 2 国立公文書館の公文書等の公開	31
4. 2. 1 公文書館への移管の対象となる公文書	32
4. 2. 2 移管後における公文書等の利用	33
4. 3 統計法に基づく公表とその問題点	33
4. 3. 1 指定結果の公表	33
4. 3. 2 結果公表の方法	34
4. 3. 3 官庁統計の普及	34
4. 3. 4 省庁間の統計データの相互利用	34
4. 3. 5 指定統計調査結果の地方利用	35
4. 3. 6 他 目 的 利 用	36
4. 3. 7 地方自治体の統計調査	36
4. 4 各省庁の情報取扱い	36
4. 4. 1 文 書 管 理 規 程	37
4. 4. 2 秘密文書取扱規程	39
4. 4. 3 電子計算機処理データ管理規程	40
4. 4. 4 資料その他の情報の取扱い	40
4. 5 情報公開法制定にむけて	40
4. 5. 1 「知る権利」の意義	40
4. 5. 2 情報公開への動向	41
4. 5. 3 アメリカにおける情報公開法の制定・改正	42
4. 5. 4 F O I A の概要	43
(1) 適 用 範 囲	43
(2) 行政機関の記録の意義	43
(3) 適 用 除 外	43
4. 5. 5 F O I A 利用の実態	44
4. 5. 6 F O I A の問題点	44
4. 5. 7 情報公開立法のポイント	45
4. 6 ま と め	46

4. 行政情報の公開と非公開

4.1 行政情報の公開に関する現行法の例

一般国民への行政情報の公開を規定しているものとしては、次のような例がある。

4.1.1 一般行政関係

選挙人名簿の縦覧（公職選挙法23条）、住民基本台帳の閲覧（住民基本台帳法11条）、商業登録簿の閲覧（商業登記法10条）、保安林台帳の閲覧（森林法39条の2）、中小企業実態調査の公表（中小企業基本法7条）、汚染状況の公表（大気汚染防止法24条、水質汚濁防止法17条）、指定統計結果の公表（統計法16条、これについては4.3で詳述する。）

なお、特許法のつぎの規定は磁気テープに明文で言及しており、注目に値しよう。

「何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本又は特許原簿のうち磁気テープをもって調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる」（特許法186条）。同法にいう特許登録原簿は、磁気テープをもって調整するものとされている（特許登令昭和35年3月24日政令39号）。

同趣旨の規定は、意匠法63条に見出され、意匠登録原簿は磁気テープをもって調製するものとされている（意匠登録令昭和35年3月24日政令41号）。

関税法102条は、輸出入貨物や出入港した外国貿易船等について統計の作成を税関に義務づけているが、特に同条4項は「大蔵大臣は、……集計した統計につき、……電子計算機用磁気テープを提供してこれに当該統計を記録することを求める者があるときは、当該テープに当該統計を記録し、これをその者に交付しなければならない」とするが、磁気テープの交付について定めている点で注目したい。

4.1.2 行政手続関係

都市計画法17条、都市再開発法16条および土地収用法24条は、事業計画の公表を義務づけている。

諸聞の公開とか行政処分 of 公表については数多くの法令の定めがある。

4.2 国立公文書館の公文書等の公開

行政情報の公開に関する個別的法令は、公表の日時、場所、方法その他について明確な指針を与えているわけではなく、また、統一性に欠けている。現在のところ、公文書等にアクセスするに有効な方法は、国立公文書館の活用であろう。

国立公文書館は、「国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行い、あわせて総理府の所管行政に関し図書 of 管理を行う機関」（総

理府設置法 11 条) として総理府に設置された(昭和 46 年 7 月 1 日)。

4. 2. 1 公文書館への移管の対象となる公文書

各省庁から国立公文書館への移管の対象となる公文書等は、それぞれ次の各項のいずれかに該当するものである。

- ① 各省庁の文書管理規則、その他の法規の規定(以下、保存規定という。)により、保存期間が永年と定められているもので、作成後 10 年以上経過したもの。
 - ② 保存規定により、一定年数の保存期間が定められているもので、当該保存期間が経過したもの(ただし、保存期間が 10 年以上と定められているものにおいては、作成後 10 年以上経過したもの。)のうち、国立公文書館が移管の必要を認めたもの。
 - ③ 保存規定により保存期間が定められていないもので、国立公文書館が移管の必要を認めたもの。
- 以上の①～③の各項のいずれかに該当する公文書等の種類を例示すれば、次の表 1 および表 2 のようになっている。

表 1. 行政機関の組織、政策、実施に関する公文書等

移管の対象となる公文書等の例
① 閣議関係文書
② 大臣決裁等各省庁の局長及びその相当職以上の決裁を得た公文書等並びに課長及びその相当職の決裁、閲覧等を得たもののうち重要なもの
③ 政務及び事務次官会議関係資料
④ 大臣及び次官保管資料
⑤ 各省庁の文書管理規則等により、永久保存の指定をしたもの
⑥ 各省庁の大臣官房等(総務、人事、会計等の各課)が作成、受理したもののうち重要なもの
⑦ 各省庁の企画担当部門(局、課、係等)が作成、受理したもの
⑧ 各省庁又はその局、部、課の創設、改廃、統合前後に作成、受理した組織、機能に関するもの
⑨ 重要な政治的、経済的、社会的、文化的問題に関連して作成、受理したもの
⑩ 各種法令集、各省庁の関係法規集、職員録(名簿)等
⑪ 図書、冊子等で当該省庁の組織、機能の理解に役立つもの
⑫ その他上記に準ずるもの (特例)
⑬ 昭和 20 年(終戦の年)以前に作成された公文書等のすべて

表2. 行政の対象に関する公文書等

記 録 の 内 容	移 管 の 対 象 と な る 公 文 書 等 の 例
①個人に関する情報を記録したもの	帰化、海外移住、恩給、特許に関する申請書、任用、資格試験関係書類、不動産（国有地払下げ等による）取得関係書類、各種調査票等
②法人、団体等に関する情報を記録したもの	許・認可申請書、資産、経理、労働、技術開発等に関する報告書等
③事物、地域（場所）等に関する情報を記録したもの	設計図、天気図、地図、資源調査図等
④その他上記に準ずるもの	

移管の対象とされるものには、最終的意思決定の内容を記載したもののみならず、当該案件の作成過程等を明らかにする補足資料（添付、付属資料、担当者メモ書き等）をも含めているし、書類以外の形態、たとえばフィルム、地図、磁気テープ等も「移管の対象となる可能性がある」と説明されている（国立公文書館編「公文書等の集中管理」）。

4. 2. 2 移管後における公文書等の利用

国立公文書館へ移管された公文書等について、当該省庁の職員（当該省庁の文書保存事務担当官及びその他の指定する職員ならびに同担当官が利用許可を与えた機関又は者）は、移管後直ちに利用（閲覧、貸出し等）することができるが、一般公開（利用）については、「国立公文書館利用規則」（昭和47年4月25日総理府告示第10号）3条1項において原則として「公文書館が管理する公文書は、公開するものとする」と定めているにもかかわらず、公文書の移管の実施がまだまだ不十分であるうえ、現実に公開が実施されているものは「作成後30年を経過したもの」について行われているようである。また、同館は、公文書等の公開開始にあたっては、関係省庁に通知し、問題のあるものについては協議する、という慎重な態度をとっている。

以上のことから、国立公文書館の管理する公文書等から情報を収集することは可能であるとしてもその情報の up-to-dateness を求めることは不可能な状態にあることがわかるのである。

4. 3 統計法に基づく公表とその問題点

4. 3. 1 指定結果の公表

統計調査を、統計制度との関連によって分類すると、(1)指定統計調査、(2)承認統計調査および(3)届

出統計調査の3種類がある。このうち、結果の公表を義務づけられているのは指定統計調査だけであって、統計法16条は「速やかにこれを公表しなければならない」と定めている。

指定統計調査を行う場合には、調査実施者は、(1)調査の目的、事項、範囲、期日および方法、(2)集計事項および集計方法、(3)結果の公表の方法および期日、(4)関係書類の保存期間および保存責任者等について、あらかじめ行政管理庁長官の承認を得なければならないのである(統計法7条1項)。

4. 3. 2 結果公表の方法

指定統計調査の結果は、官報その他の刊行物で公表されていたが、(1)刊行物の刊行に要する期間は利用できず、早期公表に十分対応していなかったこと、(2)地方利用等に必要な詳細な地域別の集計結果は印刷物にすると膨大な量となるので、刊行物とすることは困難であり、一般の利用に供し難いこと、が指摘され、昭和54年に統計法施行令7条が改正された。この改正により、磁気テープ等に記録したものを紙面または画像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法で公表することが可能となった。もっとも、この方法で公表できる場合とは、(1)利用者の範囲等を勘案して官報その他の刊行物で公表することが適当でないと認められるもの、または、(2)官報その他の刊行物で公表するものに長期を要すると認められるもの、に限られている。「統計法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(昭和54年4月5日行管統第104号=行政管理庁行政管理局統計主幹から各省庁統計主管主部長、各都道府県知事宛)では、次のように述べている。

「指定統計調査の結果の公表は、官報その他の刊行物で行うのが原則である(令第7条第1項本文)ので、この点に留意されたい。……これ〔令7条1号による公表〕は、指定統計調査の結果のうち、その利用目的等からみて利用者が比較的に小範囲であること、その結果の内容が膨大であること等の事情があり、これらを勘案して指定統計調査の結果を官報その他の刊行物で公表することが適当でないと認められるものである。」

同通達は、公衆による閲覧の方法として「電子計算機用磁気テープその他の記憶媒体又はマイクロフィルムに記録したものを出力用紙若しくはディスプレイ又はマイクロリーダーに表示」するよう指示しているが、かような設備が十分でない(特に地方自治体レベルでは提供体制ができていない)のが実情であろう。

4. 3. 3 官庁統計の普及

官庁統計の結果の公表後、それをどのように利用するかについては、統計法上制約がない。そこで官庁統計の普及方法として磁気テープによるつぎのような例がある。

(1)財団法人通商産業調査会経済統計情報センター(工業統計および産業連関表)、(2)財団法人日本統計協会(国勢調査結果)

4. 3. 4 省庁間の統計データの相互利用

「磁気テープ記録による統計資料の相互利用について」(昭和42年3月25日行管統計第172

号)によって、各省庁間で磁気テープの相互利用が可能となった。相互利用のためには、当事者間で条件の細目を協議し、覚え書を交換する、というやり方がとられている(注)(船崎武男「官庁統計における情報管理 — 磁気テープによる統計の提供をめぐる — 」オペレーション・リサーチ 1979年2月号81～82頁)。

4. 3. 5 指定統計調査結果の地方利用

国が地方公共団体を通じて実施した指定統計調査の結果を、公表前に地方公共団体が利用することは可能であろうか。消極的に解されている。その理由としては、(1)国における機械集計組織によって統一性を確保しながら集計する必要性、(2)利用しようとする調査が標本調査が多く、1府県のみで集めても利用価値のないこと、および、(3)経費はすべて国の負担となっている点、等があげられている。地方自治体が調査結果を利用するためには、行政管理庁長官の承認を得なければならないのである(統計法15条2項)。その承認の基準に関する規定は統計法になく、公示もされていないが、つぎのような内部基準が作られている(松田道夫『統計法の解説』(3訂版)66～67頁)。

1. 調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、かつ、その使用が公益性の高いもの(学問的研究を含む。)であると認められる場合に承認するものとする。

2. 調査票の使用が、(1)から(6)まで、または(7)に該当する場合は、「承認の基準」に反しないものとみなす。

(1) 使用目的が、次のいずれかであること。

ア. 統計一般の目的であること。

イ. 名簿(秘密事項の表示がないもの)の作成であること。

ウ. 学問的研究を行うに必要であること。

エ. 統計法または同法に基づく法令の規定の違反事件を処理するに必要であること。

(2) 使用者の範囲が、つぎのいずれかであること。

ア. 公務員または法令により公務に従事する職員(警察および徴税の職員を除く。)

イ. 学校、病院、研究所その他これらに相当する研究施設に勤務するア以外の職員

(3) 使用する場所が、公務所内であること。

(4) 使用する期間が、必要最小限であること。

(5) 使用した結果を公表する場合の方法が秘密保護に欠ける点がないこと。

(6) 調査票を転写して得られた書類の用済後の処置が秘密保護に欠ける点がないこと。

(7) 秘密保護に欠ける点がなく、かつ、行政管理庁長官が特に止むを得ないと認めたこと。

3. 統計法第15条にいう「調査票」とは、個々の申告が判別できるような形で統計の申告が記載された調査関係書類をいい、その名称が調査票であるか、照査票であるか、その他であるかを問わないものとする。

(注)第2部3章参照

承認の手続についても統計法上に別段の定めがないが、現在は「指定統計調査票使用申請要領」（昭和40年2月27日行政管理庁告示第14号）によって承認をなしている。

もともと、最近では、地方行政施策の基礎資料を得るため、自己の負担で、調査票の情報を磁気テープに入力し利用する地方公共団体が増加してきた。通産省調査統計部では、これに対処するため、「工業統計調査個票データの地方還元に関する要領」（昭和52年9月）を作成し、同省は予め希望する都道府県に、調査票受付後約4週間で、パンチした個票データを複写した磁気テープ（最終審査修正済個票データについては約6カ月）で、還元することにした。この磁気テープの作成、都道府県への配送には、経済統計情報センターがあたり、その利用拡大にも努力中である。

なお、調査票の使用申請者が、行政管理庁長官の承認、不承認につき不満のときは、行政不服審査法に基づく不服申し立てとか異議申し立てをなすことが可能であるし、行政事件訴訟法の定めるところに従って、裁判所による判断を求めることができる。

4.3.6 他 目 的 利 用

統計法15条1項は「何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。」と規定しているが、「統計上の目的」の解釈については議論のあるところである。字句どおり統計一般と解せなくもないが、本条の趣旨が14条の秘密の保護をさらに徹底して保護しようとした点にあることに鑑み、当該統計上と解すべきであろう。統計一般の目的で利用するについては、4.3.5で述べた行政管理庁長官の承認を必要とすることとなる（承認の基準の2(1)のAは、「統計一般の目的であること」としていることから、この解釈が妥当であることがうかがい知れる。）。

ただし、立法論としては、上のような厳格な法的規制が、統計データに妥当するか否か再検討を要しよう。

4.3.7 地方自治体の統計調査

地方自治法2条6項2号によれば、都道府県は「工業、人口動態等主要な統計調査」をなすことができる。都道府県は統計調査条例によって調査をなすことになるが、その条例も自治体によって区々である。また現実には、自治体のなす調査は機関委任による指定統計調査が大部分を占めており、自治体のなすそれは限られている。

広島県統計調査条例（昭和25年4月1日）12条は、「調査の結果は速かにこれを公表しなければならない。ただし、知事は、特別の事情があるときは、公表しないことができる。」と定めている。公表についての明文規定はない。

4.4 各省庁の情報取扱い

各省庁における情報取扱いについての全体像を正確に把握することは容易ではないが、知りえた範

冊で検討してみることにする。

4. 4. 1 文書管理規定

○ 総理府本府文書管理規則

(文書の貸出し及び閲覧)

第41条 文書保存主任又は文書を保管する者は、その保存又は保管する文書は、関係職員以外のものに貸出し又は閲覧させてはならない。ただし、主管部局の長の許可を得たときは、この限りではない。

○ 行政管理庁文書管理規則

(文書の閲覧および貸出)

第33条 保管文書又は、保存文書は、当該主管課長の承認を受け、閲覧し、または借り受けることができる。

2. 閲覧し、または借り受けた文書は、転貸、取換または改ざんをしてはならない。

○ 科学技術庁文書取扱規程

(保存文書の借覧)

第65条 保存文書を借覧しようとする者は、その者の属する課の文書管理者の押印を受けた公文書借覧証を総務課の文書取扱主任に提出しなければならない。この場合において借覧しようとする保存文書が印紙付文書であるときは公文書借覧証に印紙の額を記載しなければならない。

(借覧期間)

第66条 保存文書の借覧期間は10日以内とする。ただし、特別の理由により長期の借覧を必要とするものが借覧予定期間を記入した公文書借覧証を提出したときは、この限りではない。

(返却)

第67条 総務課の文書取扱主任の請求があったときは、保存文書を借覧している者は、すみやかに返却しなければならない。

(借覧者の注意事項)

第68条 借覧した保存文書は、他人に転貸し、加除訂正し又はき損してはならない。

2. 借覧した保存文書を外部に持ち出す必要がある場合には、保存文書を借覧した者は、その者の属する課の課長の承認を受けなければならない。

(部外者の借覧)

第69条 職員以外の者は、特別の理由があるときに限り総務課長及び主管局課長の許可を受けて保存文書を借覧することができる。

(保存文書の紛失)

第70条 借覧した保存文書を紛失した者は、始末書にその理由を記し、その者の属する課長の押印を受けて、主管課長及び総務課長に提出しなければならない。

○ 外務省(文書管理規程なし)

○ 大蔵省文書管理規程

第6章 文書の貸出し

(貸出しの範囲)

第103条 前章の規定により保管する文書は、この章に定めるところにより貸し出すことができる。

2. 次の各号の文書は、それぞれ部局の文書管理官又は秘書課長の許可がなければ貸し出すことができない。

(1) 文書管理官が指定する文書

(2) 秘書課長が指定する人事に関する文書

3. 本省の職員以外の者に対しては、文書を貸し出すことができない。但し、部局の文書管理官（前項第2号の文書については、秘書課長。以下この章において同じ。）が許可したときは、この限りでない。

(貸出しの手続)

第104条 文書の貸出しを受けようとする者は、文書の標題及び冊数、貸出期間並びに所属部局官職及び氏名を文書貸出請求票（別紙様式第15号）に記入して印を押した上、部局の文書主任官に提出し、貸出しを請求するものとする。

2. 部局の文書主任官は、前条第2項各号の文書で部局の文書管理官が貸出しを許可したものを貸し出すときは、部局の文書管理官の承認を文書貸出請求票に求めなければならない。

(貸出期間)

第105条 文書の貸出期間は、1週間以内とする。但し、部局の文書管理官が承認したときは、この限りではない。

○ 通商産業省本省文書取扱規程

(部外者の借覧)

第68条 職員以外の者は、特別の理由があるときに限り大臣官房総務課長及び主管局部課長の許可を受けて保存文書を借覧することができる。

○ 建設省文書管理規程

第9章 文書の貸出し

(文書の貸出し)

第50条 前章の規定により保管する文書は、主務課の長（文書課において保存する文書については、文書課長。以下この章において同じ。）の許可がなければ貸し出すことができない。

2. 建設省の職員以外の者に対しては、文書を貸し出すことはできない。ただし、主務課の長が特に必要やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(借用の手続)

第51条 文書の貸出しを受けようとする者は、別記様式第23による借用申請書を主務課の長に提出しなければならない。

(貸出しの期間)

第52条 文書の貸出しの期間は、10日以内とする。ただし、主務課の長が特に承認したときはこの限りでない。

(省外持出しの禁止)

第53条 文書の貸出しを受けた者は、当該文書を本省外に持ち出してはならない。ただし、公務上必要があると認めて主務課の長が認可したときは、この限りでない。

以上のような各省庁の文書管理規程は、いずれも訓令であり、職務執行に関する行政機関の内部準則たる形をとっている。換言すれば、これらの規程は行政能率の向上に資するための事務処理規定にすぎず、公文書の公開に関する処理規定ではない、と解されている。

上記規定のなかには、「職員以外の者」に対する閲覧、貸出を許容しているかどうか不明であるものがみられるし、たとえ「職員以外の者」に対し閲覧等を許す規定が存在していても、それは、(1)その規定の反射的利益にすぎず、(2)主管部局の長の許可があった場合の例外的な措置であり、(3)許可基準については全く触れるところがないこと等を勘案すれば、各省庁の文書管理規程が情報公開からは程遠い状況にある、と評してよいであろう。

また、各省庁の文書管理規程の多くは、文書の整理、保存のための目録整備の方法について明確な指針を与えていないのである。目録は「情報の中の情報」ともいふべき重要な役割りを果たすのであり、各省庁の統一的規程にのっとったインデックスが付与される必要があろう。

4. 4. 2 秘密文書取扱規定

昭和28年4月30日の「秘密文書等の取扱規程の制定について」(事務次官会議申し合せ)において、各行政機関の長は、秘密保全を要するすべての文書および物件について、機密、極秘、秘、部外秘の4分類に基づいて秘密文書等の取扱規程を速やかに制定実施するよう求められた。ところが、行政機関が「秘」文書を乱発し、批判があったため、この申し合せは廃止され、「秘密文書等の取扱いについて」(昭和40年4月15日事務次官等会議申し合せ)において、秘密文書の指定および作成は、必要最小限にとどめることとし、秘密文書を極秘(秘密保全の必要性が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれがあるもの。ただし、「極秘」のうちその秘密保全の必要度がきわめて高度のものを「機密」とすることができる。)と、秘(極秘につく程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならないもの)に区分することとされた。また、秘密文書には秘密にしておく期間を明記し、その期間が経過したときは、秘密指定が解除されたものとする、とされた。この申し合せにもかかわらず、省庁によっては、「部外秘」または「取扱注意」の区分を設けているところがあったため、「秘密文書等の取扱いについて」(昭和47年5月26日首席内閣参事官通知)によって、「実質上秘密文書として取扱うことが適当な内容については今後『部外秘』又は『取扱注意』という区分を廃し」昭和40年の申し合せの「秘」によることとされた。

また、昭和49年6月11日の内閣官房長官通知「秘密文書等の保全について」において、「秘密文書等の指定及び作成は、必要最小限にとどめるべきである」と確認されている。しかし、秘密指定が

行政機関の自由裁量にまかされていることにかわりはない。うえ、公文書の公開の諾否自体が行政機関の判断に委ねられている現状では、秘密指定を必要最小限にとどめるとしたところで、国民による利用の観点からすれば、さほど意味をもたないのである。

4.4.3 電子計算機処理データ管理規程

「電子計算機処理に係るデータの保護について」（昭和51年1月29日事務次官等会議申し合せ）は、各行政機関がデータ保護等につき整備すべき管理規程の大綱を示したものであるが、データの提供については、その7章において「磁気テープ等によりデータを外部に提供する場合には、原則として、提供するデータの内容、使用目的、提供方法、管理方法等について覚書を取り交す」と定めている。各省庁が、磁気テープ等の外部提供につき、どのような管理規程を整備するにいたっているか調査する必要がある。

4.4.4 資料その他の情報の取扱い

行政機関の保有する文書のうち、起案文書、決裁文書等の如く文書番号が付されて厳格な保存、管理のなされるもののみが文書管理規程の対象であり、それ以外のものは「資料」と通称され、両者の取扱いを峻別する省庁が多いという（錦織淳「国・自治体の情報取扱の現状と問題点」法律時報52巻4号76頁）。これは、情報管理の観点からしても、国民による行政情報利用の観点からしても、問題視されてしかるべきであろう。アメリカの情報自由化法においては、省庁内または省庁間のメモもしくは書簡は公開の適用除外例のひとつであるが、その趣旨は、行政機関内部および行政機関相互間における十分かつ率直な意見交換を促し、また、文書の時期尚早な開示を防ぐことにある、とされている。わが国の資料も、この限度において非公開とすべきであろう。

4.5 情報公開法制定にむけて

4.4において、わが国には、行政情報の管理、利用についての一元的法制が存在しないことを指摘したが、かような状況は、近時提唱されている「知る権利」の観点からすれば大きな問題を内包している。

4.5.1 「知る権利」の意義

「知る権利」とは、公に所有された情報に接近する権利を意味する。この権利は、日本国憲法に明文で保障されていないが、国民主権の原理および表現の自由の規定によって当然に保障されている憲法上の権利である、との認識が次第に定着しつつある。

主権者として国民は、その権限を適切に行使するために、国政に関する情報をまんべんなく入手しうる機会をもたねばならない。合衆国建国の父、J・マディソンは「情報公開なき民主政治、または

情報公開を確保する手段なき民主政治は、茶番劇か悲劇かまたはその双方への序幕にすぎない。知識は無知を永遠に支配する。人民が自らの治者となろうとするならば、知識という力で自らを武装しなければならない」と述べたが、これは、国民主権の原則が知る権利を内包することを的確に指摘したものである。

表現の自由も知る権利を基礎づける。表現の自由は、コミュニケーションの自由を保障するものであるが、コミュニケーションは情報の提供に始まり、その受領によって完了するのである。知る権利とは、この後者の側面に関するものであるが、これを独立した1つの憲法上の権利としてみる必要性があるのである。つまり、「情報化社会」においては情報の送り手はもっぱら国家で国民はその受け手の立場におかれているのであるから、情報受領の側面に権利性を付与して、一方方向に流れがちな情報流通に息吹をふき込む必要があるのである。昨年秋に発効した国際人権規約のB規約19条においても、表現の自由には「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」とされるにいたった。

以上のように知る権利は、国民主権の原理や表現の自由の当然内包される参政権的性格を有するのであるが、もう1つ忘れてならない点として平等化の側面をもつことがあげられよう。情報が権力の有力な源泉になっている社会では、人々が平等に情報に接近する機会の保障がなければならない。これは、行政と国民の間の power-balance の問題である。アメリカ合衆国の情報公開法が制定された1つの動因は、このバランスを確保することにあった。そのため、同法によれば、行政機関は、公開請求の拒否について、その理由、件数、責任者氏名、職名等につき、前暦年度分に関する報告書を議会議長に提出する義務を負っているのである。

知る権利は憲法上保障されている、との解釈が公法学者の間に定着してきているが、現在のところ実定法化されていないために、抽象的権利にとどまっている。しかし、この抽象的権利とは、行政情報提供に努めなければならないこと、または情報公開法を整備すべきこと、を政府の責務としていることを意味している。

4. 5. 2 情報公開への動向

わが国においても、情報公開法制定の機運は高まり、特に地方自治体のレベルで作業が進んでいる（神奈川県、滋賀県、広島県、長野県、広島県安芸郡府中町等）。国のレベルにおいて、「行政の適正、能率的な運営に留意しつつ、一層円滑な情報の提供を図る見地から見直しを行いその改善充実に努める」べく、(1)情報提供のための手続、窓口の整備、(2)情報提供の充実（主要な刊行物、統計、資料、通達等について目録を作成整備すること、公文書等の国立公文書館への移管および同館における公開措置の促進等）、(3)情報提供に関する国民への周知、について速やかに準備を整え実施に移すこととならんで、(4)「情報の管理、提供の改善を図るため、情報の体系的分類、保管、保存方式、保存年限等について全般的見直しを行うとともに、各省庁に共通する公開基準の策定について検討」しながら、「諸外国における法制とその運用実態について研究を行うなど、我が国の実情に合った情報公開に関する法制化の諸問題について幅広く検討を進める」こととされた。

これをうけて、「情報提供に関する改善措置等の推進について」（昭和55年6月11日各省庁文

書課長等会議申し合せ)において、上記(1)～(3)については55年10月を目途に実施に移すものとすると同時に、検討を要する問題については、引き続き、「情報公開問題に関する連絡会議」において検討するものとされるにいたっている。かかる国の動きは、情報公開を制度化するものであって、国民からの積極的な活用が期待される。また、この制度化以前にあって、個別的法令のもとで公開してきた例が多数あるが、調査統計にかかわる情報がそのひとつである。その典型例としては、通産省経済統計検索システムをあげることができる。

4. 5. 3 アメリカにおける情報公開法の制定・改正

11年間の検討ののち、アメリカ合衆国は、1966年に情報自由化法(Freedom of Information Act, 以下「FOIA」という。)を制定し、翌年の独立記念日(7月4日)より施行した。FOIAは、つぎの4原則をその骨格としている。

- ① 公開が、例外ではなく原則であること。
- ② 何人も、行政情報に対し平等のアクセス権を有すること。
- ③ 非公開を正当化する義務は連邦政府にあり、国民の側にはないこと。
- ④ 不当に公開を拒否された者は、裁判所に救済を求める権利を有すること。

FOIAの制定に伴って、多くの州はこれと理念を同じくする法律を新たに判定したり、改正したり、現在ではほとんどの州が情報公開法を有している。諸州の法律は、細かい点で相異をみせているが(1)公文書を定義している点、(2)非公開の例を列挙していること、(3)公開請求手続を整備していることおよび、(4)不当に請求を拒否した職員に制裁を課している点等においては共通している。

FOIAは、政府および政府の情報は国民に属するものであるという前提に立脚しており、簡明な法文で例外とされないかぎり、行政機関の完全な公開という一般的哲学をうたてた。ところが、制定後も行政機関の非協力的態度とFOIAの規定に一部不満があったため、実効をあげえなかった。1974年のFOIAの改正は、フォード大統領の拒否権発動をくつがえして達成されたが、これは8年間の経験に基づくものであった。

1974年の主要な改正点は、つぎのごとくである。

- ① 最新の索引集を作成保管して、公衆の閲覧又は謄写に供することを義務づけた点。
- ② 公開のための料金は一律の実費とする。また、情報提供が公益に資すると行政府が判断したときは、料金を軽減または無料とする。
- ③ 改正前は請求対象たる文書を特定しなければならなかったが、「妥当に記述」(reasonably describe)すれば足りるとされた。
- ④ 行政機関は、請求を受理したのち10日以内(特段の事情があれば、さらに10日間延長可能)に回答しなければならなくなった。
- ⑤ 公文書等の一部が公開の例外事由にあたるかどうかは、裁判所が非公開の調査によって判断できることとなった。
- ⑥ 公開の例外事由の1つであった国防または外交上の秘密を、さらに具体化し簡明な法文とした。

- ⑦ 公開の実態について連邦議会に報告することを各行政機関に義務づけた。
- ⑧ 不当に公開を拒否した職員に対し、人事委員会が懲戒手続をとるべきこと。

1976年には、「他の法令によって特に開示から除外されている事項」との文言が不明であったため、他の法令が、(A)当該事項の非公開措置を裁量の余地なく要求している場合、または、(B)当該事項の非公開措置について特別の基準を設けている場合もしくは個別的な事項について定めている場合に非公開を限定する、と改正された。

4. 5. 4 F O I A の概要

(1) 適用範囲

このように2度の改正を経たF O I Aは、各省および局、軍事省、連邦政府法人、連邦政府の規制を受ける法人ならびに独立規制委員会の保有する文書に適用される。同法は、裁判所、大統領またはそのスタッフ、連邦議会およびその機関、諮問委員会（これは1972年の連邦諮問委員会法の適用を受け、その文書は公開される）ならびに政府認可の私法人（たとえば公共放送協会）には適用されない。

(2) 行政機関の記録の意義

F O I Aは行政機関の記録（agency records）を定義していないため混乱をよんでいるが、判例によれば再生可能な書類をいうとされているが、具体的には次のものが含まれる。

- ・ 映画フィルム
- ・ 録音テープ
- ・ レントゲン写真
- ・ コンピュータのアウトプット

次のものは記録に該当しないとされている。

- ・ 弾丸
- ・ NASA ロケット
- ・ 公務員の個人的メモ

(3) 適用除外

F O I Aは次の事項に限り非公開としている。もっともこれらの非公開は命令的、絶対的なものではなく、行政機関は、非公開事項に該当すると判断しても、これを開示する裁量を有している、と解されていることに注意しなければならない。

- ① (A)大統領命令により定められた基準に基づき、国防又は外交政策のために秘密にしておくことが特に認められ、かつ、(B)大統領命令に従い、実際に秘密指定が正当に行われているもの。
- ② 専ら行政機関内部の人事に関する規則及び慣行に関係するもの。
- ③ 制定法（本編第552条の6を除く。）により、特に開示が免除されているもの。ただし、その制定法は、(A)当該事項の非公開措置を裁量の余地なく要求しているもの、又は、(B)非公開措置がとられなければならない特別な種類の事項について定めがあるものに限られる。
- ④ 営業上の秘密、及び第三者から得られたもので、秘匿権が認められ又は秘密に属する商業上又

は金融上の情報。

- ⑤ 行政機関との訴訟で行政機関以外の当事者には、法により利用することができない行政機関相互間又は行政機関内部の覚書若しくは書簡。
- ⑥ 開示すれば、個人のプライバシーに対する明らかに不当な侵害になる人事及び医療に関する書類、その他これに類する書類。
- ⑦ 法執行の目的のために編集された取調べ記録。ただし、これは、専ら次の場合に限られる。記録の提出が、(A)執行手続を妨げる場合、(B)公平な裁判又は公平な裁決を受ける権利を奪う場合、(C)個人のプライバシーに対する不当な侵害となる場合、(D)秘密の情報源を開示する場合、及び刑事執行当局が捜査過程で編集した記録、又は適法な国家安全保障情報の調査を行う行政機関が編集した記録にあっては、専ら秘密の情報源により提供される秘密情報を開示する場合、(E)取調べに関する技術及び手続を開示する場合、又は、(F)法執行職員の生命又は身体の安全を危険にさらす場合。
- ⑧ 金融機関の規制又は監督について責を負う行政機関の用に供するために準備された検査、運営又は状況に関する報告に含まれ又は関係があるもの。
- ⑨ 油井に関する地図を含む、地質学及び地球物理学上の情報及びデータ。記録の合理的に分離することができる部分は、本項により適用除外される部分を削除した後、その記録を要求した何人にも、これを提供しなければならない。

4. 5. 5 F O I A 利用の実態

F O I A は、国民の知る権利の代弁者たる報道機関の取材の自由を実質化する目的で制定されたが予期に反してプレスの利用は少なく、もっぱら法人によって、特に利得を得る目的で利用されている（たとえば、1976年の連邦薬品局における利用者の80%以上が企業で、個人は8%、公益グループとプレスは両者あわせて5%にすぎなかった）。

検索に要する時間は、74年の改正前は平均70日であったが、改正後はほとんどが法定の10日間で処理されている（難解な請求でも平均10.5日で回答している）。F O I A 制定については、検索に伴う行政上の負担を理由に反対する意見もあったが、最近では検索期間は短縮され、「行政上の負担という官僚的苦情には根拠がもはやない」といわれている。

公開率は、74年の改正前では24%であったものが改正後は59%となっている。公開を拒否する理由としては、営業上の秘密と省庁間、省庁内メモに該当することが援用される例が多いが、訴訟になれば政府側敗訴に確率が高い。最近では、捜査・調査ファイルが拒否理由となる事例が増加している。

なお、検索料は1時間当たり5ドルである。

4. 5. 6 F O I A の問題点

F O I A は、卓越した立法技術によって作案されたとはいえない、とせられているが、次のような

問題点をかかえている。

- ① 74年、76年の2度の改正にもかかわらず、9つの適用除外例が依然不明確であること。なかでも、省庁間、省庁内メモはもっとも不明確である、といわれる。明確な基準を判例の展開に委ねるという安易な態度がうかがわれるのである。
- ② 行政機関の記録を定義していないこと（諸州の公開法はすべて定義規定をもっているが、いずれも明確とはいえない）。この点についても、判例法の展開に期待されている。
- ③ FOIAは手数料につき、公共の利益に合致すると行政庁が判断したときは、軽減または無料としうる、と規定したため、行政機関は、情報の利用の動機、利用の仕方まで評価するにいたり一律の料金による平等利用の原則に反する傾向を見せている。
- ④ プライバシー保護について「プライバシー保護法」（1974年）と矛盾する内容となっている点。つまり、FOIAは「明らかに不当にプライバシーを侵害する」情報を開示してはならないとするのに対し、プライバシー保護法は「個人の身元を確認できる情報」（identifiable information）を保護対象としているのである。

4. 5. 7 情報公開立法のポイント

FOIAのもつ弱点・問題点は、わが国での情報公開立法制度の際に参考となろうが、それを列挙して簡単に説明すればつぎのようになる。

- ① 公開の対象となる文書等を簡明に定義すること。この点、広島県府中町情報公開に関する条例案第2条が、情報を定義して「町が所持及び管理する文書、図書、写真、録音テープ、コンピュータにインプットされたもの及びその他これに類するものをいう」としているが、示唆を与えてくれる。
- ② 情報目録の整備を義務づけること。公開立法とは、行政機関の情報行為につき対外的、つまり公開するか否かの段階での裁量を規制するだけではならず、内部的な手段（保管、管理または整理）をもチェックするものでなければならない。
- ③ 請求対象の特定化および請求量の制限。対象の特定化は、FOIAのように、reasonableであればよいとすべきであろう。FOIAは1回の請求の量を限定していないが、行政上の負担との関係で、一定の限度を設定することも可能としておく必要があるであろう。
- ④ 文書の一部公開を可能とすること。請求対象たる文書等の一部に非公開とする理由がある場合であっても、その部分のみ削除して他の部分を公開すべきである。
- ⑤ 裁判所による非公開の調査手続を可能とすること。行政庁の請求拒否理由が妥当なものであるかを裁判所に確認させるために、非公開での調査手続（in camera inspection）を設ける必要がある。ただし、こうした規定を設けることは、憲法82条の関係で問題を残す。特に、行政情報の公開の訴訟は、知る権利に関する事件となるという意味で、同条2項にいう「憲法第3章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常に公開しなければならない」（いわゆる絶対的公開）場合に該当するであろうから、非公開の調査手続を設けるか否かについては慎重

な検討を必要とする。

- ⑥ プライバシーを十分に保護すること。行政情報のなかには個人情報が多数含まれるのであるから、情報公開立法中にはプライバシー保護の規定を必要とする。もっとも、いかなる種の情報をもってプライバシーとするか難題である。FOIAは「人事、医療、その他これに類するファイル」に言及しているのに対し、諸州の公開法は「精神および身体の治療ならび身体検査記録、推せん状、人事または学績ファイル中の意見（opinion）を表明している書簡もしくはメモ」（ニュー・メキシコ州）、「医療・精神または社会的データ、養子縁組記録、社会福祉記録、人事ファイル、推せん状、入院加療記録および公立図書館貸出記録」（メリーランド州）等区々である。プライバシーに該当する情報の例示を可能な限り列挙することが好ましい。
- ⑦ 営業上の秘密を保護すること。営業上の秘密も公開から除外されなければならないが、これに該当する情報の範囲の画定も難題である。

営業上の秘密の保護のためには、政府に情報を提供した者が請求者への情報開示を差し止める訴訟（アメリカにおいては、これを逆FOIA訴訟「reverse FOIA suits」と呼ぶ。）の提起を可能としておく必要がある。情報公開法にこのための規定をおかないときは、公開差し止めのための法的根拠を了め検討しておかねばならない。

4.6 ま と め

磁気テープによる行政情報の公開を予定している法令には、つぎのようなものがある。

指 定 統 計	……………	統計法 16条	同法施行令7条
特許登録原簿	……………	特許法186条	特許登録令
意匠登録原簿	……………	意匠法 63条	意匠登録令
貿 易 統 計	……………	関税法102条4項	

つぎに、磁気テープによる公開を含むと解釈される法律としては、総理府設置法11条がある。同条は、「国の行政に関する公文書その他の記録」に言及しているが、磁気テープが「その他の記録」に該当する、と解釈できる（この点、アメリカのFOIAにおいても、公的記録には、磁気テープが含まれると理解されていることが参考とされてよい）。

以上のほかにも、現在多くの磁気テープが公表され、また、公表されるべく用意されているが、その主要な例は、調査統計にかかわるものである。こうした統計目的ないし研究調査目的のための情報は本来的に公的な性質を有するのであって、情報公開法の有無に関係なく、広く公表されてよいものである。カリフォルニア州やミネソタ州では、行政情報を、公的情報（public information）、秘密情報（confidential information）および私的情報（private or non-public information）に3分類しているが、統計情報や研究調査情報は、公的情報と位置づけられている。また、連邦においても、こうした公的情報は、法律によって公開を義務づけられない時点においても、国民の広く利用しうよう配慮されてきたが、その典型例が、商務省技術情報部（NTIS）である。わが国にお

いても、NTISのような組織を設立することは、情報公開の動きとは、切り離して考察してよいのではないであろうか。

つぎに、情報公開を一元的に法制化するという枠のなかで、データ・ベースを扱うという場合を考えてみよう。

情報公開のもとでは、磁気テープと冊子態の性質の差とか、自動化ファイルか手作業ファイルとの差は、さほど重大な争点にはならない。その差は、公表の方法（たとえば、ディスプレイによるか、プリントアウトによるか、といった方法）にあらわれるにすぎないものと思われる。磁気テープが公開の対象となることは、公開法のもとでは、疑いえないが、電算処理という特殊な性質のためにプライバシー侵害の可能性が云々され、公開の例外とされるべきである、との主張が打ち出されることになる。磁気テープ等の電算処理データは、プライバシー保護の観点から非公開とされるべし、という主張に遭遇することを予想しつつ、今後の議論を進めていく必要がある。

（電算処理データの公開の問題は、かくして、公開法の問題からプライバシー保護へと重心をかえていく）。

参 考 文 献

1. 奥平康弘『知る権利』 岩波書店
2. 清水英夫編『情報公開と知る権利』 三省堂
3. ジュリスト 1980年1月特集号
4. 法律時報 1980年4月特集号
5. 堀部、島崎「アメリカの『情報の自由に関する法律』」 ジュリスト611号
6. 小島武司「情報開示法の改正」 判例時報788号(1975)
7. 石福秀太郎「アメリカにおける文書公開の実情」 新聞研究300号(1976)
8. 小松原久夫「情報の自由を求めるダイナミズム」 新聞研究398号(1976)
9. Marwick, Christine M., The 1980 of Litigation under the Federal Freedom of Information Act and Privacy Act (1980)
10. Project, Government Information and the Right of Citizens, 73(巻) Michigan Law Review 971-1220(頁) (1975). (連邦および諸州の情報公開法の分析)
11. Comment, Developments under the Freedom of Information Act--1979, 1980 Duke Law Journal 139-169. (FOIAの判例の展開)
12. Note, Developments under the Freedom of Information Act--1978, 1979 Duke Law Journal 189. (FOIAの判例の展開)
13. Rowat Donald C., Administrative Secrecy in Developed Countries (1979)
(世界各国の情報公開の現状紹介)

第 2 部

データベース流通の現状

1. データベース・サービスの現状

目 次

1 データベース・サービスの現状	49
1.1 データベースに関係する業者	50
(1) データベース・プロデューサ	50
(2) データベース・ディストリビュータ	51
(3) データベース・エージェント	53
(4) データベース・リテラ	54
1.2 データベースの利用者	56
1.3 データベースの市場	56
(1) アメリカの市場	56
(2) 日本の市場	57

1. データベース・サービスの現状

データベース・サービスは新しい技術成果にもとづく新しい事業である。新しい分野であるだけに一応の慣行はあるが、法的な係事例はない。したがって、データベース・サービスに対する法的制約を論ずるに当っては、法的には具体的な材料が不足している。

このような理由で、データベース・サービスについて、これを支持または制約するための法律や行政の対応に関しては、その重要性は意識されているにもかかわらず、その具体的検討が困難である。

したがって、本報告においては、データベース・サービスについて現在の慣行を示すことがひとつの判断材料となる。こうした視点より、第2部では、さまざまな側面からデータベース・サービスの現状を確認することにした。

本章では、データベース・サービスの現状について概観を与える。まず、1.1において、データベースに関係する業者、つまりプロデューサ、ディストリビュータ、エージェントおよびリテラについて示す。

つぎに、1.2においては利用者に関して示す。したがって、1.1、1.2においては、データベースの生産から流通を経て消費にいたる状況が示される。

本章の後半においては、データベース産業の現状について、簡単に解説する。

ここで一言用語について注意したい。たとえば、ディストリビュータという呼称ひとつとってみても、法律上の意味と実際の意味とは微妙に異なる。しかも、データベース・サービスの新しい業種において顕著である。さらに、そのくいちがいも日本とアメリカにおいては相違している。詳しくは、第1部1章に述べる。

1.1 データベースに関係する業者

データベースに関係する業者と、その主要なサービスを示すと、図1-1のようになる。ただし、現実の業者は、これらの性格を兼ねそなえているばあいが多い。

(1) データベース・プロデューサ

この業者は磁気テープを作成する。ばあいによっては検索サービスを販売する。つまり、次のディストリビュータを兼ねる。日本の例を表1-1に示す。

プロデューサが行う業務は次の3種である。

- ・データの選択、入手、要約、索引づけ
- ・データのコンピュータ可読型への変換
- ・品質管理、研究開発

プロデューサには、さまざまな種類がある。つまり、政府機関、非営利団体、企業である。これを表1-1に示す。さらにデータベースを海外から輸入するばあいもある。このときのプロデューサを表1-1～表1-5に示す。

表1-1 データベース・プロデューサ

(注) * ディストリビュータを兼ねる

G 政府機関

N 非営利団体

P 企業

プロデューサ	データベース
アジア経済研究所 N	STATデータ
"	PROJECTデータ
"	発展途上国投資関係法律の条文データ
日本経済新聞社 P	NEEDS-TS *
"	NEEDS-IR *
野村総合研究所 P	NR I/E
東京商工リサーチ P	TSR企業財務データ
帝国興信所 P	COSMOS
日本興業銀行 P	JB J DATA
日本長期信用銀行 P	COMPASS
日本科学技術情報センター N	J I C S T理工学文献ファイル *
"	クリアリング・ファイル *
日本特許情報センター N	PATLIS

プロデューサ	データベース
日本エネルギー経済研究所 N	NEEDS-IEE
大蔵省 G	外国貿易統計
通商産業省 G	鉱工業各種指数
"	工業統計調査
行政管理庁 G	産業連関表
総理府 G	地域メッシュ統計
生鮮食料品流通センター G	市況情報 *
"	産地情報 *
アジア経済研究所 N	各国統計データ
" "	日本貿易統計データ
"	国連人口統計データ
"	東南アジア貿易データ
海洋資料センター G	各層観測データ、統計 *
"	海流観測データ、統計 *
日本科学技術振興財団 N	REGISTERサービス
日本医薬情報センター N	JAPI抄録カード(MT)

(2) データベース・ディストリビュータ

この業者は磁気テープを処理して検索サービスを販売する。検索サービスはオンライン・サービスとハードコピー・サービスとがある。日本の例を表1-2に示す。ハードコピー・サービスのみの例を表1-3に示す。

海外のディストリビュータに専用線またはICASでアクセスすることも、最近、可能となった。このような業者は、オンライン・リテラともいえる。これを表1-4に示す。

ディストリビュータの業務は次のとおりである。

- ・データベース管理システムの開発または導入、およびその運用
- ・コンピュータ・システム(ネットワークを含む)の開発または導入、およびその運用
- ・データベースの整備
- ・顧客の管理、マーケティング
- ・検索質問の作成、検索操作、出力の評価と配布
- ・研究開発

ディストリビュータの性格も、政府、非営利機関および企業となる。これを表1-2、1-3、1-4に示す。

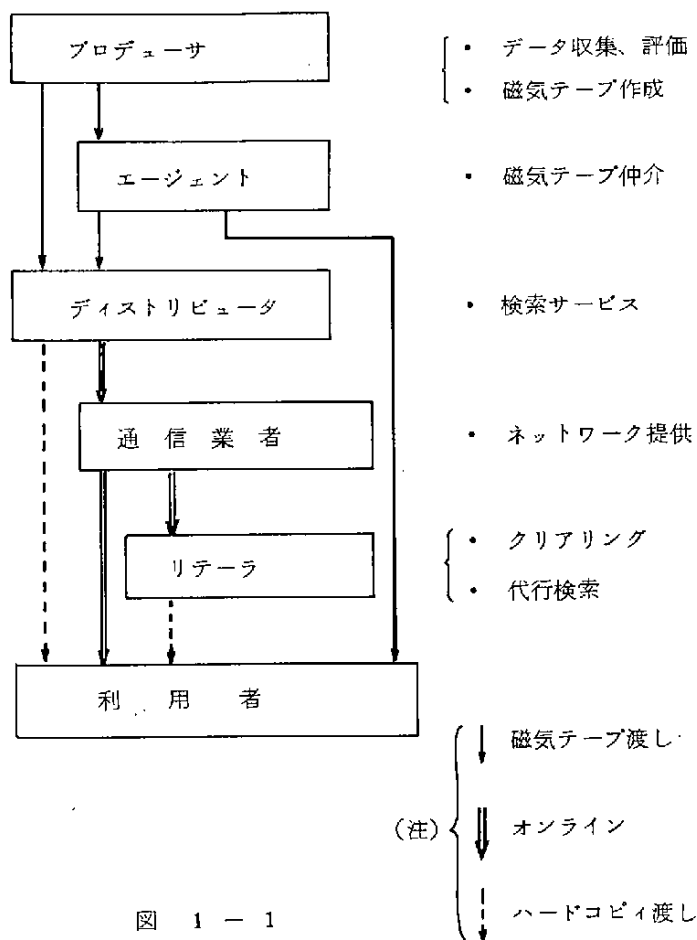


図 1 - 1

表1-2 データベース・ディストリビュータ

(註) 輸入データベース

G 政府機関

N 非営利団体

P 企業

ディストリビュータ	データベース	プロデューサ
アジア経済研究所 N	MARC	LC G・*
センチュリー・リサーチ・センターP	CRC-TRADE	国連 G・*
市況情報センター P	VIDEO	東証、大証 N
"	VIDEOMASTER	REUTER P・*
日本経済新聞社 P	NEEDS-IEE	日本エネルギー 経済研究所 N
"	NEEDS-IFS	IMF G・*
日本科学技術情報センター N	CA Search	CAS N・*
"	MEDLARS	NIH G・*
"	TOXLINE	HLM G・*
"	SSIE米国研究案内ファイル	SSIE N・*
日本電子計算 P	IR-File	ASTM N・*
電通国際情報サービス(GEIS)	NR I/E	野村総研 P
"	TSR企業財務データ	東京商工リサーチ P
"	民力データベース	朝日新聞 P
"	時事株価データバンク	時事通信 P
"	共同ニューヨーク市場株価	共同通信 P
"	JB J DATA	興 銀 P
"	IR-FILE	旭リサーチセンター P (ASTAM*)
日本IBM P	NEEDS-CALL	日経新聞 P

(3) データベース・エージェント

データベース・エージェントはプロデューサとディストリビュータとの間に介在するが、ときにはプロデューサと利用者との間に入ることもある。この業者は単に磁気テープを仲介するばかりと、これを再編集して付加価値をつけるばかりとがある。

前者は海外プロデューサからデータベースを輸入するばかりに多く、後者は官庁データベースを民間に公開するばかりに多い。

エージェントの例を表1-3に示す。エージェントの性格は非営利団体または企業である。

表1-3 データベース・エージェント

(注) G 政府機関

N 非営利団体

P 企業

エージェント	データベース	プロデューサ
日本統計協会 N	地域メッシュ統計	総 理 府 G
通商産業調査会 N	鉱工業各種指数	通 産 省 G
"	工業統計調査	"
"	産業連関表	行 管 庁 G
日本関税協会 N	貿易月報データ	大 蔵 省 G
JETORO N	貿易統計サービス	米・仏政府機関 G
日本ポートフォリオ・サービス P	COSMOS	帝国興信所 P
"	COMPASS	長 銀 P
日本経済新聞社 P	DRI 米国経済ファイル	D R I P
"	IBJ DATA	興 銀 P
"	COMPUSTAT	S & P P
"	CUSTOMPRICE	REUTER P
日本技術貿易 P	DERWENT Data Base	DERWENT P
化学情報協会 N	CA Search	C A S N
三洋出版貿易 P	赤外線回析スペクトル・ファイル	ASTM N
"	X線回析スペクトル・ファイル	JCPDS N
"	質量分析スペクトル・ファイル	John Wiley P
ユーエスエイシアティック P	Science Citation Index	I S I P
"	Social Science Citation Index	"

(4) データベース・リテラ

データベース・リテラはディストリビュータと利用者との間に介在し、利用者のために代行検索を行う。このばあい、利用者や検索要員や端末を所有しない。代行検索をディストリビュータがオフラインで行うとき、これをハードコピー・サービスという。このばあい、ディストリビュータとしてのリテラは、プロデューサと利用者との間に介在することになる。

リテラはコンサルタントを行うことが多い。コンサルタントの内容は、クリアリング・サービス質問(論理演算式)の作成などである。リテラの性格は、殆んどが企業であるつまり公的機関がこれに関与することはない。リテラのうち、オンライン・サービスの業者を表1-4に、ハードコピー・サービスの業者を表1-6に示す。

リテラをブローカというばあいもある。

表1-4 データベース・リテラ

(オンライン・サービス)

注 G 政府機関

N 非営利団体

P 企業

リテラ	データベース	ディストリビュータ
丸 善 P	DIALOG データベース	LOCKHEED P
紀伊国屋 P	"	"
"	CIS データベース	NIH/EPA G
日本SDC P	ORBIT データベース	SDC P
日本経済新聞社 P	DRI データベース	DRI P
"	NEW YORK TIMES INFORMATION BANK	New York Times
"	AMI	"
"	KIT	"
"	AP political Data Bank	"
電通国際情報サービス (GEIS)	B/I DATA	Business International P
"	CITIBASE	Citibank P
"	SITE I I	CAC I
"	UCLA	UCLAビジネス予測プロジェクト N
"	SIC 72	GE P
"	FTC DATA	"
"	AHAM	Association of Home Appliance Manufacturers
"	I FO	Institut fur Wirtschaft Forschung
"	VALUE LINE	Arnold Bernharel
"	CEDB	GE P
"	MARINFO	Marine Midland Bank
"	SDB	GE P
"	CDB	"
"	CAPLOAN	Caploan
チェース・マンハッタン銀行 (東京支店)	INFOCASH	チェース・マンハッタン銀行
"	CHASE ECONOMETRICS	"
ドクター・トボルコビツ・ アンド・アソシエーツ	DVORKOVITZ 技術情報	ドクター・トボルコビツ・ アンド・アソシエーツ

表1-5 データベース・リテラ
(ハードコピー・サービスのみ)

※ 輸入

N 非営利団体

P 企業

リテラ	データベース	プロデューサ
日本特許情報センター(発明協会) N	INPADOC	INPADOC N・*
紀伊国屋 P	COMPENDEX	Engineering Index P・*
"	CAC	CAS N・*
"	USGRA	NTIS N・*
"	INSPEC	IEE *
"	METADEx	ASM N・*
"	CDI	UMI P・*

1.2 データベースの利用者

データベース・サービスが利用者の手に達するとき、その媒体は

- ・磁気データ(利用者が自営のコンピュータ・システムにて検索)
- ・ハードコピー
- ・オンライン出力

のいずれかである。

つぎに、利用者は、そのサービスを消費するに当り、

- ・自家消費
- ・特定グループ内での消費
- ・第三者への再販

のいずれかの方法をとる。特定グループとは大学とか産業団体のことであり、グループが共同利用をする。第三者への再販は通常は禁止されており、これが行われるばあいには利用者はリテラの立場をとることとなる。

1.3 データベースの市場

ここで産業としてのデータベース・サービスについて示す。

(1) アメリカの市場

データベースの先進国であるアメリカにおいては、その売上高も、またその伸び率も大きい。これを表1-6に示す。Link社の報告(1978)によれば、アメリカにおいては147のデータベース

・プロデューサーが255のデータベースを作成している。ディストリビューターについていえば、TSS業者、VAN業者が既に産業として成立し、これがデータベースの流通に進出している。これと同時にデータベース流通の専門業者も発生した。このうちには、ロッキードやSDCのような汎用サービスを行うところ、およびニューヨーク・タイムズやCISなどの専門サービスを行うところがある。

表1-6 米困データベースサービス市場

市場分野	現 状 (1976年)				将 来					
	売上高 (百万 ドル)	売上 比率 (%)	提供 方式	オンライ ンパッ チ別売上 比 率	年 成 長 率 予 測				予 測 売 上 高	
					1976～1980		1980～1985		1980年	1985年
					成長率	平均	成長率	平均		
科学技術情報	7	0.9%	オン ライ ン	19% 140 百万 ドル	10%	17.0 %	8%	8.6%	10 (百万 ドル)	15 (百万 ドル)
経済/計量経済情報	65	8.8			20		15		135	270
市 況 情 報 (証券/株価)	55	7.4			10		5		80	100
ビジネス・ニュース	4	0.5			25		15		10	20
法 令 検 索	9	1.2			20		10		20	30
企業信用情報	225	30.4	バ ッ チ	81% 600 百万 ドル	10	8.3 %	5	6.7%	330	420
消費者信用情報	125	16.9			5		5		150	195
特定のマーケティング情報	250	33.8			10		10		365	590
総 計	740	100							1,100	1,640

(出典)「THE DATA BASES MARKET」FROST&SULLIVAN(1977.10)から作成

(2) 日本の市場

日本の市場については、正確な情報はない。わずかに(財)日本情報処理開発協会が行ったものがあるにすぎない。これを表1-7および図1-2に示す。この数値から判断すると、日本の市場規模はアメリカに比較して約10年遅れているといえる。

日本におけるデータベース・サービス業者の実態については1.1ですでに述べた。

表 1-7 わが国における情報提供サービス業の規模

項 目 \ 年	48 年	49 年	50 年	51 年	52 年	53 年
情報サービス 全事業所数	1,105	1,322	1,276	1,276	1,640	1,672
情報サービス 全従業員数 (人)	47,675	58,723	57,164	59,025	71,641	77,087
情報サービス 全売上 (百万円)	167,162	245,263	275,090	306,966	412,581	460,241
情報提供サービス 企業数		153	163	133	147	159
情報提供サービス 事業所数	220	265	256	221	278	302
情報提供サービス EDP化事業所数	36	40	31	34	41	42
情報提供サービス 売上 (百万円)	7,620	13,046	14,376	12,055	23,811	27,069

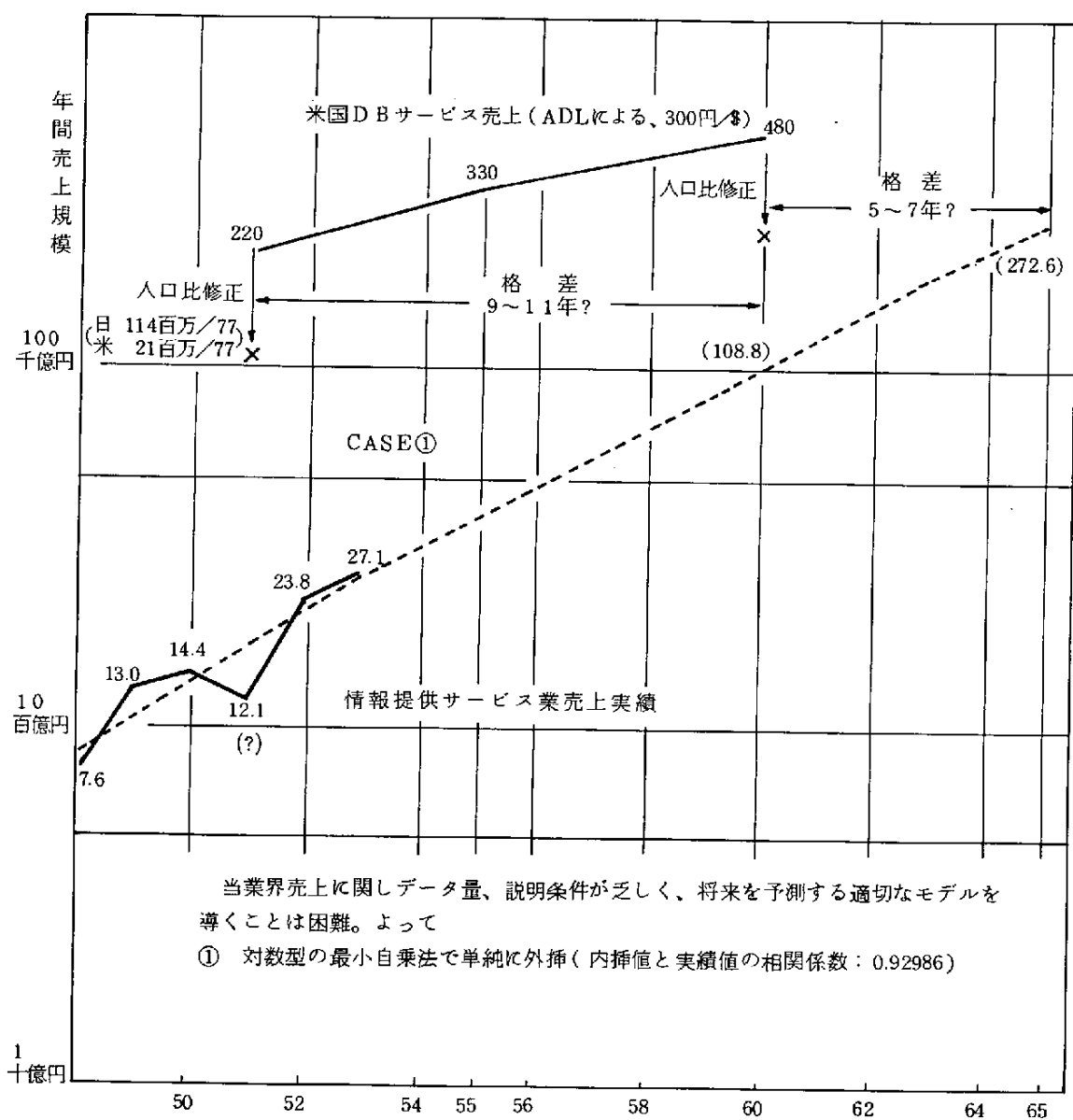
出 所：通産省・特定サービス業実態調査

注 1：情報サービス業には日本標準産業分類サービス業のうち、産業分類番号（小分類）851、情報サービス業の全部——ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、その他の情報サービス業が含まれる。

注 2：上記調査は原則として事業所単位の調査であって、企業数は厳密な意味で事業所数に完全に対応するものではない。

出 所：データベース・サービス業懇談会

「データベース・サービス業振興のための提言書」



出所：表1-7に同じ

図1-2 情報提供サービス業の売上規模

2. データベース・サービスの特長と内容

目 次

2. データベース・サービスの特長と内容	61
2.1 原資料とデータベース	61
(1) 原資料の出所	61
(2) 原資料の種類	63
(3) データベースの項目	64
(4) データベースの編集	67
2.2 データベースと検索出力	67
2.3 データベースの信頼性	70
2.4 データベース・サービスの必要資源	70
2.5 データベース・サービスへの要求	71
(1) プロデューサへの要求	71
(2) ディストリビュータへの要求	72
2.6 サービス契約	72
2.7 サービス料金	73
(1) 料金の構成	73
(2) データベース料金	73
(3) データベース流通料金	73
2.8 データベース利用の制限	76
(1) 政府所有のデータベース	76
(2) 大学のデータベース	76
(3) 産業団体のデータベース	76
(4) 社会的に影響のあるデータベース	79

2. データベース・サービスの特長と内容

本章ではデータベース・サービスそのものについて、その特長と内容とを説明する。

2.1 と 2.2 とはデータベース・サービスにおいて流通する情報の実体が何であるかをあつかう。すなわち、原資料とデータベースとの関係、およびデータベースと検索出力との関係を検討する。

2.3 においては、データベース・サービスに要求されるデータベースの信頼性について触れる。

2.4 においては、データベース業者がサービスを行うにあたり装備しなければならない資源を説明する。つまり提供側の条件を示す。

2.5 においては、データベース利用者がサービスに対してもつ要求を示す。つまり利用側の条件を明らかにする。

2.6 と 2.7 とは提供者と利用者との関係を示す。つまり両者間の契約およびサービス料金について説明を行う。

2.8 においては、データベース利用において現実に存在する制限について示す。

2.1 原資料とデータベース

(1) 原資料の出所

原資料とデータベースとの関連はさまざまである。

まず、ある機関が特定の目的のために収集したデータをそのままデータベース化するばあいがある。官庁の指定統計などがこれである。

つぎに、複数の機関が収集したデータから同一の目的をもつデータのみを抽出し、これを併合してデータベース化するばあいがある。文献情報（特定分野の）のファイルなどがこれである。

ここでは、かりに前者を単一型、後者を複合型と呼ぶことにする。それぞれの構成を図 2-1 に示し、その具体例を表 2-1 に紹介する。

一般に単一型のばあいには、原資料の所有者がデータベースのプロデューサになることが多い。つまり、データベースは、かれらの本来業務の副産物となるわけである。

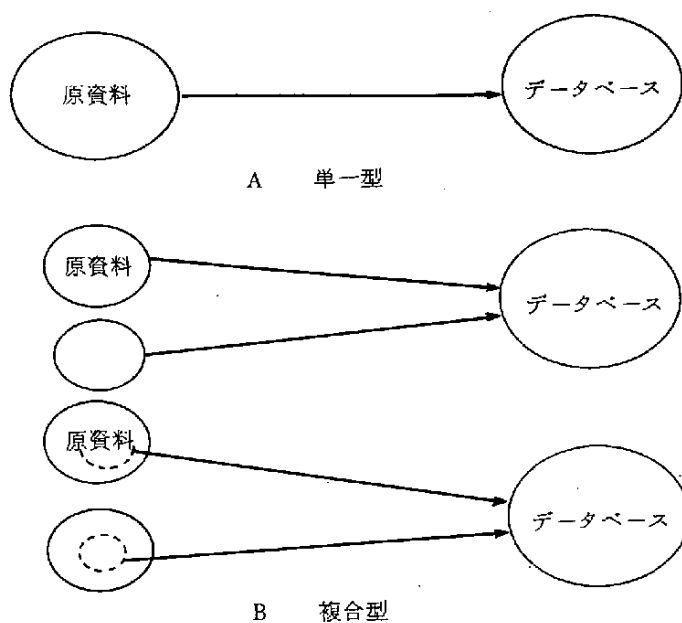


図 2-1 原資料の出所

表 2-1 原資料の出所例

出 所	デ ー タ ベ ース	プ ロ デ ュ ー サ
単 一 型	指定統計 法令データベース NEEDS-IR PATLIS TSR企業財務データ	各 省 庁 行政管理庁 日本経済新聞社 日本特許情報センター 東京商工リサーチ
複 合 型	NRI/E JICST理工学文献ファイル CA Search IR-File CISデータベース	野村総研 日本科学技術情報センター CAS ASTM NIH/EPA

(2) 原資料の種類

原資料としてはさまざまなものがありうる。

- ・雑誌
- ・モノグラフ
- ・報告書（測定結果資料を含む）
- ・学位論文
- ・政府統計
- ・政府資料
- ・特 許
- ・民間調査機関資料

米国の代表的なデータベースについて、その原資料と蓄積開始年をみたものを表2-2に示す。

表2-2 原資料の種類

データベース	プロデューサ	原 資 料 の 種 類		蓄積開始
		雑 誌	そ の 他	
ACCOUNTANTS	A I C P A	300 種	書物、パンフレット、政府資料	1974年
B I O S I S	Biosciences Information Sery	8,000	書物、ノート、レター	1969
C A S	Chemical Abstracts Sery	12,000	書物、特許、プロシーディング	1972
COMPENDEX	Engineering Index Inc.	1,500	900モノグラフ、書物、 プロシーディング	1970
ENERGYLINE	Environment Information Center	2,000	報告、ヒアリング、調査、 モノグラフ	1971
F S T A	International Food Inf. Sery	1,350	特許	1969
I N F O R M	ABI / I N F O R M	300		1971
MANAGEMENT	Management Content Inc.	200	プロシーディング	1974
N D E X	Bell & Howell		7 新聞	1976
P A P E R C H E M	Inst. Paper Chemistry	1,000	新聞、特許、プロシーディング	1969
P O L L U T I O N	Pollution Ins.	2,500	プロシーディング、モノグラフ	1970

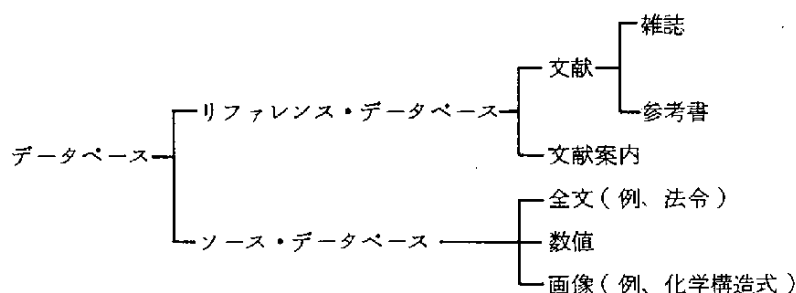
(3) データベースの項目

現在、市場に流通しているデータベースはさまざまな分野にわたり、したがって、多様な表現形式をもっている。これを整理したものの一例を表2-1に示す。これはW. Williamsが第4回の「著作物の新しい技術的利用に関する国家委員会」(1976)にて示したものである。

一般に、表2-3のはじめの2種類をリファレンス・データベースといい、あとの3種類をソース・データベースという。前者は原資料の要約または案内情報のみを含むのに対し、後者は原資料そのものを含む。すなわち、前者においては、データベースは原資料の一部を表現を変えて含むことになるが、後者においては原資料の全部または一部をそのまま含むことになる。

表2-3 データベースの表現形式

(PB-253753を加筆して引用)



リファレンス・データベースのばあい、データの要素は原資料から抽出、変換される。それは、

- ・著者、研究機関
- ・題名
- ・雑誌名、発表巻号ページ
- ・発表年月日
- ・言語
- ・主題項目
- ・本文要旨

などである。ここでは、要約に案内に偏りのないことが必要である。

ソース・データベースのばあいには、データの評価、標準化が行われる。それは、

- ・欠測値、異常値の補正
- ・データの信頼性の確認
- ・単位の統一
- ・分類コードの標準化

などである。ここでは、内容の正確性が必要とされる。

データベースの項目例を資料2-1に示す。(a)はデータそれ自体を示すもの、(b)は文献の書誌事項を示すもの、(c)は文献の要旨を示すもの、(d)は文献の発行された状況を示すものである。

(a) データそれ自体

SAMPLE RECORD

RN=> CAS REGISTRY NUMBER: 15710-96-0 MF=> FORMULA: C9H27Al3O3 AT=> ANALYSIS OF RINGS: AL3O3 NR=> NUMBER OF RINGS: 1 SR=> SIZE OF RINGS: 6 FR=> FORMULA OF RINGS: AL3OAL2O RD=> REPLACED CAS REGISTRY NUMBER(S): 12180-49-3 HP=,SB=,NM=> CA NAME(1): HP=Aluminum (9CI),SB=tri-.mu.-methoxyhexamethyltri- cyclo SY=> SYNONYMS: Dimethylaluminum methoxide trimer; trimethoxyhexamethyltri- Aluminum CA NAME(2):	/EC /DE /ID
--	--------------------------------

SEARCH OPTIONS

BASIC INDEX

BASIC INDEX		
SUFFIX	FIELD NAME	EXAMPLES
None	Basic Index (includes Element Count, Descriptor, Identifier)	S METHYLPHENETHANIDE S OXYMETHANOCYCLOMETHYL
/EC /DC _{1,2} /ID ₃	Element Count Descriptor Identifier	S ALS/EC S ALUMINUMIDE S METHYLOXYW/EC/ID

ADDITIONAL INDEXES

SUBSTANCE INFORMATION

PREFIX	FIELD NAME	EXAMPLES
CN	Complete Name	E. CN-ALUMINUM,THI
CN	Group Number	E. GN-41
HC	Heading Percent	E. HPA-ALUMINUM
MF	Molecular Formula	E. MF-C ₂ H ₂ CL ₂
SM	Name Modification	E. SM-CYCLO
PI	Periodic Table Term	E. PI-ATZU
SH	Suprafactor	E. SH-METHYLSHENA
SH	Suprafactor Describer 2	E. SH-CB
SY	System Code	E. SY-METHYLAUMINUM
		E. SY-METHYLAUMINUM METHYLIDE THIOSE
		E. SH-THI-METHYLSHENA

(b) 文献の書誌事項

BIOSIS PREVIEWS
DIALOG FILE 55

SAMPLE RECORD

52107297 *DIALOG Accession Number*
 SIMPLE INEXPENSIVE MICRO METHOD FOR THE ESTIMATION OF TRI IODO } *TI*
 AU= THYRONINE UPTAKE
 JN= WALTHER W W
 CO= J PEDIATR 78 (2). 1971 177-178. *Coden: JOPDA*
 Descriptors: HUMAN THYRINE-125 LIO THYRONINE CENTRIFUGATION *IDE*
 CC= Concept Codes: *06504, *10006, 10054, 10059, 10064, 10069, 10504,
 12100, *13010, *13012, *15002, *17018, 22003, 22016
 BC= Biosystematic Codes: 86215

RETRIEVAL METHODS

SUBJECT OR TEXT SEARCHING

SUBJECT TEXT SEARCHING		
SUFFIX	FIELD NAME	EXAMPLES
None	Basic Index* (includes Title and Descriptor)	E TRIHIO S IODINE(W)125 S THYRONINE
/TI	Title	S MICRO(W)METHOD/TI
/DE	Descriptor	S HUMAN/DE

CODE SEARCHING

PREFIX	FIELD NAME	CODE SEARCHING	EXAMPLES
AU=	Author	EXPAND AU=CAMPICHE	SELECT AU=WALTHER W W
BC=	Biosystematic Code*	EXPAND BC=862	SELECT BC=86215
BN=	Biosystematic Name	EXPAND BN=LICHEN	SELECT BN=HOMINIDAE
CC=	Concept Code*	EXPAND CC=1066	SELECT CC=10664
CN=	Concept Name	EXPAND CN=ECOLOGY	SELECT CN=MINERALS
CO=	CODEN	EXPAND CO=VGTO	SELECT CO=JOPDA
JN=	Journal Name	EXPAND JN=VEGETAT	SELECT JN=J PEDIATR

(c) 文献の要旨

ABI/INFORM
DIALOG FILE 15

SAMPLE RECORD

DIALOG Accession Number

CO= ID NO. CBR027053764 053764
THE OUTLOOK FOR 1977 - "CATCHING UP" HAS PRIORITY /TI

AU= HERSHFIELD, DAVID C.
ACROSS THE BOARD VIA JAN. 1977 P64-66

THE PREDICTIONS FOR 1977 FROM THE CONFERENCE BOARD'S LABOR RELATIONS FORUM INCLUDE THE PREDICTION THAT FIRST YEAR WAGE AND BENEFITS SETTLEMENTS WILL REACH 8 PERCENT, THAT THE UNEMPLOYMENT RATE WILL DROP TO 7 PERCENT, AND THAT THE CONSUMER PRICE INDEX WILL RISE SLIGHTLY. WAGE CATCH UPS AND COST OF LIVING ADJUSTMENTS WILL BE HOT LABOR ISSUES IN 1977 AS WILL BE THE WAGE DIFFERENTIALS BETWEEN SKILLED AND UNSKILLED WORKERS. BENEFITS WILL CONCENTRATE ON HIGHER PENSIONS AND MATERNITY LEAVE. THE UNITED STEELWORKERS CONTRACT WILL BE THE MOST CRITICAL ONE NEGOTIATED THIS YEAR. THEY WILL SEEK A LIFE TIME NO LAYOFF GUARANTEE. A POSSIBLE WORK STOPPAGE BY COAL MINERS IS THOUGHT TO BE THE WORSE THREAT TO THE U.S. ECONOMY. THE DROP IN INFLATION WILL ALLOW CONTRACT NEGOTIATIONS TO TURN TO MORE TRADITIONAL PROBLEMS - WAGES AND JOB SECURITY. TABLE. /AB

RETRIEVAL METHODS

(11 15.6)

SUBJECT OR TEXT SEARCHING				
PAGE	SUFFIX	FIELD NAME	EXAMPLES	
15-3	None	Basic Index (includes Abstract and Title)	E NEGOTIATIONS	S CONSUMER(W)PRICE(W)INDEX
15-3	/AB	Abstract	E ECONOMY	S MATERNITY(W)LEAVE/AB
15-3	/TI	Title	E OUTLOOK	S OUTLOOK(1W)1977/TI

CODE SEARCHING				
PAGE	PREFIX	FIELD NAME	EXAMPLES	
15-4	AU=	Author	E AU=HERSHFIELD	S AU=HERSHFIELD, DAVID C.
15-5	CO=	Coded Jernal Title	E CO=BWE	S CO=CBR
15-5	UD=	Update	E UD=76-12	S UD=77-03

(d) 分献の発表された状況

FEDERAL INDEX
DIALOG FILE 48

SAMPLE RECORD

DIALOG Accession Number IO= DT= CT=

132248 132248 9770527 P27284 29CER1952 /CS

AU= DOL-OSHA invites comment on proposed California plan for control of occupational carcinogens /AB

CN= California Occupational Safety & Health Admin. Labor Programs-State /DE

(GN)PN= Occupational Safety Regulation proposed rule occupational safety /DE

(FN) PN= (IN) PN= EN=

Basic Index includes all Country, Product, and Event Names

RETRIEVAL METHODS

(11 48.6)

SUBJECT OR TEXT SEARCHING				
PAGE	SUFFIX	FIELD NAME	EXAMPLES	
48-3	None	Basic Index (includes Abstract, Corporate Source, and Predicts-assigned Country, Product and Event Name)	E PLAN	S CARCINOGEN?
48-4	/AB	Abstract or Comment	S LABOR(W)PROGRAMS	S OCCUPATIONAL(W)CARCINOGENS
48-5	/CS	Corporate Source or Government Agency	S CARCINOGENS/AB	S OSHA/CS
			S SENATE/CS	

CODE SEARCHING				
PAGE	PREFIX	FIELD NAME	EXAMPLES	
48-5	AU=	Author or Agency	E AU=PRES CARTER	S AU=DOL-OSHA
48-7	CC=	Country Code	E CC=7ALG	S CC=1906
48-8	CN=	Country Name	E CN=ALGERIA	S CN=CALIFORNIA
48-14	CT=	Citation	E CT=DOC50-133	S CT=29CER1952
48-14	DT=	Date	E DT=77	S DT=77/05
48-11	EC=	Event Code	E EC=058	S EC=934
48-13	EN=	Event Name	E EN=PROPOSED RULE	S EN=OCCUPATNL SAFETY
48-13	IO=	Journal	E IO=CR H	S IO=FR
48-9	PC=	Product Code	E PC=921865	S PC=91253
48-10	PN=	Product Name	E PN=LABOR PROGRAM	S PN=OCCUPATIONAL SAF
48-15	UD=	Update	E UD=77	S UD=77-05

(4) データベースの編集

データベースは、その利用目的によって、あるいは単一分野のデータを、あるいは複数分野のデータを、それぞれ編集して作成する。これを表2-4に例示する。

表2-4 データベースの編集目的

データベースの編集目的	例
discipline oriented	日本経済新聞社のNEEDS
mission "	動力炉核燃料開発事業団のデータベース群
problem "	国民生活センターの危害情報システム
interdisciplinary	国立公害研究所のデータベース群
multidisciplinary	日本科学技術情報センターのJICSTクリアリング・ファイル

2.2 データベースと検索出力

サービスされる情報の形式は2種類ある。

- ・磁気テープ上の情報と同じ
- ・磁気テープ上の情報と異なる。

前者は殆んどのばあいである。後者の例としては、統計データを図形式（ヒストグラム、レーダ・チャートなど）にするものや、化学分析の結果に参考情報（評価点など）を付加するものなどがある。

なお、媒体としては、ハードコピーと磁気テープのばあいがある。前者については、センターでオフライン処理した出力を利用者へ送付するばあいと、直接にオンラインで利用者の端末へ出力するばあいとがある。

検索出力の一般例については資料2-1に示した。資料2-1は磁気テープ上の情報と同一である場合である。検索出力が磁気テープ上の情報と異なる場合を資料2-2に示す。(a)が磁気テープ上のもの、(b)がこれを加工した検出力である。

資料 2 - 2 (a)磁気テープ上の情報例

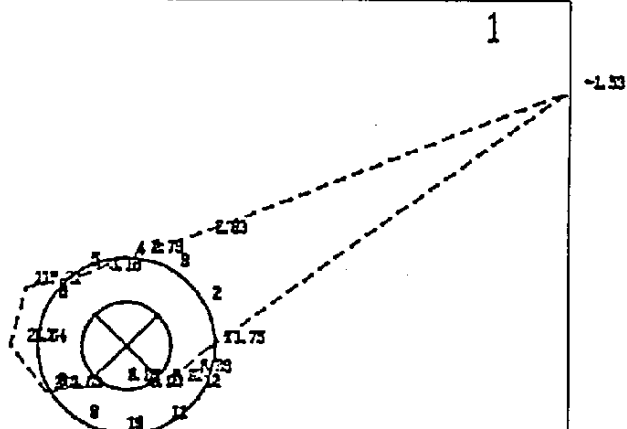
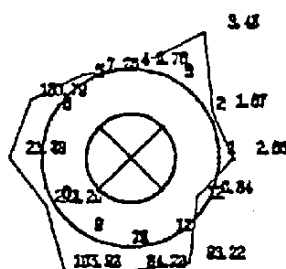
貸 借 対 照 表

単位 千円：百万円

科目	決算期 75年 3 月期	76年 3 月期	77年 3 月期	科目	決算期 75年 3 月期	76年 3 月期	77年 3 月期
流 動 資 産 合 計	236,549	317,694	291,099	流 動 負 債 合 計	241,853	246,063	240,760
当 座 資 産	162,380	213,857	189,500	支 払 手 形	65,625	70,356	67,241
現 金 ・ 預 金	60,011	66,809	55,100	買掛金・工事未払金	10,799	13,148	16,135
受 取 手 形	40,230	46,051	50,443	短 期 借 入 金	76,323	79,348	82,633
売掛金・工事未収入金	54,815	59,628	42,746	前受金・未成工事受入金	3,347	4,124	2,486
有 価 証 券	7,324	41,369	41,211	未払費用・前受収益	18,359	16,080	15,493
棚 卸 資 産	34,559	83,019	77,416	賞 与 引 当 金 他			
製 品 ・ 商 品	60,428	58,701	52,638	納 税 充 当 金			1,894
半製品・仕掛品	11,289	12,542	12,432	その他の流動負債	67,400	63,007	54,273
原材料・貯蔵品	12,842	11,776	12,346	固 定 負 債 合 計	148,779	198,458	177,711
未成工事支出金		—		社 債	37,132	51,321	44,325
その他の流動資産	22,406	22,806	26,284	長 期 借 入 金	96,092	129,867	116,928
前 渡 金	574			退職給与引当金・他	11,233	12,797	12,797
前払費用・未収収益	2,380	2,455	2,027	その他の固定負債	4,222	4,473	3,654
その他の流動資産	19,452	20,351	24,257	特 定 引 当 金 合 計	17,546	16,363	12,744
貸 倒 引 当 金	-2,796	-2,088	-2,101	価格変動準備金・他	9,618	8,789	5,841
固 定 資 産 合 計	236,703	242,716	248,115	圧 縮 記 帳 引 当 金	7,928	7,574	6,904
有 形 固 定 資 産	161,651	165,249	162,898	資 本 合 計	95,074	99,426	108,000
建 物 ・ 構 築 物	43,767	45,138	46,797	資 本 金	36,853	38,070	43,356
機 械 装 置	73,347	71,958	76,676	準 備 金 ・ 積 立 金	53,126	55,655	58,251
車 輛 ・ 運 搬 具	621	565	543	当 期 未 処 分 利 益	5,095	5,701	6,394
工具・器具・什器・備品	3,460	3,379	3,881	前 期 繰 越 利 益	3,243	2,659	1,894
土 地	21,206	21,492	22,871	当 期 利 益	1,852	3,042	4,500
建 設 仮 勘 定	19,250	22,717	12,130				
有 形 固 定 資 産	794	971	961				
投 資 等 資 産	74,258	76,496	84,256				
投資有価証券	47,901	45,781	54,642				
その他の投資等資産	27,257	30,715	29,614				
繰 延 資 産 合 計							
資 産 合 計	503,252	560,310	539,214	負 債 資 本 合 計	503,252	560,310	539,214

(b) 検索出力例 (資料3-2(a)の一部)

4



2.3 データベースの信頼性

データベース・サービスにおいては、サービスの質、つまり、データの正しさが保証されなければならない。とくに、ソース・データベースの場合に、これが強く要求される。

データの信頼性の高いものに、国家機関が主導性をもつものがある。たとえば、気象データについては、測定器、測定法などについて、相当に高い標準化が確立している。

工学分野においては、機械加工などのデータベースについて、その含むデータの履歴が不明確の場合が多い。物性データについては、測定条件の標準化が困難であり、データの誤差の評価がむずかしい。

環境データベースについても、測定の標準化が不徹底である。データの異常値の判定や処理についての標準もない。主観量も多い。

国民生活センターの危害情報などについてみると、このデータベースにおいては、チェックおよび修正は全くなされていない。

とくに、データの信頼性が問題になるものは、医学、薬学の分野である。ここでは、個体差が大きく、数値のみで表現することは危険であり、文章情報によるコメントを付加することが必要である。

経済分野においては、統計数値が過年度にさかのぼって修正されることが多い。また、データが、速報値、確報値、年報値と変化するものもある。あるいは、A国とB国の同一の現象に対する統計値が異なることもある。

法律分野においては、データが抄録であると解釈に偏りをまねく可能性がある。全文収録が望ましい。

2.4 データベース・サービスの必要資源

データベース・サービスには、さまざまな資源が必要である。図2-2にその主要なものを示す。

プロデューサに必要なものは、人的資源である。ここでは、データを収集、評価、要約する段階と、このように整備されたデータをコンピュータ可読型に変換する段階とがある。前者は知識集約的な作業であり、後者は労働集約的な作業である。いずれについても、現在自動化からはとなく、データベースのサービスにおいても、もっともコストがかかる局面である。プロデューサでもコンピュータ資源は必要であるが、それは大きなものではない。

プロデューサとディストリビュータを仲介するエージェントについては、要員、コンピュータ資源、ともにわずかなものでたりる。

ディストリビュータはコンピュータ・システムと、これに装備されるデータベース管理システムをもつ。データベース管理システムの性能と機能とは、利用者のサービス水準に大きく影響する。したがってディストリビュータはここに大きな投資をする。また、巨大なデータベースを、しかも多種にわたりサービスするためには、ディストリビュータはランダム・アクセスの外部記憶装置を備えに所有しなければならない。

通信業者は、日本の場合には、データベース・サービスに対して特別の投資をするということはない。唯一の例外は、国際電信電話公社がサービスするICAS (International Computer Access Service) である。

通信業者と利用者との間に立つリテラは、コンサルタント要員をもたなければならない。彼は不特定多数のさまざまな利用者の要求に応じうる訓練を受けなければならない。

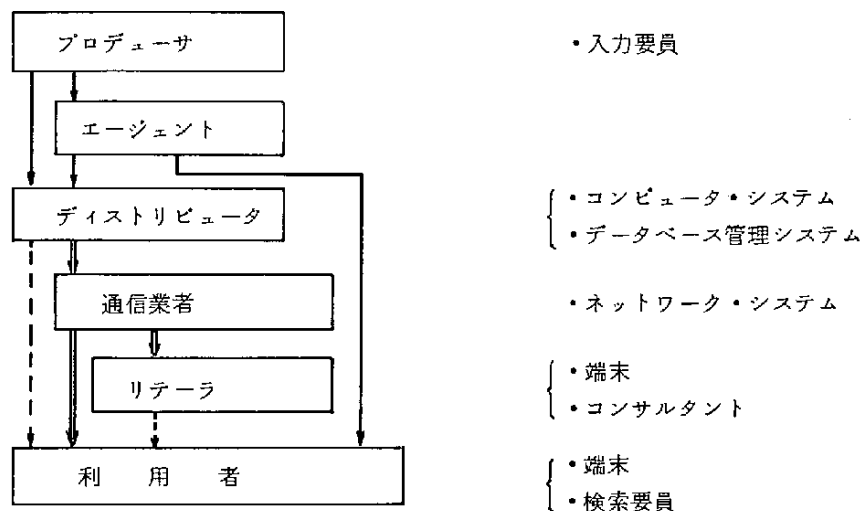


図 2-2 データベース・サービスに必要な資源

2.5 データベース・サービスへの要求

データベース・サービスにおいて、利用者が期待する項目は多様である。ここでは、プロデューサに対するものとディストリビュータに対するものとを分けて示そう。

(1) プロデューサへの要求

利用者側よりみたとき、データベースを評価する項目は以下のとおりである。

- ・原資料発表からデータベース入力までが時間遅れ
- ・索引づけやコード化の適切さ
- ・要旨の利用しやすさ
- ・データ項目の適切さ
- ・原資料の網羅性
- ・ハードコピーとの対応の一致性

(2) ディストリビュータへの要求

利用者側より見たデータベース流通について、これを評価する項目は次のようなものである。

- ・データ相互間の一貫性
- ・品質管理の徹底
- ・出力の表現形式の変更の容易性
- ・データベースの表現に変更のあった場合に遅滞なく利用者に連絡すること。
- ・データベース相互間の無矛盾性
- ・ドキュメントの正確性
- ・更新スケジュールの厳守

2.6 サービス契約

データベースは他の情報とひとしく無体財産であり、取引上いくつかの特長をもっている。

第1に、データベースは、僅かな費用で複製物を作成することができる。しかも、多量に作成することができる。

第2に、コンピュータ技術には本来的に完全な信頼性を期待しえないので、これを利用するサービスから誤りを完全に除去することができない。

この2点は、いずれもプロデューサの立場を弱めるものである。

データベースの取引においては、こうした事情をふまえて、いくつかの形態が存在する。これを表2-5に列挙する。

ユーザ直販の場合にはプロデューサがディストリビュータを兼ねる場合が多い。

売渡しとライセンスの場合には、ディストリビュータはプロデューサに所定のデータベース料金を支払い、逆にユーザからデータベース料金と処理料金をとる。なお、売渡しの例は最近少ない。

預託とは、いわゆるネットワークのオーサ制度に対応する。この場合、プロデューサは利用者からデータベース料金を徴収する。一方、ディストリビュータはプロデューサからデータベース保管料をとる、利用者から処理料をとる。

一般に、利用者は検索結果の第3者への再販を契約上で禁止される。

表2-5 データベースの取引形態

取引形態	例
プロデューサが利用者に直販	J I C S T 理工学 文献ファイル
プロデューサがディストリビュータに売渡し	
プロデューサがディストリビュータにライセンスを与える	C A Search
プロデューサがディストリビュータに預託	M A R K - I I I のデータベ ース群

2.7 サービス料金

(1) 料金の構成

データベースに対して利用者が支払う料金は、オンライン・サービスの場合とハードコピー・サービス場合とで異なる。

① オンライン・サービスの場合

この場合、料金の内容は次のように分れ、その支払先もまた異なる。

- | | | |
|-----------|-----|-----------|
| ・データベース料金 | 支払先 | プロデューサ |
| ・コンピュータ料金 | 〃 | ディストリビュータ |
| ・通信料金 | 〃 | 通信業者 |
| ・端末料金 | 〃 | 装置メーカ |
| ・要員料金 | | 給与の一部 |

② ハードコピー・サービス

この場合、料金は一括して検索料金として支払う。この中には上の各項が実質的に含まれている。支払先はディストリビュータまたはブローカである。

(2) データベース料金

データベース・プロデューサがデータベースの対価を受取る方式にはさまざまな形態がある。これを次に列挙しよう。

- ・データベースの販売
- ・データベースの年間リース料
- ・〃 年間ライセンス料
- ・出力項目数あたりの使用料
- ・出力印刷行数あたりの使用料
- ・購入者のデータベース・サービスの売上高の一定比
- ・購入者のデータベース・サービスの利益高の一定比
- ・他の関連品目をだき合わせて販売（冊子体の販売など）

以上を整理すると、データベースの料金体系は表2-6に示すようになる。

具体例について、オンライン・サービスの場合を表2-7、ハードコピー・サービスの場合を表2-8、磁気テープ・サービスの場合を表2-9に示す。

(3) データベース流通料金

利用者はデータベース利用に際して、ディストリビュータにその費用を支払う。これは通常計算センターを利用する場合と同様である。その費用の支払い方式には次のようなものがある。

- ・加入料金（固定、1回のみ）
- ・基本料金（固定、月間、年間など）

- ・コンピュータ資源利用料金（従量）
- ・出力料金（従量）
- ・その他（マニュアルなど）

これ以外に利用者は端末を購入または借用しなければならない。ディストリビュータが端末のリースを行い、これが主要な収入源となっている場合もある（例、QUICK）。

表 2-6 データベース・サービス料金

料 金 体 系		例
買取り	固定制	産業連関ファイル
ライセンス（リース）	固定制	NRI/E・VIDEO(QUICK)・COMPASS
ライセンス（リース）	従量制	SDCサーチサービス・生鮮食料品情報 理工学文献ファイル
ライセンス（リース）	固定従量・併用制	CA Search・CIS
ライセンス（リース）	固定従量・選択制	TSK企業情報ファイル

表 2-7 オンライン・サービスの料金

	固 定 料 金	従 量 料 金
生鮮食料品流通情報		37.5 円 / 分
QUICK	VIDEO-I 100円 / 月 VIDEO-II 550円 / 月	——
NRI/E	1,440円 / 年	——
NEEDS-TS	300円 / 月	70 円 / 秒
PATOLIS	最低料金 100円 / 月	照 会 300 円 / 分 検 索 500 円 / 分
CIS	100円 / 年	10,800 — 18,000 円 / 時間
理工学文献ファイル	——	180 円 / 分
DIALOG	——	25 ~ 130 ドル / 時間 × (1.10 ~ 1.15)
CAS(JICST)	——	205 円 / 分

表 2-8 ハードコピー・サービスの料金

MARCU (SDI)	60冊/年	4質問以上 10冊/年・質問
COMPASS	10冊～12冊/年 (対象企業数による)	
JB J DATA		1,800円/表
NEEDS-HC		10冊 / 年・社
PATOLIS		照会500円/回、検索8冊～12冊/回
理工学文献ファイル		500円/回+15円/件
ASKサービス	30冊～60冊/件	100件をこえた時 50～150円/件
DIALOG		0.05 ～ 0.50ドル / 件×(1.10～1.15)
CAS (JICST)		23 円 / 件

表 2-9 磁気テープサービスの料金

データベース		固定料金	追加料金
JB J DATA	1、2部 上 場	6,500冊 /年	2年目より1,500冊/年
COMPASS	Ⅰ、Ⅱ	9,500冊 /年	” 3,500冊/年
NEEDS-TS	総合経済 ファイル	1,800冊 /年	2回目より1,400冊/年
”	株 価 ファイル	330～420冊/年	
通商産業調査会テープ		45冊 /巻	
日本関税協会テープ		50冊 /巻	
CA Search		3,500冊 /年	+24円/出力
赤外線スペクトルファイル (ASTM)		1,485冊 /年	
質量スペクトルファイル (John Wiley)		1,650冊 /年	
X線回折スペクトルファイル (JCPDS)		1,300冊 /年	
Science Citation Index	ソース+ インデックス	5,500冊 /年	
Social Science Citation Index	”	2,740冊 /年	

2.8 データベース利用の制限

データベースは本来の性格からして、これを必要とする全利用者に提供されることが望ましい。しかし、現実には、データベース利用者に制限のあることが少なくない。これには、さまざまな場合がある。

(1) 政府所有のデータベース

政府所有のデータベースには未公開のことが多い。その担当の省庁内においてのみ利用できるものがあり、かりに外部利用が可能であっても、これが政府省庁間同志の場合が多い。

この件に関しては、3章に詳述する。

官庁のもつデータベースは独占的なものが多く、その公開に対する消極性は、データベースの利用可能性を大幅に低めている。

(2) 大学のデータベース

大学のもつデータベースは共同利用施設として、科学研究費をうけているものが自由に利用できる。例えば東京大学のシステムであるTOOL-1Rは全国540端末の利用者によって使われている。このシステムはこのような限定された利用者に対しては、市場価格よりは低い価格でサービスを提供している。このような大学のもつデータベースについては表2-10に示す。

大学は海外で商用化しているデータベースを導入することが多く、したがってこの普及は、日本のデータベース市場を狭くすることになる。

(3) 産業団体のデータベース

産業団体の主要業務は情報活動、すなわち会員相互間の情報交換、会員への情報提供、これらのための情報収集および情報処理である。

産業団体のもつデータベースは、外部から購入したものと、団体自体が作成したものとに分れる。いずれも、会員に限って情報が提供される。

産業団体の組織は、会員企業と事務局が一体となって法人としての組織を構成し、しかも会員に対する情報提供が事務局の本来的な機能である。それゆえ産業団体の入手した情報を会員と事務局との共有であるとする意見をもっている。この考え方を図2-3に示す。しかし、提供側は必ずしもこれに同意していないようである。このために現状では、事務局の会員に提供する資料は、原資料そのままではなく、これに加工をほどこす場合が多い。この加工は、事務局のもつノウハウによって行われる。

産業団体のもつデータベースの例を、表2-11に示す。

表2-10 大学のデータベース利用

出所：学術審議会「今後における学術情報システムの在り方について」

機関名・システム名	データベース名 (国名)	発行機関
東京大学 大型計算機センター TOOL-IR	CA SEARCH (米) XDC (英) INSPEC-1C (英) COMPENDEX (米) Ecology and Environment (米)	CAS—Chemical Abstracts Service Crystallographic Data Center IEE—Institution of Electrical Engineers Engineering Index Inc. CAS
筑波大学 学術情報処理 センター IDEAS/77	BIOSIS Previews (米) BIOI (米) CA SEARCH (米) CIJE (米) RIE (米) Science Citation Index (米) Social Science Citation Index (米) CAB (英) COMPENDEX (米) Excerpta Medica (オランダ) LISA (英) MSP (英), (米) Comprehensive Dissertation Index (米) Pharmaceutical News Index (米) Environmental Science Index (米) 以上のほか7点	BIOSIS—Biological Sciences Information Service CAS ERIC—Educational Resources Information Center " Institute for Scientific Information " Commonwealth Agricultural Bureaux EI Excerpta Medica Foundation Library Association Mass Spectral Data Center (英) NIH (米) Xerox University Microfilms Data Courier, Inc. Environmental Information Center, Inc.
広島大学 計算センター HUNDRED	BIOSIS Previews (米) INSPEC A (英) " B (英) " C (英) MATLIB (日本) HUMARC (日本) IMP (米) STATAB (米) GEOGRA (日本) PATELL (米) COMPENDEX (米) Science Citation Index (米) HA (米) MARC—books (米)	BIOSIS IEE " " 広島大学理学部 " 附属図書館 American Mathematical Society Kansas State Univ 広島大学文学部総合地誌研究資料室 American Psychological Association EI ISI American Bibliographical Center —Clio Press Library of Congress
名古屋大学 大型計算機センター N—KWIC	FEMBANK (日本) VIBANK (カナダ) SVD Bank AJEE Bank	名古屋大学工学部 Université de Laval 名古屋大学工学部 "

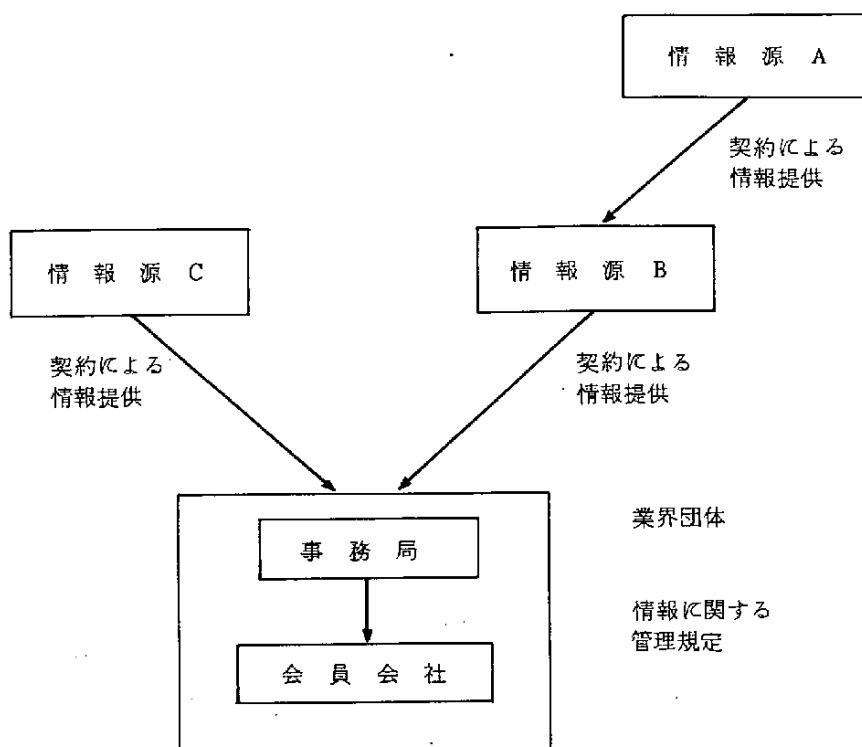


図 2-3 情報源と業界団体の関係

出所：日本情報処理開発協会
「産業別情報拠点育成に関する調査
研究報告書」

表 2-11 産業団体のデータベース利用

出所：図 2-3 に同じ

団 体 名	磁気テープ情報名	情報源	情報サイクル	入手価格
日本機械輸出組合	通関統計 (輸出)	大 蔵 省	月	25万円/月
(社)日本電子機械工業会	通関統計 (輸出) " (輸入)	"	月	輸出、輸入それぞれ 25万円/月
(社)日本電子工業振興協会	通関統計 (輸出) " (輸入)	"	2回/年	"
(財)日本エネルギー経済研究所	産業連関表(45年表) 地域連関表(49年表)	通 産 省 "	随 時 (年1回程度)	(54年度から) 45円/1巻

(4) 社会的に影響のあるデータベース

社会的に影響をもつデータベースも公開を制限されている。

まず、プライバシーにかかわるものがある。官庁の所有する個人にかかわる調査ファイル（例、警視庁のもの）や病院の所有する患者個人に属するカルテなどがこれである。 -

次に、データの信頼性の評価が困難であり、しかも社会的に影響をもつデータに関するものがある。若干の例を示す。

① 国立公害研究所

本研究所には次のデータベースがある。

- ・大気環境データ・ファイル
- ・光化学関連データ・ファイル
- ・水質流量データ・ファイル
- ・植生自然度データ・ファイル
- ・発生源データ・ファイル

である。しかし、現在、利用を許されているものは、

- ・国立公害研究所職員
- ・環境庁職員
- ・データ提供者（自治体）
- ・国立公害研究所環境情報部長が許可した者

となっている。

② 国民生活センター

本センターには危害情報システムがある。このシステムがもつデータベースの入力は全国の消費生活センターと病院とから与えられる。こうして、危害情報と危険情報とが蓄積されている。

このシステムの利用者は消費生活センターのみに限定されている。

③ 動力炉核燃料開発事業団

本事業団には、常陽燃料データ・バンキング・システム、材料試験データ・システムなどがある。いずれも非公開である。

参考文献（第2部1.2章）

1. 日本情報処理開発協会
欧米における文献検索システムの動向調査報告書、1977
2. "
欧米のデータベース・サービス、1978
3. 未来工学研究所
コンピュータ通信システムの未来形の研究、1979
4. 旭リサーチセンター
外部情報をいかに入手するか、1978
5. "
ファクト・データベースの整備に関する調査研究、1980
6. 日本ドキュメンテーション協会
科学データ、1974
7. 日本科学技術連盟
物性データバンクの整備に関する調査研究、1976、1977、1978、1979
8. 産業材料調査研究所
機械産業の施策に関する調査研究——データベース、1979
9. 日本科学技術情報センター
科学技術情報ハンドブック、1977
10. "
ファクト・データベースに関する調査研究報告書、1979
11. 科学技術庁
化学情報、1979
12. "
医学情報、1980
13. 電気通信総合研究所
欧米諸国におけるデータ通信の動向、1979
14. 東京大学出版会
巨大学術情報システム、1975
15. "
広域大量情報の高次処理、1977
16. 日本データ通信協会
データベース利用技術開発に関する調査研究報告書、1980

17. ARTHUR D. LITTLE
Outlook for Database Publishing, 1973
18. FROST & SULLIVAN
The Database Market, 1977
19. "
The European Database Market, 1980
20. LINK
Strategies in the Online Database Marketplace, 1978
21. LEANED INFORMATION
Eusidic Database Guide, 1978
22. ASIS
Survey of Commercially Available Computer-Readable Bibliographic
Database, 1973
23. ASIS
Computer-Readable Data Base, 1979
24. TRADE RESEARCH PUBLICATIONS
The Directory of Computerized Business Information, 1979
25. QUADRA
Directory of Online Database, 1979
26. SDC
Impact of Online Retrieval Service, 1976
27. "
ORBIT Quick - Reference Guide
28. LOCKHEED INFORMATION SYSTEMS
Guide to DIALOG Databases, 1977

3. 公共的データベースの現状

目 次

3. 公共的データベースの現状	83
3.1 数値データベース	83
(1) 制度上の制約	83
(2) 機械集計の現状	88
3.2 文献データベース	90
3.3 海外の公的機関のもつデータベース	96
(1) 公開されているもの	96
(2) 利用に制約のあるもの	98

3. 公共的データベースの現状

本章では公共的データベースの日本における形成および流通を扱う。ここで、これを検討するのは、公共的データベースの公開とその有効利用とが、データベース・サービスの発展のためには必須であるためである。

3.1 では数値情報について、3.2 においては文書情報について、そのデータベース化の現状を示す。3.3 においては、海外の公的機関の情報の公開について言及する。

3.1 数値データベース

官庁の所有する数値ファイルは、主として統計ファイルである。統計ファイルには、統計を目的とする本来の統計ファイルと、行政業務のために編集される業務ファイルとに分れる。さらに、本来の統計ファイルは、制度上、指定統計と承認統計と届出統計とがある。

このうち、統計法が公表を義務づけているものは指定統計である。指定統計とは、「政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のもの委託して作成する統計であって行政管理庁長官が指定し、その旨を公示した統計」である。公表の媒体については、統計法施行令に「官報その他の刊行物で行う」と示しているが、ただし、「電子計算機用磁気テープ等に記録したものを紙面又は映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供することができる」としている。これは磁気テープによる発表をも認めるものと解釈されている。（これに関する法的検討は、該当する章で詳しく行う）。

このような前提に立つとすれば、利用者側の要求は、第1に、

- ・指定統計の磁気テープを公開することであり、つづいて可能なかぎり、
- ・承認統計、届出統計の磁気テープを公開すること
- ・業務用統計磁気テープを公開すること

ということになる。

磁気テープの公開が可能であるためには、ふたつの条件が必要である。第1に、現行制度上問題がないということであり、第2に、すでに機械集計が行われているということである。

(1) 制度上の制約

官庁においては、行政事務の迅速化と効率化をはかる観点より、各機関の所有する磁気テープ・ファイルを相互に交換して利用している。この点について、行政管理庁の指導により日本情報処理開発協会が「所在情報案内システムに関する調査研究」を実施し、昭和54年3月に報告書を公表している。本報告は官庁相互間の磁気テープ・ファイルの交換を扱ったものではあるが、この結果には一部民間に対する公表の場合も含まれている。本節では、この報告を引用しつつ、検討を進めることにする。

① 磁気テープの種類と数

21省庁52部局課を対象とした調査によると、昭和53年8月時点において、行政機関の所有する磁気テープ・ファイルは596種である。このうち、統計ファイルは321種、業務ファイルは275種であった。これを省庁別に示したものが、表3-1である。とくに、多い省庁は、

厚生省本省 75種
労働省 53種
農林水産省本省 51種

である。逆に、磁気テープ・ファイルの少ない省庁は、

公正取引委員会 なし
科学技術庁 1種
林 野 庁 1種

である。

② 磁気テープの広知

磁気テープの存在を何らかの手段を用いて公知しているものは、365、全体の62.0%である。逆に、これのないものは、197、33.1%である。残りは不明である。

表3-1 磁気テープ・データ・ファイルの省庁別ファイル数と提供を制約する主な理由

()内は提供実績のある磁気テープ・データ・ファイルの数

出所：日本情報処理開発協会「所在情報案内システム開発に関する調査研究報告書」

省 庁 名	全イ フル 数	提 供 フ ァ イ ル 可 数	う 全 体 可 数	う 一 部 可 数	提 供 フ ァ イ ル 不 可 数	省 庁 名	全イ フル 数	提 供 フ ァ イ ル 可 数	う 全 体 可 数	う 一 部 可 数	提 供 フ ァ イ ル 不 可 数
法 務 省	6	4 (1)	0 (0)	4 (1)	2	厚 生 省	84	73 (20)	73 (20)	0 (0)	11
外 務 省	10	9 (3)	8 (3)	1 (0)	1	本 省	75	73 (20)	73 (20)	0 (0)	2
大 蔵 省	47	17 (3)	13 (0)	4 (3)	30	社 会 保 険 庁	9	0	0	0	9
本 省	38	17 (3)	13 (0)	4 (3)	21	農 林 水 産 省	91	54 (3)	48 (3)	6 (0)	37
国 税 庁	9	0	0	0	0	本 省	51	19 (3)	17 (3)	2 (0)	32
文 部 省	12	12 (2)	12 (2)	0 (0)	0	食 糧 庁	27	23	23	0	4

省 庁 名		全 ル フ ァ イ 数	提 供 フ ァ イ ル 可 数	う 全 体 ち 可	う 一 部 ち 可	提 供 フ ァ イ ル 不 可 数	省 庁 名		全 ル フ ァ イ 数	提 供 フ ァ イ ル 可 数	う 全 体 ち 可	う 一 部 ち 可	提 供 フ ァ イ ル 不 可 数
	林 野 庁	1	1	1	0	0		環 境 庁	7	2 (1)	1 (1)	1 (0)	5
	水 産 庁	12	10	7	3	2		運 輸 省	115	90 (16)	87 (14)	3 (2)	25
通 商 産 業 省		37	25	17	8	12		本 省	31	13 (5)	11 (3)	2 (2)	18
本 省		32	23	17	6	9		海 上 保 安 庁	41	32 (2)	32 (2)	0 (0)	9
特 許 庁		5	2	0	2	3		気 象 庁	43	43 (9)	43 (9)	0 (0)	0
総 理 府		45	2 (2)	2 (2)	0 (0)	43	郵 政 省		12	12 (1)	12 (1)	0 (0)	0
公正取引委員会		0	0	0	0	0	労 働 省		53	3 (2)	1 (1)	2 (1)	50
警 察 庁		10	0	0	0	10	建 設 省		25	9 (2)	9 (2)	0 (0)	16
行 政 管 理 庁		1	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0	自 治 省		7	0	0	0	7
北海道開発庁		13	12	12	0	1	合 計	数	596	341 (59)	309 (50)	32 (9)	255
防 衛 庁		7	7	7	0	0		%		57.2			42.8
経 済 企 画 庁		13	11 (2)	7 (0)	4 (2)	2							
科 学 技 術 庁		1	1	1	0	0							

⑨ 提供の可能なファイル、不可能なファイル

全 5 9 6 種のうち提供を可能とするもの（官庁相互間のみのものと官庁外へ公表しうるものを含む）は 3 4 1 種であり、全体の 5 7. 2 % に達する。ただし、このうち 3 2 種については 1 部分のみ公開可能なものである。

提供を不可能とするファイルは 2 5 5 種であり全体の 4 2. 8 % である。

これらの省庁別の状況については、表 3 - 1 にあわせて示す。提供可能ファイルのとくに多い省庁を列挙すると、

厚生省本省	73種	全ファイルに対して (97.3%)
気象庁	43種	(100.0%)
海上保安庁	32種	(78.0%)
通産省本省	23種	(71.9%)
食糧庁	〃	(85.2%)

である。逆に、提供可能ファイルのまったくない省庁を列挙すると、

警察庁	なし	(全ファイル10種)
自治省	なし	(〃 7種)

である。

④ 提供を制約する理由

提供を不可能とするファイルと一部のみ可能とするファイルは、合計すると287種となる。この制約理由を分類したものを表3-2に示す。表中、統計法以外の法令を適用と記されているものは、所得税法第243条、法人税法第163条、工場立地法第3条、特許法、意匠法第14条、第20条および職業安定法第51条である。

表3-2 磁気テープ・データ・ファイルの提供を制約する理由別ファイル数

	提供を制約する理由	合 計	統計ファイル	業務ファイル
1	統計法第14、15条を適用	54	51	3
2	統計法第14、15条を適用 (承認統計だが指定統計に準じて扱う)	15	12	3
3	統計法第14、15条以外の法令を適用	17	3	14
4	内部規定による	32	15	17
5	個票データ(個人、団体、企業等)のため	71	44	27
6	未公表データが含まれるため	27	25	2
7	外部機関作成のため又は著作権のため	11	0	11
8	内部資料のため	34	1	33
9	その他	14	3	11
10	未記入	13	9	4
	合 計	288	163	125

出所：表3-1に同じ

⑤ 提供の実態

民間への提供については、いくつかの方法がある。制度化されている場合と個別協議による場合とである。

イ、制度化しているもの

制度化しているものは表3-3に示すとおりである。官庁の所有する全ファイルからみれば非常にすくない。

表3-3以外に、特殊な流通形態をとるものがある。まず、政府機関の業務それ自体がデータベース・サービスともいえるものである。これを表3-4に示す。

さらに、官庁の磁気テープ・ファイルを利用して、ハードコピー・サービスをする機関がある。この種の機関に海上保安庁海洋資料センターなどがある。

ロ、個別協議によるもの

この種のもは僅かであり、厚生省本省ファイルが厚生統計協会を經由して病院や研究機関に流れるもの、農林水産省本省ファイルで大学に流れるもの、海上保安庁と気象庁ファイルで大学に流れるもの、この程度にすぎない。

表3-3 公開されている官庁データベース

省 庁	データベース名	提供機関	提供方法
大 蔵 省	外国貿易統計（年別品別国別）	日本関税協会	磁気テープ
通商産業省	鉱工業各種指数	通商産業調査会	磁気テープ
	工業統計調査		
行政管理庁	産業連関表		
総 理 府	地域メッシュ統計	日本統計協会	磁気テープ
特 許 庁	PATLIS	日本特許情報センター	磁気テープ

表3-4 公開されている官庁データベース（オンライン・サービス）

省 庁	データベース	提供機関	提供方法
農林水産省	市況情報、産地情報	生鮮食料品流通センター	オンライン
気 象 庁	気象情報	日本気象協会	オンライン

(2) 機械集計の現状

磁気テープが公開される第2の前提は、磁気テープが既に存在しているか否かにかかっている。この点については、日本情報処理開発協会が「公共的データベース形成に関する調査研究報告書」として昭和54年3月に発表しているものが参考になる。

この報告は、行政管理庁行政管理局統計主幹の編集になる「統計調査要覧(昭和52年)」所載の統計を対象として分析を試みたものである。この「統計調査要覧」には昭和48年から52年までの5年間に行われた指定統計、承認統計および届出統計の計714種について記載がされている。これらの統計を機械集計と手集計というように分類したものを表3-5に示す。この結果によれば、磁気テープ・ファイルの存在するものは392種、全体の54.9%に達する。機械集計の進んでいる省庁を列挙すると、次のとおりになる。

自治省	100%
国土庁	100%
環境庁	75.0%
北海道開発庁	66.7%
建設省	65.6%
総理府	62.5%
人事院	60.0%
中小企業庁	60.0%

逆に、機械集計の遅れている省庁は、

行政管理庁
国税庁
文化庁
社会保険庁
水産庁
特許庁
海上保安庁

などで機械化したファイルはない。

ここで、ファイルの公開について検討しよう。制度上技術上公開が可能な統計ファイルとしては、指定統計でかつ機械集計のもの、ということになる。このような視点でみると、全714種で機械化されたファイルはすでに示したように282種、このうち指定統計に属するものは44種、15.6%にすぎない。一方、別の見方をすれば、全714種のうち指定統計ファイルは69種であるので、上の44種という機械化の数は、指定統計の63.3%に達する。つまり、機械化されたもののうち指定統計の分はわずかではあるが、指定統計のかなりの部分は機械化されている。

表3-5 官庁統計ファイルの機械化の状況

出所：日本情報処理開発協会「公共的データベース形成
に関する調査研究報告書」

官 庁	集計状況	手集計	機械集計	手集計+ 機械集計	不明	計
人 事 院		2	3	0	0	5
総 理 府		10	20	0	2	32
行政管理庁		2	0	0	0	2
北海道開発庁		0	2	0	1	3
防衛施設庁		1	0	0	0	1
経済企画庁		13	7	0	0	20
科学技術庁		4	1	0	0	5
環 境 庁		1	3	0	0	4
沖縄開発庁		1	1	0	0	2
国 土 庁		0	3	0	0	3
法 務 省		7	2	6	0	15
大 蔵 省		8	3	0	1	12
国 税 庁		1	0	0	1	2
文 部 省		16	13	2	1	32
文 化 庁		1	0	0	0	1
厚生省本省		28	49	4	3	84
人口問題研究所		0	0	0	0	0
社会保険庁		5	0	0	0	5
農林水産省		95	13	5	1	144
食 糧 庁		13	2	1	0	16
林 野 庁		8	2	0	0	10
水 産 庁		3	0	2	0	5
通商産業省		57	35	0	2	94
資源エネルギー庁		10	2	0	0	12
特 許 庁		3	0	1	0	4
中小企業庁		5	9	0	1	15
運 輸 省		28	33	3	0	64

表3-5 (つづき)

官 庁	集計状況	手集計	機械集計	年集計+ 機械集計	不 明	計
海上保安庁		2	0	0	0	2
郵 政 省		10	12	0	2	24
労 働 省		35	28	1	0	64
建 設 省		10	21	0	1	32
自 治 省		0	2	0	0	2
日本銀行		11	14	0	0	25
日本専売公社		2	1	0	0	0
防 衛 庁		0	0	0	0	0
警 察 庁		0	0	0	0	0
外 務 省		0	0	0	0	0
公正取引委員会		0	0	0	0	0
気 象 庁		0	0	0	0	0
計		392	282	25	15	714

田 本表では機械化ファイル数として、282種という数が示されている。一方、表3-1においては機械化ファイルの数として596種という数が示されている。これは、本表と表3-1とで対象が異なるためである。業務統計ファイルを含まぬものが本表であり、含むものが表3-1である。

3.2 文献データベース

官庁の所有する文書情報は、さまざまな内容のものが含まれる。これを内容別に分類すると表3-6に示すようになる。官庁における文書の管理については、全官庁に横断的にわたる一元的制度が存在しない。一般に、各省庁の内部規程として公文書管理規程はあるが、公文書として登録されない資料については及ばない。しかも、この資料が莫大に存在する。

現行法上、政府所有の情報の公開を定めたもののうち、磁気テープに触れたものは、

- ・統計法第16条
- ・特許法第186条
- ・意匠法第63条
- ・関税法第102条

である。

表3-6 政府文書の種類

① 議会資料 a. 議事記録（本会議録、委員会議録、公聴会記録） b. 議事審議資料 c. 委員会等の参考資料 d. 法令（法律、政令、法律案） e. 条約（閣条、閣承） f. 請願資料
② 司法資料 a. 裁判記録（判決録、判例集） b. 司法調査資料 c. 司法研究報告
③ 行政資料 a. 行政報告（行政年報、業務報告） b. 行政対象・行政施策の調査報告（白書） c. 学術研究報告（研究所報、臨時学術研究報告） d. 公布、公示記録（官報、工業、所有権公報類、標準規格、薬局方） e. 行政審議会、調査会の審議調査記録 f. 行政要覧（組織、法規、人事、執務） g. 行政指導資料（実務提要、解説） h. 広報資料（月保、時報、広報） i. 教育、研修資料（研修教材） j. 行政史、事業史、記録資料 k. 諸外国向資料、（外国向欧文資料） l. 地図、水路図、地質図 航空図等の特殊資料 m. 2次資料（目録、書誌）

行政文書のデータベース化については、行政管理庁が昭和54年に行った調査がある。これらは三菱総合研究所の「公共的情報のクリアリング機構の整備に関する検討（昭和55年2月）」と科学技術庁振興局情報室の「公共的情報のクリアリング機構のあり方に関する調査（昭和55年3月）」とに集約されている。ここでは、これらを引用しながら、考察を進めたい。

この調査は行政機関本省庁、国立試験研究機関、特殊法人を対象とした。この実態調査の結果、えられた文書は合計1946であった。回答率は63.1%である。このうち磁気テープ化しているもの105(5.4%)、磁気ディスク化されているもの11(0.6%)、つまりデータベース化されているものは、全体の6%にすぎない。これを種類別データベース化の程度別にしたものを表3-7に示す。(表の値が上述の値と合致しないが、理由は不明)。

表3-7 資料の種類とデータベース化の現状

		データベース化のレベル				
		全体をデータベース化している	一部をデータベース化している	将来データベース化する予定あり	データベース化の予定はない	その他
資料の種類	文献資料	43 (4.1)	27 (2.6)	79 (7.6)	873 (83.7)	21 (2.0)
	統計類	46 (10.3)	23 (5.1)	76 (17.0)	288 (64.3)	15 (3.3)
	リスト類 データ類	45 (17.1)	9 (3.4)	70 (26.6)	139 (52.9)	0 (0.0)
	画像資料	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (11.1)	41 (75.9)	72 (13.0)
	その他	6 (4.3)	3 (2.2)	3 (2.2)	124 (89.9)	2 (1.4)
計		140 (7.2)	62 (3.2)	234 (12.0)	1,465 (75.3)	45 (2.3)

出所：三菱総合研究所「公共的情報のクリアリング機構の整備に関する検討」

以上を非科学技術文献についてみたものを表3-8、科学技術文献についてみたものを表3-9に示す。

文献データベースがどのように扱われているか、以下科学技術文献についてみよう。

まず、磁気テープの公知については、表3-10に示すように、比較的良好な状態である。

つぎに、その民間への提供については、表3-11に示すように、担当部局からの直接提供が主な方法となる。

さらに、提供の制限の有無については、表3-12に示すように、かなりの部分が公開されている。

最後に、提供が限定されている場合の提供先を表3-13に示す。

非科学技術文献データベースの場合には、公開の程度は不明であるが、科学技術分野の場合よりは低いものと推定される。

表 3-8 非科学分野資料の種類別データベース化の現状

		データベース化のレベル				
		全体をデータベース化している	一部をデータベース化している	将来データベース化する予定あり	データベース化の予定はない	その他
資料の種類	文献資料	10 (14.9)	6 (22.2)	3.5 (33.0)	34.5 (48.9)	2 (11.8)
	統計類	3.1 (46.3)	1.8 (66.7)	4.6 (43.4)	22.7 (32.2)	1.4 (82.4)
	リスト類 データ類	2.3 (34.3)	1 (3.7)	1.9 (17.9)	5.5 (7.8)	0 (0.0)
	画像資料	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (4.7)	1.5 (2.1)	1 (0.0)
	その他	3 (4.5)	2 (7.4)	1 (0.9)	6.4 (9.1)	0 (5.9)
計		6.7 (100.0)	2.7 (100.0)	10.6 (100.0)	70.6 (100.0)	9.2.3 (100.0)

出所：表 3-7 に同じ

表 3-9 科学技術分野資料の性格別データベース化の現状

	計	1. 国民に対する行政施策の報告	2. 各機関の直接必要とする執務の参考	3. 政府機関等に対する参考資料及び指導資料	4. 調査研究資料又は報告	5. 教育研究資料	6. 国民に対する広報又はサービス	7. 海外諸国向け資料	8. その他 ()	9. NA
		637	26	49	38	413	2	83	14	12
1. 全体をデータベース化している。	33	0	0	0	9	0	24	0	0	
2. 件名、抄録等一部をデータベース化している。	15	0	1	0	12	0	1	1	0	
3. 将来データベース化する予定を持っている。	44	0	4	7	30	0	3	0	0	
4. データベース化の予定はない。	527	24	43	29	354	2	52	11	12	
5. NA	18	2	1	2	8	0	3	2	0	

出所：科学技術庁振興局「公共的情報のクリアリング機構のあり方に関する調査」

表 3 - 1 0 科学技術文献データベースの公知方法

出所：表 3 - 9 に同じ

	計	1. 国会 図書館に 納本	2. 官報 に掲載	3. 関係省 庁に直 接送付	4. 政府資料 普及調査 会日本科 学技術情 報センタ ー等、情 報サービ ス機関へ 提供する	5. 新聞、 放送等 マスコ ミを活 用	6. 特に積 極的に は外部 に公知、 公報し ない。	7. その 他 ()	8. N A
	637	403	14	485	290	86	164	136	3
1. 全体をデータベース化している。	33	22	0	9	18	0	4	25	0
2. 件名、抄録等一部をデータベース化している。	15	14	0	10	8	0	0	3	0
3. 将来データベース化する予定を持っている。	44	30	0	35	27	1	23	5	0
4. データベース化の予定はない。	527	324	14	418	232	85	130	101	2
5. N A	18	13	0	13	5	0	7	2	1

表 3 - 1 1 科学技術文献データベースの公開方法

出所：表 3 - 9 に同じ

	計	1. 政府刊行 物サービ スセンタ ーで販売	2. 外郭団 体等から 提供	3. 一般書 店で販 売	4. 担当部 局から 直接提 供	5. その 他	6. N A
	605	26	44	12	570	45	3
1. 全体をデータベース化している。	33	0	0	0	32	15	0
2. 件名、抄録等一部をデータベース化している。	15	0	5	1	11	4	0
3. 将来データベース化する予定を持っている。	44	0	0	0	43	5	0
4. データベース化の予定はない。	498	26	38	11	471	18	3
5. N A	15	0	1	0	13	3	0

表 3 - 1 2 科学技術文献データベースの提供の制限

出所：表 3 - 9 に同じ

	計	1. 対象者を 限定して いない。	2. 対象者を 限定して いる。	3. 外部に提 供してい ない。	4. N A
	637	291	314	14	18
1. 全体をデータベース化している。	33	27	6	0	0
2. 件名、抄録等一部をデータベース化している。	15	6	9	0	0
3. 将来データベース化する予定を持っている。	44	7	37	0	0
4. データベース化の予定はない。	527	244	254	14	15
5. N A	18	7	8	0	3

表 3 - 1 3 科学技術文献データベースで公表制限ある
場合の提供先

出所：表 3 - 9 に同じ

	計	1. 省 庁	2. 地方公 共団体	3. 特殊法人 等外郭団 体	4. その他	5. N A
	314	279	250	189	170	5
1. 全体をデータベース化している。	6	6	6	6	6	0
2. 件名、抄録等一部をデータベース化している。	9	9	8	5	6	0
3. 将来データベース化する予定を持っている。	37	34	29	28	18	0
4. データベース化の予定はない。	254	223	200	146	136	5
5. N A	8	7	7	4	4	0

3.3 海外の公的機関のもつデータベース

海外の公的機関のもつデータベースについても、広義の公共的データベースといえる。この種のデータベースも公開されているものと、利用に制約があるものがある。

(1) 公開されているもの

欧米においては政府所有のデータベースは積極的に公開されている。表3-14、表3-15は別の視点からデータベースのプロデューサを見たものであるが、いずれの表においても、データベースの作成者、提供者としての位置は、ファイル数でみて全体の約1/3である。さらに、表中の団体も実質的には政府の影響力が及ぶ機関と見なしうるものが多いであろう、と推定しうる。こうしてみると、この分野における政府の寄与はかなり大きいことになる。

政府機関がどのようなデータベースを提供しているか、米国の例を表3-16に、フランスの例を表3-17に示す。

表3-14 欧米における提供団体種別データベース数

	データベース数	磁気テープで購入できるデータベース	アメリカで作成されているデータベース	
			データベース数	磁気テープで購入できるデータベース
	%	%	%	%
国際機関	8 (3)	3 (3)	0 (0)	0 (0)
政府機関	75 (30)	22 (21)	44 (27)	17 (18)
非営利団体	140 (56)	67 (63)	99 (60)	61 (66)
私企業	28 (11)	15 (14)	23 (14)	15 (16)
計	251 (100)	107 (100)	166 (100)	93 (100)

(出所：筑波大 中山和彦教授)

表 3-15 欧米諸国で提供されているオンライン・データベース

(重複提供分を除く)

分野別内訳およびプロデューサーの性格別比率(1978年現在)

項目 対象分野	データベース数	プロデューサーの性格		
		政府関係機関名	各種団体	民間企業
自然科学	45 (11)	37%	42%	21%
工学	54 (13)	27	48	25
医学	22 (5)	57	29	14
人文科学	18 (4)	41	24	35
社会科学	40 (10)	63	13	25
経済・経営	197 (49)	20	9	71
その他	27 (7)	44	33	22
合計	403 (100)	(加重平均) 32	(同左) 22	(同左) 47

出所：電気通信総合研究所「欧米諸国におけるデータ通信の動向」昭和54年3月

表 3-16 米国で公開されている政府の保有データベース

機 関 名	データベース名
米 国 国 立 農 学 図 書 館	AGRICOA
米 国 国 立 教 育 研 究 所	ERIC
米 国 国 立 医 学 図 書 館	MEDLARS
米 国 国 立 農 業 図 書 館	NAL SERIALS FILE
米 国 国 立 特 殊 教 育 教 材 セ ン タ ー	NIMIS
商 務 省 技 術 情 報 サ ー ビ ス 局	NTIS
連 邦 準 備 制 度	FLOW OF FUND

出所：電気通信総合研究所「欧米各国におけるオンライン情報提供サービス一覧表」
昭和54年3月

表3-17 フランスで公開されている主な行政用データベース

名 称	作成機関	情 報 内 容	提 供 手 段	備 考
Sirene	INSEE	事業所統計	磁気テープ、リスト	
INSEE 調査ファイル	INSEE	人口統計	磁気テープ、リスト	
Sphinx	INSEE	経済・統計関係の文 献情報	オンライン・サービス	
Sirf	INSEE	地方の各種統計	バッチ・サービス	
Sic	INSEE	国内経済データ	磁気テープ	
Suse	INSEE	企業財務データ	バッチ・サービス	
CHELEM	CEPI	主要経済指標と経済 予測情報		オンライン・サービス (テレシステム) で提供予定
BIPA	La Documen tation Francaise	最近の政治、社会に 関する文献情報	オンライン・サービス	テレシステムでも 提供予定

出所：表3-16に同じ

(2) 利用に制約のあるもの

国際機関または外国政府が作成し、日本の民間人からは利用できないデータベースがある。しかし、日本の政府機関または公益法人がこれを入手し、ここを経由して日本の民間人に利用できる場合がある。その例を表3-18に示す。

なお、海外の公的機関の作成するデータベースのうちすでに一般に公開されているものについては、表1-2、表1-3、表1-4にすでに示した。

表3-18 国際機関の作成するデータベースで限定利用できるもの

デ ータ ベース	プ ロ デ ュー サ	デ ィ ス ト リ ビ ュ ータ
INIS (原子力)	IAEA	日本原子力研究所
AGRIS (農業)	FAO	農 林 省
INPADOC (特許)	INPADOC	日本特許情報センター
INTERFILE (貿易)	WTCA	世界貿易センター
MEDI (海洋)	UNESCO	海洋資料センター
INFOTERRA (環境)	UNEP	国立公害研究所

4. データベース・サービスに関する 意見集成

目 次

4. データベース・サービスに関する意見集成	99
(1) 国際情報ネットワーク委員会	99
(2) データ通信会議	99
(3) 科学技術情報活動推進懇談会	100
(4) データベース産業研究会	101
(5) 学術審議会学術情報資料分科会	102
(6) 公共的データベース推進調査委員会	102
(7) 情報処理に関する懇談会	102
(8) 産業別情報拠点の育成に関する調査研究委員会	103
(9) データベース・サービス業連絡懇談会	109

4. データベース・サービスに関する意見集成

データベース利用に関しては、日本は欧米諸国に比較して著しい立ち遅れを示している。この状況に対処するために、最近、さまざまな立場から意見が提出されている。本章においては、そのうち代表的なものを選び、さらにその内容が制度にかかわるものだけに限り、これを集約する。

(1) 国際情報ネットワーク委員会

本委員会は、委員長を猪瀬博、事務局を日本情報処理開発協会として運営され、昭和53年3月に「国際情報ネットワーク振興のために」という提言を発表している。この提言は、この分野の問題点を、基本的、総括的な立場より示し、これに対する方策を提案している。つぎに、このうち制度にかかわる「1. 情報資源の整備」の項を引用する。

① 情報資源の開発

- ・国策としての体制整備
- ・公共的情報資源の開発
- ・民間のデータ整備の促進
- ・政府統計データの磁気テープ等による提供利用
- ・新しい公的専門機関の新設

② 情報資源の効率的流通機構の確立

- ・小売機能をもつ民間専門業者の育成
- ・事業体間、企業間、国際間での協力・補完体制の確立
- ・輸出体制の確立
- ・分業体制の確立

③ 国際データ通信網等の整備

- ・国際公衆データ交換網の導入
- ・付加価値通信機能の導入
- ・通信関係現行法規の再検討

(2) データ通信会議

本委員会は、座長を斉藤忠夫とし、郵政省電気通信監理官室を事務局とするものであり、昭和53年9月に報告書を発表している。

本報告はデータベースを対象とするものではないが、データベース流通のための基盤整備となるような具体的施策を示している。

これを次に示す。

① 回線利用制度の見直し

- ② 回線料金の見直し
- ③ 技術面および社会的影響の側面の検討

- ・技術開発
- ・標準化
- ・データ通信技術士
- ・社会的影響

④ 情報通信業の基盤整備

- ・事業者性の確立
- ・運営基盤の確立
 - ・財政的基盤
 - ・技術的基盤
- ・事業性の確立
 - ・需要の喚起、市場の拡大
 - ・公正競争の確保
 - ・周辺環境の整備

⑤ 第3セクターの設立

⑥ 国の長期計画の確立

⑦ データ通信に関する意見交換の場の設定

なお、問題点の分析と評価と題する項目があり、ここでデータベースに言及がある。

これを要約すると次のようになる。

- ・ 海外データベースにアクセスするための安価な高速国際回線の開設
- ・ 日本におけるデータベースの構築
 - ・ 政府データベースのコンピュータ可読型での積極的公開
 - ・ 政府のデータベース形成に対する投資
 - ・ 民間のデータベース形成に対する助成

(3) 科学技術情報活動推進懇談会

本委員会は、委員長を加藤弁三郎、事務局を科学技術庁として運営され、昭和53年12月に、「科学技術情報活動推進の目標と施策について」という報告を公表している。この報告は、昭和44年にはじまる「科学技術情報の全国的流通システム（NIST計画）」の見直しをはかったものである。この報告は、今後5年を目標に推進すべき施策として次の項目を列挙している。

- ① データベースの拡充
- ② オンライン・サービスの拡充
- ③ 1次情報サービスと各種案内サービスの強化
- ④ 国内諸機構の育成

- ・ 専門センターの設立
 - ・ 総合センターの強化
 - ・ 地域サービス・センターの整備
 - ・ 学術情報処理・提供体制の強化
 - ・ 中央調整機構の整備
- ⑤ 国際協力活動の推進
 - ⑥ 科学技術情報活動の活発化
 - ⑦ 筑波地区におけるモデル活動の推進

どの項目も程度の多寡はあれ、制度がらみのものである。とくに、データベースの拡充の項においては政府機関の報告書等の利用促進が強調されているが、1次情報サービスと各種案内サービスの強化、国内諸機構の育成（とくに中央調整機構の確立）という項も、制度上の検討を要請するものである。

(4) データベース産業研究会

本委員会は、機械振興協会経済研究所が実施した「機械産業の施策に関する調査研究」のうちの第5分科会であり、委員長を田中京之介、事務局を産業材料調査研究所が担当し、昭和54年3月に報告書を発行した。この報告書は「取組むべき課題」として具体的な提案を示している。これを次に引用する。

- ① データベース作成に対する助成措置の確立
- ② 各種の情報拠点の育成
- ③ 関連技術開発の強化
- ④ オンライン流通面の施策の展開
- ⑤ 回線利用制限の緩和および回線利用料金の低廉化
- ⑥ 各種制度・法制等の整備（官公庁データ・オープン化の前進）
- ⑦ データベース・オブ・データベースの形成
- ⑧ データベース振興のための団体の設立

ここに列挙された課題中、とくに制度にかかわる項目は、①、②、⑤、および⑥である。これらについて若干の説明を加えれば次のようになる。

- ① データベース作成に対する助成措置の確立については、具体的な資金支援の方策が提案されている。
- ② 各種の情報拠点の育成については、事業者団体の情報活動の課題が示されている。
- ⑤ 回線利用制限の緩和および回線利用料金の低廉化については、
 - ・ メッセージ交換の開放
 - ・ 情報処理と通信の分離
 - ・ 回線料金の引下げ

が主張されている。

⑥ 各種制度・法制等の整備については、

- ・ 官公庁磁気テープのデータベースサービス業者への提供の容認
- ・ 統計制度上の問題としての目的外使用の容認
- ・ 著作権の確定
- ・ 政府データの公開

がとりあげられている。

(5) 学術審議会学術情報資料分科会

本委員会は、分科会長を長倉三郎として組織されたものであり、昭和54年8月に、「今後における学術情報システムの在り方について(中間報告)」を発表した。

本報告は、わが国における学術情報流通システムの課題として、

- ① 1次情報の収集整備とその提供システム
- ② 情報検索システム
- ③ データベースの形成

について、その整備を提案している。このうちデータベースの形成に関するものとしては、

- ・ 総合的調整
- ・ 国際的協力

が挙げられている。

(6) 公共的データベース推進調査委員会

本委員会は、松田武彦を委員長とし、日本情報処理開発協会を事務局とするものであり、昭和55年2月に「公共的データベース形成推進の基本的あり方についての提言」をまとめた。それは次のようなものである。

- ① 公共的データベース形成の必要性とその推進基本計画の策定
- ② 公共的データベース利用の組織化(クリアリング機能の充実)
- ③ 公共的情報の管理方式の確立

(7) 情報処理に関する懇談会

本委員会は、委員長を奥村綱雄とし、経団連事務局が主要企業の情報システム管理者を招集して構成されたものであり、昭和55年3月に「産業界における情報化の現状と問題点」という報告書を発表した。

この報告においては、わが国産業界の抱える問題点として8項目を列挙しているが、そのうちデータベースに関する部分を引用すれば、次のように要約できる。

- ① 政府所有のデータベースの公開

- ② 仲介業者の育成
- ③ 著作権等法制の整備
- ④ ユーザーの立場での検討

(8) 産業別情報拠点の育成に関する調査研究委員会

本委員会は、日本情報処理開発協会が事務局となり、産業団体の協力をえて組織されたものであり、昭和54年3月、55年3月に中間報告を発表している。本報告中に今後の課題として示されているものを次に引用する。

- ① 産業団体におけるシステム運用上の課題
 - ・ 情報の管理体制の確立
 - ・ 情報分析力の蓄積
 - ・ 会員企業の理解と支援
 - ・ コピーライトの問題
- ② 政策的支援を行うに当たっての検討課題
 - ・ 情報産業振興施策との関係
 - ・ 産業情報の提供主体としての政府の役割

(9) データベース・サービス業連絡懇談会

本懇談会は、赤司正記を座長とし、民間のデータベース・サービス業者が組織されたものであり、昭和55年5月に「データベース・サービス業振興のための提言書」を発表した。本提言書の項目を列挙したものを次に示す。

- ① 基盤整備について
 - ・ データベース・サービスにかかわる諸権利の明確化とその保護
 - ・ 各種の標準化の促進
 - ・ 通信回線利用制度の改善
- ② データベースの構築・維持について
 - ・ データベースの構築・維持への直接の助成
 - ・ データベース関連技術の促進
- ③ データベースの流通・利用促進について
 - ・ 政府保有データの適切・早急な公開
 - ・ 公機関のデータベース利用機運の醸成
 - ・ ネットワークの構築と有効利用
 - ・ 公共・民間サービスの適切な分担、協力関係の樹立
 - ・ データベースのクリアリング機関の実現

なお、本提言集には、資料集が添付されており、ここに懇談会参加者のデータベース・サービスを

めぐる意見集成がある。

参 考 文 献 (3、4 章)

1. 日本情報処理開発協会
国際情報ネットワークに関する調査研究報告書、1978
2. "
 所在情報案内システム開発に関する調査研究報告書、1979
3. "
 産業情報拠点育成に関する調査研究報告書、1979、1980
4. "
 公共的データベース形成に関する調査研究報告書、1979、1980
5. 関西情報センター
 地域的公共データ流通のための研究開発、1979
6. 統計審議会
 磁気テープ・ガイドブック
7. 行政管理庁
 統計制度と統計調査、1976
8. 行政管理庁
 統計調査要覧、1977
9. 科学技術情報活動推進懇談会
 科学技術情報活動推進の目標と施策について、1978
10. 科学技術情報活動推進検討会
 科学技術データベース拡充の方策について、1979
11. 科学技術庁
 公共的情報のクリアリング機構のあり方に関する調査報告書、1980
12. 三菱総合研究所
 科学技術情報の流通体制に関する調査研究、1980
13. "
 公共的情報のクリアリング機構の整備に関する検討調査報告書、1980
14. データベース・サービス業連絡懇談会
 データベース・サービス業振興のための提言書、1980
15. NTIS
 Review of Scientific and Technical Numeric Data Activities、1977

5. データベース・サービスに関する ヒアリング結果

目 次

5. データベース・サービスに関するヒアリング結果	105
5.1 日本の場合（公共的情報を主に）	105
(1) 官庁の意見	105
(2) エージェントの意見	106
(3) プロデューサの意見	106
5.2 米国の場合（著作権を主に）	107
(1) 概 要	107
(2) データベース作成と著作権	108
(3) データベース検索サービスと著作権	110
(4) ドキュメント・ファインディングと著作権	110

5. データベース・サービスに関する ヒアリング結果

データベースの流通上の問題点について、さまざまな立場にある当事者から、実態的に視点にもとづく意見を聴取した。

日本の場合には、主として公共的情報に関して、米国の場合には、主として著作権に関して意見を集約した。

5.1 日本の場合（公共的情報を主に）

公共のデータベースが民間に流れて行く場合の問題について、現実とその衝にある人達の意見を徴してみた。結果は以下の通りである。サプライヤー側の立場として行政管理庁、データベース・エージェントとして通商産業調査会（実際の担当部署はその中の経済統計情報センター）データベース・プロデューサとして日本経済新聞社をピックアップした。

(1) 官庁（行政管理庁）の意見

具体的な細かい問題に対する対応よりは一般論が中心である。

① 情報公開に就いては原則として賛成、特に統計法に定める指定統計は、公表の義務ある故、どの部署が流そうと制限はしないし、それ以外の統計でも守秘義務にひっかからないものは原則として自由という考え方をとる。

② 文書取扱規程は、各省庁で異なり（おおまかにいえば殆んど似たりよったりだが）、これを統一するのは、各省庁の仕事の内容・性質が異なる限り、理論上も実際上も無理でまた現在そういう試みもない。

③ 民間に情報を流す窓口として、政府全体でどこか1カ所に集中するということも考えられない。また官庁間のデータの相互融通、規格統一といったことについて、データ・センター的なものを作る構想も今のところはない。各省庁が情報を流す窓口も慣例的に定まって居り、これを制度的に1本化することも無理であろう。

④ 但し、情報公開法を作っても、一般の人には情報の所在そのものが分らず、それぞれ意味がない故、クリアリング・システムの確立 ためのコードの設定等最小限のレベルの統一は必要であろう。⑤

⑤ これについては、昭和55.5.27閣議了解事項でも触れられている通り、政府としても前向きに考えているが、実際の所は、発議に際して所轄官庁がはっきりせず、内閣審議室にて作成されたという経緯がある。

⑥ 官庁が出すデータだから無料にしなければならないということにはなるまい。むしろ適当な定価をとって、その代り誰にでも平等に門戸を開放しなければならない。

⑦ 国際的なデータ・フローについては、日本政府としてももう少し問題の重要性を認識する必要

があらう。現在はこの問題について所管部場がはっきりせず具体的な検討は進んでいないが、少なくとも問題点の整理は行政管理庁がやるべきであらう。

(2) エージェント（通商産業調査会）の意見

ポイントなるべき事項を列記すると以下の通り、

① 現在通産省のデータベース関連の譲渡窓口はここだけである。

② 通産省から無償で譲り受けたテープを編集加工して、ユーザーに1本当り4.5万円（2400フィート）で売っている。

③ 種類としては、通産省調査統計部のデータ、それも産業連関表、鉱工業各種指数及び工業統計表の3種に限られて居る。通産省側でも、生データをそのまま渡すわけにはいかないので、作り直して集計結果という形で渡してくれる。この数が大体年に50本位である。

④ テープでアウトプットしようと思えば、印刷物と異なり、極めて詳細かつ膨大な情報がとれるわけであるが、余り細分化すると統計の意味が薄れてしまう結果になりかねない。例えば生産動態統計などは、まとめて印刷物としたものの方が見易く、テープで出すメリットも余りない。

⑤ 販売をやるためには、或程度の品揃えは必要だが、例えば文字情報を貰っても需要がどれ位あるかわからないし、データベース作成のコストを考えるとなかなか踏み切れない。こういった販売面の制約があって、現状では、上記の3種のファイルに限り、販売本数は、54年度実績で凡そ180本である。

⑥ 販売用に再編集・加工する仕事は、長年つきあっている所を使ってやらせ、テープの複製、デリバリーもそこに任せている。

⑦ ユーザとしては、大学・研究所が多く、大体メンバーも固定しており、その数は40位である。大学も国立が殆んどである。セールス活動としては、現在自分の所で出している通産省公報、通産ジャーナル等にPRする程度で、一般紙への広告はやっていない。特定少数の客を対照にし、商品タイプも変更ないという前提なのでそれでよいと思っている。

⑧ 現在通産省との間に譲渡の手続きとしてとられている形式は、前記の3種のデータについて、それぞれ一般的な契約要件を記した「覚書」を、通産省調査統計部長と通商産業調査会の間で交して置き、具体的にどれかの種類のデータの必要性が発生する都度定型フォームの「お願い」に必要事項を記入して譲り受ける形をとっている。請わば、通常の取引における基本契約と個別契約といったパターンを踏襲している。

(3) プロデューサ（日本経済新聞社）の意見

① 現在コンタクトし、データベース用の資料を入手している官公庁は10を越える。従って、殆んど官公庁に関係している。

② どの官庁も、情報を出す窓口は大体似たり寄ったりであり、指定統計が大半で、これは公表義務があるので割合簡単である。従ってこの窓口を形式的に統一する程のこともない。

③ 大抵は、政府資料として新聞等に発表されるので、その1～2日後に官庁に出向いて資料を入手する。印刷物等の場合は有料であることが多いが、数ページ位の場合は無料で貰えることもある。

④ 一般的には、統計類、それも指定統計が多いので、これをどういふデータベースに組もうと問題になるケースは無いが、文字情報の場合でも、これを生のまま出さない限り、編集著作物として特に頒布することを認められている。

⑤ テープを直接官庁から譲り受けるケースは、別記の通産調査会経由のものを除くと大蔵省の通関統計のみである。テープは1本5万円で買ってくるが、これをそのままの形で右から左に流さない限り、データベースに組んでいくら売ってもよいことになっている。また文字情報をデータベース化していくら売れるかについても制限はない。

⑥ この業界全体が著作権の問題等も含め、慣行をベースにして動いており、官公庁もその中に組み込まれて、一般的には、それ程強い問題意識をなしに動いて来た面が多い。然し、最近こうした実態面について官民共にもう少し掘り下げて整備していこうという声が高まって来ている。いろいろ理屈通りにいかない面も多いと思われるので、折山の事例を積み重ねてルールを作るといふ風にしなければならぬ。

5.2 米国の場合（著作権を主に）

(1) 概 要

米国における著作権への対応が、特にデータベースについてどのようなものであるか、これを調査するために、米国の著名なデータベース関係の諸機関を訪問した。相手先の機関名および応待者を表5-1に示す。

これらの機関は、データベース・プロデューサ（②、③、④、⑤、⑥）、データベース・ディストリビュータ・（③、④、⑥）、インフォメーション・ブローカ（①）に分れる。なお、ここでいうインフォメーション・ブローカとは図1-1（第1章 頁参照）に示すリテラに対応するものである。

かれらから取材したものは、

- ・ データベース作成上の著作権への対応
- ・ データベース検索サービスにおける著作権の問題
- ・ ドキュメント・コピーの実態

である。

本調査はすべてヒアリング形式で行われた。ここで注意しておきたいことは、応待者はデータベースの実務家ではあるが、著作権の専門家でないことである。つまり、調査結果に偏りやもれがあるかも知れない。

表5-1 米 国 訪 問 機 関

	機 関	応 待 者
①	Information On Demand (IOD)	S. Rugge (President)
②	Battelle Columbus Laboratories	H. C. Pestel
③	Data Resource, Inc. (DRI)	E. C. Williams (Vice president)
④	The Information Bank	A. Greengrass (Deputy Managing Ed.)
⑤	Institute for Scientific Information (ISI)	B. Lawlor (Director)
⑥	Environmental Protection Agency (EPA)	S. R. Holler (Manager)

(2) データベース作成と著作権

① バッテル研究所

バッテル研究所では政府のデータベース作成機関、つまり Information Analysis Center として

① The Copper Data Center

② Metals and Ceramics Information Center

③ Mechanical Properties Data Center

の3センターを有し、銅、金属、セラミックスの技術文献や機械的性質のデータベース作成を行っている。

ここでの情報源は学会誌を始めとする印刷物である。これからのインデキシング、データ収録に関しては著作権の問題は一切生じていない。

② DRI

DRIは経済データベースの作成、流通に関しては名実共に世界一の民間会社である。経済データベースは印刷物と公開されている磁気テープからデータを選択、編集することにより作成される。マクロ経済データの殆んどは公共的データであり、政府が発表するデータなので著作権の問題は生じない。しかし欧州の経済データの流通については著作権が主張されている。英国のCentral Statistical Officeのデータベースに、1レコード毎にロイヤルティが課せられているのがその顕著な例である。IMFのデータベースについては通常の購入契約(年100\$)とは別に再販つまり流通契約(5000\$)を締結しなければならない。

③ Information Bank

The Information BankはNew York Times紙を始め約60種の新聞、雑誌の抄

録データベースとして知られている。このデータベースの情報源は新聞、雑誌などの印刷物であり、それをもとに抄録を作製し、データベース化しているのである。この抄録データベースについては原新聞、原雑誌に対して許可は求めなくてもよいし、またロイヤルティも一切不要である。このような例は、Lockheed社のDIALOGにてサービスされている新聞情報のデータベースThe National Newspaper Indexにも見られる。このデータベースはNew York Times紙を始め、3紙の情報から構成されている。

つまり新聞雑誌の抄録は、原紙、原雑誌と全く異なった製品であるとの見方が定着しており、著作権の問題は生じない。しかし、The Information Bankが計画中の全文データベース(Full text data base)になると新たな問題が発生する。全文データベースとは新聞、雑誌の全文をデータベース化したもので、それから原紙に遡及することなく、直接、全情報が収集できるので「ファクト・データベース」ともいわれ、最近注目されているデータベースである。この場合は、全文データベースのレコードが新聞、雑誌の原記事にとって代わるものであり、著作権の侵害につながる。そこでこのデータベースがサービスされる際には、原記事に対してロイヤルティを支払うことになると同社は考えている。

結局、データベースのレコードの情報が原記事のそれに匹敵し、とって代わることができるような場合には著作権の侵害になる。従って抄録でも、そのレコードが充分長い場合には上記の可能性が生じるが、どこまでが著作権の侵害にならないかは、極めてあいまいであり、確固とした基準がないのが現状である。ただ全文データベースの著作権侵害は一致した見解といえる。

④ ISI

ISIはScience Citation Index, Social Science Citation Index や化学物質のデータベース(Current Abstracts of Chemistry and Chemicus) や化学反応のデータベース(Current Chemical Reaction) など特徴のあるデータベースの作成機関として著名である。そこでは学会誌などの雑誌の論文から、必要な情報を選択しデータベース化を行っているが、著作権の問題は一切ない。

⑤ EPA

EPAは化学情報システム(Chemical Information System = CIS)をNIHと共同で開発し、化学物質に関する約50ケのデータベースをオンラインでサービスしている。またEPA自身も毒性情報などいくつかのデータベースの作成にあたっている。これらのデータベースの情報源は印刷物が殆んどであり、上述のように著作権の問題はない。しかしスペクトルデータのように、原データがアナログで、データベース化されたデータはデジタルで形態が異っていても、デジタル・データから十分原データを想起させるデータはファクト・データであり、殊にそのデータが特殊な場合、印刷物の原データの著作権侵害になるとの疑念が、若干あるようである。しかしその場合でもデータベース化する際に独自の加工を行なっているので、基本的に両者は異った製品である。印刷物が学会誌などの公的情報であれば一層著作権の侵害になる可能性はない。問題となりうるのは、原データが印刷物の形で商用化されている場合に、その商品全体にとって代わるようなデータベースが出現

した時である。

逆に商品の一部をデジタル化等の加工を行いデータベース化することについては、著作権の侵害にはならないというのが慣行である。以上は、EPAのS. R. Heller 博士の意見であった。

(3) データベース検索サービスと著作権

米国では、データベースの利用は、

- ① ユーザの検索
- ② インフォメーション・ブローカによる代行検索

のいずれかの手順でなされる。

①は著作権について問題がない。著作権が主張されているデータベース（例、CA Search）については1サイテーション（引用）当りのロイヤルティをディストリビュータがプロデューサに納付しており、それは利用料金に転嫁されている。

②の場合、検索結果はインフォメーション・ブローカから依頼者である第三者に最終的に渡されるのである。その時データベースサービスが契約者（利用者）のみに直接向けられるものであるとの規定をおくデータベース・プロデューサは、第三者に流通させることに追加のロイヤルティを要求したり、何らかの申告を課している。

IODのS. Rugg氏によれば、CAS（Chemical Abstracts Service）はCA Search の利用の際に、インフォメーション・ブローカには1サイテーション、3セントのロイヤルティの追加を要求し、代行検索を業とする彼らはそれに従っている。この点は日本と若干事情が異なっている。日本では代行検索の場合、追加料金は請求されていない。また、SDCのORIBITにてサービスされているTULSAの代行検索については、検索内容の申告が課せられている。TULSAは、石油、天然ガスの採掘・開発・生産に関する世界の文献および特許のデータベースである。

(4) ドキュメント・ファインディングと著作権

インフォメーション・ブローカの業務のうち代行検索と同様に主要なものにドキュメント・ファインディングがある。これはドキュメント・デリバリーとも呼ばれる原報（原文献）コピー・サービスである。

IQDによればこの際、雑誌からのコピーについては極めて明快な規定がなされている。コピー時のロイヤルティはCopyright Clearance Center, Inc（CCC）から発行されている publisher's photo-Copy Fee Catalog（PPC）により規定されている。対象となる雑誌、ジャーナルは、約2500種である。ロイヤルティには該当文献1冊当りの固定料金制と1頁当りの比例料金制をとるものとがある。1文献当りの料金は平均すると1.5ドルであり、高いものは、American Geophysical Union 発行のもので9.55ドルであり、安いものは、IEEE発行のもので0.5ドルである。この料金は、雑誌の発行量に反比例している。

一般に、雑誌のコピーに際しては、インフォメーション ブローカがそのロイヤルティをCCCに納入することになっている。

一方、本（BOOK）については、かつてCCCに登録されていたが、現在は解除されている。従って、本からのコピーについては、インフォメーション・ブローカは出版社と直接契約を結び、コピーの許可、ロイヤルティの決定等を行うことが建前になっている。

このように本のコピーの著作権の規制は雑誌ほど徹底しておらず、その実態は不透明な部分が多く「gray area」と呼ばれている。

—— 禁 無 断 転 載 ——

昭和 56 年 3 月 発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園 3-5-8

機 械 振 興 会 館 内

TEL (434) 8211 (代表)

印刷所 株式会社 昌 文 社

住所 東京都港区芝 5-26-30

TEL (452) 4931

